

685
135



3

0029440-000

685-135

割増金附債券の研究

三木純吉・著

債券之日本社

昭12

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

業債券 動附金增割
 圓萬百貳 行發回四第
 圓 貳金

號卷六壹七七第

利分五



大日本帝國東京府東京市

株式會社 日本勸業銀行

總裁 河島 醇

理事 谷 謹一郎



發行所 日本勸業銀行 發行所 東京市本町一丁目

金額	種類	備考
...

一 此勸業債券ノ利率及ヒ當該債券ノ元利金此割増金ハ
 毎年一月七月ノ兩度ニ於テ支拂フモノトス
 一 此勸業債券ハ元金支拂期日ノ翌日ヨリ十五箇年後利
 札ハ利率支拂期日ノ翌日ヨリ五箇年後當銀行ニ於テ
 支拂ハ義務無キモノトス
 一 此勸業債券ノ滅失切失盜取セラレ若ハ汚染毀損シテ
 此券合ニ於テハ代リ債券ヲ交付シ當銀行ニ請求セラ
 レ

一 此割増金附勸業債券ハ明治二十九年四月法律第八十
 二號日本勸業銀行法第五十二條ノ規定ニ基キ大藏大
 臣ノ認可ヲ受テ發行シテノ金額貳百萬圓ニ對スル債
 券ヲ發行スルノ内ノ金額ナリ
 一 此勸業債券ノ償還方法ハ明治三十一年十二月三十一
 日迄償還スルモノトシ一月一月ヨリ四十箇年以内ニ
 於テ毎年或回割増金ノ方法ニ依リ其金額ヲ償還ス
 ルモノトス
 一 此勸業債券存回償還ノ金額ハ貳百五十萬圓ヨリ少ナク
 ナラセモノトス
 一 毎回ノ償還金額貳百五十萬圓ノ債券壹千貳百五十拾圓
 ニ對スル割増金ハ四千圓ニシテ其箇數ハ貳百五十拾ト
 シ之ヲ左表ノ利率ニ分テ其付與ノ方法ハ第壹番乃至
 第壹番ニ當該シテ此債券ニ割増金某金等各箇箇ヲ第
 四番乃至第拾番ニ其利率各箇箇ヲ第拾番乃至第貳
 百三十番ニ其利率各箇箇ヲ第拾番乃至第貳百三十番
 償還額ノ倍若ハ數倍ノ額ニ對シ一時ニ償還スル場合ニ
 ナルモノトス

役 查 監



2N-20

三木純吉著



割増金附債券の研究

債券之日本社刊



685
135

出版の辭

「債券報國」を使命として、月刊雜誌「債券之日本」及び「債券週報」を刊行しつゝある本社は、曩に債券投資實踐の手引書として「債券綜覽」昭和十二年度版を世に送り、幸にして絶讃を博した。今こゝに、學究的良心を以て割増金附債券に關するあらゆる問題に徹底的批判を加へたる本書並に別冊「勸業債券利廻表」を世に送り得ることを誇りとする。蓋し本書及び利廻表は、他に全く類書なき劃期的勞作として高く評價せらるゝことを信じて疑はないからである。近年政府の低金利政策の強行によりて、割増金附債券の普及著しきにも拘らず、その取引方法は舊套依然として改善廓清を要するもの少くない。全國五百萬の愛券家が本書を繙かるゝことによりて、割増金附債券に對する正しき認識を把握し、不正業者の陥穽に落つることなきを得らるれば、本社の本懐之に過ぎない。

昭和十二年四月

債券之日本社

主幹 濠

俊 介

目次

第一章	割増金附債券の發行者（日本勸業銀行）	1
第二章	利札附勸業債券	21
第三章	割引勸業債券	63
第四章	復興貯蓄債券	85
第五章	繰上償還と新券優先應募制度	105
第六章	抽籤—元利金割増金の支拂	117
第七章	債券の利廻計算	124
第八章	當籤率と割増金利廻	139
第九章	同番組券	116
第十章	債券業者—現物團—交換會	174

第十一章	現物賣買—未發行債券の賣買—月賦販賣—擔保貸付	182
第十二章	翌月抽籤債券の豫約賣買	190
第十三章	所謂「鞘取」賣買とその仕法	200
第十四章	債券詐欺と不正取引の種々相	216
第十五章	債券の事故と保全	222
第十六章	新券賣出方法の改善	227
第十七章	債券市場確立の方策	233
第十八章	債券市價の高低と變動	250
第十九章	債券の投資投機及び射倖的價値	268
附錄		
一	日本勸業銀行法（抜萃）	273
二	復興貯蓄債券法	276
三	關西勸業債券團規約	278

挿入寫眞

第四回勸業債券(表面).....	表紙見返し
貯蓄債券い號.....	20
第八十二回勸業債券.....	56
第一回割引勸業債券.....	62
第十四回割引勸業債券.....	80
債券賣出ポスター三種.....	84
第四回復興貯蓄債券(十圓券).....	86
第七回復興貯蓄債券(五圓券).....	90
太鼓型及び楯型抽籤器.....	116
抽籤の實況.....	120
割引第十二回賣出風景(大阪).....	228
第四回勸業債券(裏面).....	裏表紙見返し

挿入圖表

A 一月七月抽籤主要債券相場推移圖.....	262
B 二月八月抽籤主要債券相場推移圖.....	263
C 三月九月抽籤主要債券相場推移圖.....	264
D 四月十月抽籤主要債券相場推移圖.....	265
E 五月十一月抽籤主要債券相場推移圖.....	266
F 六月十二月抽籤主要債券相場推移圖.....	267



第一章 割増金附債券の發行者 日本勸業銀行

本書に於て研究せんとする割増金附債券とは、日本勸業銀行の發行する割増金附勸業債券と政府が曩に日本勸業銀行をして發行せしめたる復興貯蓄債券とを謂ふ。従つて、割増金附債券研究のブローグとして、日本勸業銀行の全貌を明らかにしたいとおもふ。

日本勸業銀行は、明治二十九年四月法律第八十二號を以て公布せられたる日本勸業銀行法に準據して翌三十年六月資本金千萬圓内拂込二百五十萬圓を以て東京に設立し同年八月より開業したる不動産長期信用機關である。

之より先、明治九年頃より政府部内にドイツ、フランス、ベルギー諸國に於る抵當銀行制度の移植を主張する者があり、又民間にも地券銀行の設立を企劃する者があつ

た。明治十五年松方大藏卿の日本銀行設立建議中にも殖産興業のために不動産抵當貸付を行ふ興業銀行の設立の必要に言及せられてあつた。政府は興業銀行の設立計畫について成案を得るために調査審議すること數年、遂に明治二十九年興業銀行を勸業銀行と改稱し、議會の協賛を得て日本勸業銀行法及び農工銀行法を制定公布し、日本勸業銀行及び府縣農工銀行の誕生を見るに至つたのである。

日本勸業銀行四十年の歴史は、之を創業時代（明治三十年より明治四十年に至る十年間）代理貸付時代（明治四十一年より大正六年に至る十年間）支店開設時代（大正七年より昭和二年に至る十年間）大勸銀時代（昭和三年より現在に至る）に分つことを得る。

創業時代に於ては、同行は銀行そのものを社會に紹介し、代理店を設置し、勸業債券の販路を確立し、營業の範圍を擴張するに努むると同時に拂込金の徴收と積立金の蓄積によりて銀行の基礎を築き上ぐることに努めた。同行は割増金附債券の募集に依つて多額の資金を吸収し得るに反し、農工銀行はその債券に割増金を附することを得ざるが故にその發行困難にして、最初より貸付資金の缺乏を訴ふるに至つたから、同

行は明治三十三年農工銀行の保證に依りて農工銀行を通じて貸付をなす所謂代理貸付制度を設けたのであるが、明治四十二年には全國四十六の農工銀行が悉く代理貸付制度を利用するに至り、同行は勸業債券の募集に依りて調達したる資金を代理貸付に運用し、恰も農工銀行のために貸付資金を調達する中央機關たる役割を演ずることとなつた。同行の公稱資本金は明治四十四年の倍額増資に依りて二千萬圓となり、大正三年の再度の倍額増資に依りて四千萬圓となつた。大正七年には大阪支店を設けて地方進出の端緒を作り、又優良信用組合加入の農業者に對し、自作農高利整理資金貸付及び自作農創設資金貸付を行ふに至つた。大正十年多年の懸案たりし勸業銀行及び農工銀行の合併に關する法律（大正十年四月二十七日法律第六十號）及び大藏省令が公布せられ、勸業銀行は合併によりて消滅したる農工銀行の農工債券を承繼し且當該農工銀行の本支店所在地に支店を設くべきことが定めらるゝに及び、同行は合併を希望する農工銀行を悉く合併する方針を採つた。かくて大正十年九月及び十一月に山梨、佐賀、防長、福岡の四農工銀行を合併し、十一年には鳥根、鳥取、讃岐、山形、福井、富山、石川、土佐、沖繩、静岡、新潟、秋田、京都の十三農工銀行を合併し、十二年二月には青森、和歌山の二

農工銀行を合併した。又同年一月臺北に支店を開設し、同年六月公稱資本金六千八百十三萬四千七百五十圓を九千四百萬圓に増資した。その後農工銀行合併は數年間杜絶したるも、昭和二年に至り合併の機運再燃して、千葉、肥後の二農工銀行を合併し、昭和四年には、長崎農工銀行を、昭和五年には奈良、群馬、長野、岩手、埼玉の四農工銀行を合併した。その後合併は再び數年間杜絶したるも、昭和九年に栃木、宮崎の二農工銀行を合併した。昭和十一年三月同行總裁馬場鏌一氏が大藏大臣に就任するに及び、金融統制上勸銀農銀の合併統一を國策として斷行する方針を採り、同年七月東京府農工銀行の合併を決定するに及び、遂に農工銀行の反合併ブロック崩壊し、阿波、大分、鹿兒島、大阪、兵庫、廣島、濃飛、宮城、三重、愛媛の十農工銀行も昭和十二年上半期に於て合併せらるゝこととなり、今や農工銀行の残存するもの、愛知、福島、茨城、神奈川、岡山、滋賀の六行のみとなつた。

日本勸業銀行の昭和十一年下期末現在に於る公稱資本金は一億一千五百二十七萬五千圓（内拂込九千百十五萬千六十二圓五十錢）であつて、株主配當率は明治三十五年以來年一割を持續してゐる。昭和十一年下期末現在に於る支店の數四十二（内臺灣三）

出張所の數七、代理店の數三百八十である。

日本勸業銀行の業務は、日本勸業銀行法及び同行の定款に詳細に規定せられてゐる。

一 直接貸付 貸付には抵當貸付と無抵當貸付とがある。

(一) 抵當貸付

(イ) 年賦償還貸付、即ち五十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り不動産を抵當とする貸付

(ロ) 定期償還貸付、即ち五箇年以内の定期償還の方法に依り、不動産を抵當とし、若くは不動産を抵當とする債權（抵當證券を含む）を質とし、又は漁業權を抵當とする貸付

(ハ) 工場財團、軌道財團、鐵道財團又は漁業財團を抵當とする五十箇年以内の年賦償還貸付又は五箇年以内の定期償還貸付

(ニ) 農工銀行の年賦償還貸付金の債權及びその擔保たる抵當權を擔保として年賦償還の方法に依る貸付

同行の徴する抵當は總て第一抵當たることを要し、且土地は永續すべき確實なる

収益の見込あるものに限り、又建物は總て同行の確實と認むる保險會社の保險附のものに限る。不動産、財團又は漁業權を抵當とする貸付金額は同行に於て鑑定したる價格の三分の二以内とする。

(2) 無抵當貸付

(イ) 府縣市町村その他法律を以て組織する團體に對する無抵當貸付

(ロ) 耕地整理法に依る連帶責任共同施行者又は耕地整理組合、産業組合、重要輸出品工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の聯合會に對する定期償還又は年賦償還の無抵當貸付

(ハ) 農工銀行の存在せざる府縣内に於て農業者、工業者、漁業者十人以上申合せ連帶責任を以て借用を申出でたる時、信用の確實なる者に對する五箇年以内の定期償還の方法に依る無抵當貸付

(ニ) 都市計畫法に依る連帶責任の土地區劃整理共同施行者又は土地區劃整理組合、若くは其の聯合會に對する定期償還又は年賦償還の無抵當貸付

二 代理貸付 日本勸業銀行は農工銀行及びその他の特殊銀行の保證を以て、それ

らの銀行に右の貸付を行はしむることを得る。之を保證付貸付又は代理貸付といふ。

日本勸業銀行の貸付は法律上左の制限を受けてゐる。

(1) 定期償還貸付は拂込資本金及び積立金總高の二倍を超過することを得ない。この制限は勸業債券の發行に依りて得たる資金を主として年賦償還貸付に使用せしむる趣旨に出づる。

(2) 市制施行地及び勅令を以て指定する市街地に存在する宅地及び建物(工場財團及び工場に屬する敷地の建物を除く)を抵當とし、又は之を抵當とする債券(抵當證券を含む)を質とする貸付金額並に土地區劃整理共同施行者、又は土地區劃整理組合若くはその聯合會に對する無抵當貸付金額は、拂込資本金額及び勸業債券發行額の二分の一を超過することを得ない。この制限は農工業者以外の者に對する貸付に資金の過半を使用することなからしむる趣旨に出づる。

(3) 割増金附勸業債券の發行に依りて得たる資金は、田、畑、鹽田、山林、牧場、養魚池を抵當とし、又は之を抵當とする債權(抵當證券を含む)を質とす

る貸付、前掲の無抵當貸付、農工債券又は産業債券の引受の外、之を使用することを得ない（但し大藏大臣の認可を得たるときはこの限りでない）。この制限は同行に對してのみ與へられたる特典たる割増金付債券の發行に依りて得たる資金を主として農業に對する貸付に使用せしむる趣旨に出づる。

三 特殊銀行債券の引受

日本勸業銀行は農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又は朝鮮殖産銀行の發行する債券を引受くることを得る。債券の引受の目的は、之等の特殊銀行に對する資金援助である。

四 勸業債券の發行

日本勸業銀行は貸付資金吸収のために拂込資金の十五倍まで勸業債券を發行することを得、且債券の償還に割増金を付與することを得る。これらの特典については後に詳説する。

五 府縣市の金錢出納事務の取扱

六 預り金

預り金には普通銀行と同じく定期預金、當座預金、特別當座預金、通知預金がある。但し定期預り金及び（五）の金錢にして運用を許されたる公金以外の預り金の總額は拂込資本金額を超過することを得ない。

同行は預り金又は營業上の餘裕金を左記の方法に依るの外使用することを得ざる法律上の制限を受けてゐる。

（一）預り金の四分の一以上は國債證券若くは大藏大臣の認可を受けたる有價證券を買入れ、又は大藏省預金部若くは大藏大臣の認可を受けたる銀行に預入ること

（二）前記の證券又は農産物、水産物、工業製造品を擔保とする手形の割引又は短期貸付を爲すこと

（三）産業組合、生絲共同施設組合、重要輸出品工業組合、漁業組合又は其の聯合會に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと

（四）農工銀行の存在せざる府縣内に於て十人以上の農業者、工業者又は漁業者申合せ連帶責任を以て借用を申出たるときはその信用の確實なるものに限

り無擔保にて短期貸付を爲すこと

(5) 公共團體に對し短期貸付を爲すこと

(6) 定期預り金を不動産を抵當とし又は不動産抵當債權（抵當證券を含む）を質とする五箇年以内の定期償還貸付に使用すること

七 地金銀、有價證券の保護預

八 抵當證券の賣買

九 自己の發行する債券にして政府の所有又は保護に係るものを日本銀行の爲に管理すること

日本勸業銀行は法律に記載せざる業務を營むことを得ない。

かくの如く、日本勸業銀行の不動産金融機關としての職責は甚だ重要なるが故に、政府は、總裁、副總裁を四百株以上の株主中より自ら任命し、且大藏大臣は同行の業務を嚴に監督してゐる。日本勸業銀行法（自第四十五條至第五十四條）に依れば

(1) 大藏大臣は日本勸業銀行監理官及び地方監理官を置きてその業務を監視せしめ、之等の監理官は何時にても、同行本支店の金庫、券金庫、帳簿及諸般の文書

を檢查することを得、且必要ありと認むるときは營業上諸般の計算及び景況を報告せしむることを得るのみならず、株主總會其他諸般の會議に出席して意見を述べることを得る。

(2) 定款の變更、支店又は代理店の設置、株主配當金の分配、貸付金の最高利率の決定、勸業債券の發行につき大藏大臣の認可を受くることを要する。

(3) 大藏大臣はその營業に關する諸般の景況及び計算報告書の提出を命じ、必要と認むるとき貸付割引の金額及び方法を制限することを得、且營業上法律命令又は定款に背反し若くは公益を害する行爲ありと認めたるときは、之を制止することを得る。

日本勸業銀行はその貸付資金の源泉である勸業債券の發行に關して多くの特典を與へられてゐる。

(1) 商法上の株式會社は拂込資本額の限度に於て社債を發行し得るに反し、日本勸業銀行は年賦償還及び定期償還貸付金總高並に引受けたる農工債券、北海道拓

殖債券及び朝鮮殖産債券の現在高を超過せざる範囲内に於て、拂込資本金額の十
五倍まで勸業債券を発行することを得る（日本勸業銀行法第三十四條一項）。但し債券借換のために低利
債券を発行するときは、一時右の制限に依ることを要しない（同法第三）。他の特殊銀
行の債券發行につきても、之と大體同様なる特典が與へられてゐる（農工銀行法第二十六條
一項、第二十八條、日本勸業銀行法第十二條、第十六條、北海道殖産銀行法第十二條、
本興業銀行法第十二條、第三十條一項、第三十五條、朝鮮殖産銀行法第三十條一項、第三十五條）。

(2) 商法上の株式會社が社債を發行する場合には、株主總會の決議を要するに反
し、勸業債券の發行する場合には株主總會の決議を要しない（日本勸業銀行法第三十二條一項）。他の特殊
銀行が債券を發行する場合にも、同様の特典が與へられてゐる（農工銀行法第二十六條三項、日本
北海道殖産銀行法第十二條一項、朝鮮殖産銀行法第三十條二項）。

(3) 商法上の株式會社は、前に募集したる社債總額の拂込を爲さしめたる後に非
ざれば更に社債を募集することを得ざるに反し、勸業債券は前に募集したる債券
總額の拂込が完了せざるときと雖も、新規に募集することを得る（日本勸業銀行法第三十二條一項）。他の
特殊銀行が債券を發行する場合にも、同様の特典が與へられてゐる（農工銀行法第二十六條
第十四條二、二項、北海道殖産銀行法第十二條一項、朝鮮殖産銀行法第三十條二項）。

(4) 商法上の株式會社が社債を發行する場合に、若し應募不足するときは社債は
成立せざるに反し、日本勸業銀行が勸業債券を發行する場合には、應募總額が債
券申込證に記載したる債券總額に達せざるときと雖も債券を成立せしむる旨を該
申込證に記載したるときは、假令應募不足するも應募總額を以て債券は成立する
（日本勸業銀行法第三十四條三項）。他の特殊銀行が債券を發行する場合にも、同様の特典が與へられてゐ
る（農工銀行法第二十六條四項、日本勸業銀行法第三十四條三項、朝鮮殖産銀行法第三十條二項）。

(5) 商法上の株式會社の社債の金額は二十圓を下ることを得ざるに反し、日本勸
業銀行は券面額十圓以上の勸業債券を發行することを得る（日本勸業銀行法第三十五條）。他の特殊銀
行の發行する債券にも同様の特典が與へられてゐる（農工銀行法第二十六條二項、日本勸業銀行法第十三條
行令第三十一條、第三十三條一項）。

(6) 日本勸業銀行は券面二十圓以下の勸業債券を發行する場合には、賣出期間を
定めて賣出の方法に依ることを得る。賣出發行の場合に於ては、一定の事項（出期間
②銀行の商號③賣出總額④各債券の金額⑤債券の利率⑥債券償還の方法及期限⑦數
回に分ち債券の拂込をなさしむるときは其拂込金額及び時期⑧債券發行の價額又は最低價額）を公告するに於ては、社債申
込證を作することを要しない（日本勸業銀行法第三十七條二項）。他の特殊銀行が社債を發行する場合にも、

大體同様の特典が與へられてゐる（農工銀行法第二十六條ノ二、第二十六條ノ三、日本興業銀行法第十三條ノ二、第十三條ノ三、北海道拓殖銀行法第十二條ノ二、第十三條ノ三、朝鮮殖産銀行法第三十三條、第三十四條）。

(7) 勸業債券は利札附にて發行することを得るのみならず、割引の方法を以て發行することを得る（日本勸業銀行法第三十五條ノ四）。債券の割引發行は、勸業債券及び興業債券にのみ認められたる特典である。

(8) 日本勸業銀行は年二回以上抽籤を以て勸業債券を償還することを要し、債券を償還する場合に大藏大臣の認可を受けて割増金を付與することを得る（日本勸業銀行法第三十六條）。一般の株式會社も社債償還の場合に割増金を附することを得るも、その金額は均一なることを要するに反し、勸業債券に附する割増金は均一なることを要しない。かゝる割増金附債券の發行は、他の特殊銀行には許されずして、日本勸業銀行にのみ與へらるゝ最も重要な特典である。

日本勸業銀行が現に發行する債券には左の數種がある。

(1) 勸業大券 一般募集の方法によりて發行したる利札付債券であつて、割増金を附してゐない。券面金額は百圓以上、一萬圓に及び、勸業大券と呼ばれてゐる。

一般の株式會社の社債とその性質を同じうするものである。

(2) 特殊債券 大藏省預金部が引受けたる債券であつて、割増金を附してゐない。勿論、世間に流通してゐない。

(3) 勸業小券 割増金を附して大衆に賣出す小額債券である。勸業小券には利札を附するものと、割引の方法を以て發行するものがある。

(イ) 利札附債券 通例年二回抽籤を以て一定額宛を償還し、償還債券の一部に對して、一等より三等又は四等に至る割増金を附してゐる。券面額及び利率によつて左の如く分類せられてゐる。

二十圓券	五分利	十七回別
	四分五厘利	八回別
	五分利	十七回別
	四分五厘利	三回別
十圓券	四分利	二十一回別
	三分六厘利	三回別

最終償還年数は、いづれも四十年、一等割増金は五千圓を最高とし、三千圓、二千圓、千圓、五百圓及び三百圓の數種がある。尤も、所謂五千圓物六回別は、最近數次の繰上償還に依りて凡て消滅することゝなつた。

(ロ) 割引債券 券面金額を二十圓として發行し、眞割引の方法に依り一定の年利率を半ヶ年複利にて計算し金十圓を以て賣出す債券であつて、年二回抽籤を以て一定額宛を券面金額にて償還し、償還債券の一部に對して一等より四等に至る割増金を附してゐる。現在(昭和十二年四月)までに既に十四回別が發行せられてゐる。(内「第十三、四回」は合併發行) 最終償還年数は、「第一回」の十七年六ヶ月を最短とし、新券「第十三、四回」の三十年三ヶ月を最長とし、發行の時に於ける最終償還利廻は「第一回」の四分を最高とし、新券「第十三、四回」の二分三〇を最低とする。一等割増金は、「第一回」の百圓の外は、凡て三千圓である。

(4) 承繼農工債券 日本勸業銀行が合併したる農工銀行の農工債券は、勸業債券と見做される(大正十年法律第八十號第二條)。かゝる農工債券は勿論割増金を附してゐない。従つて勸

業大券とその性質を同じうする。

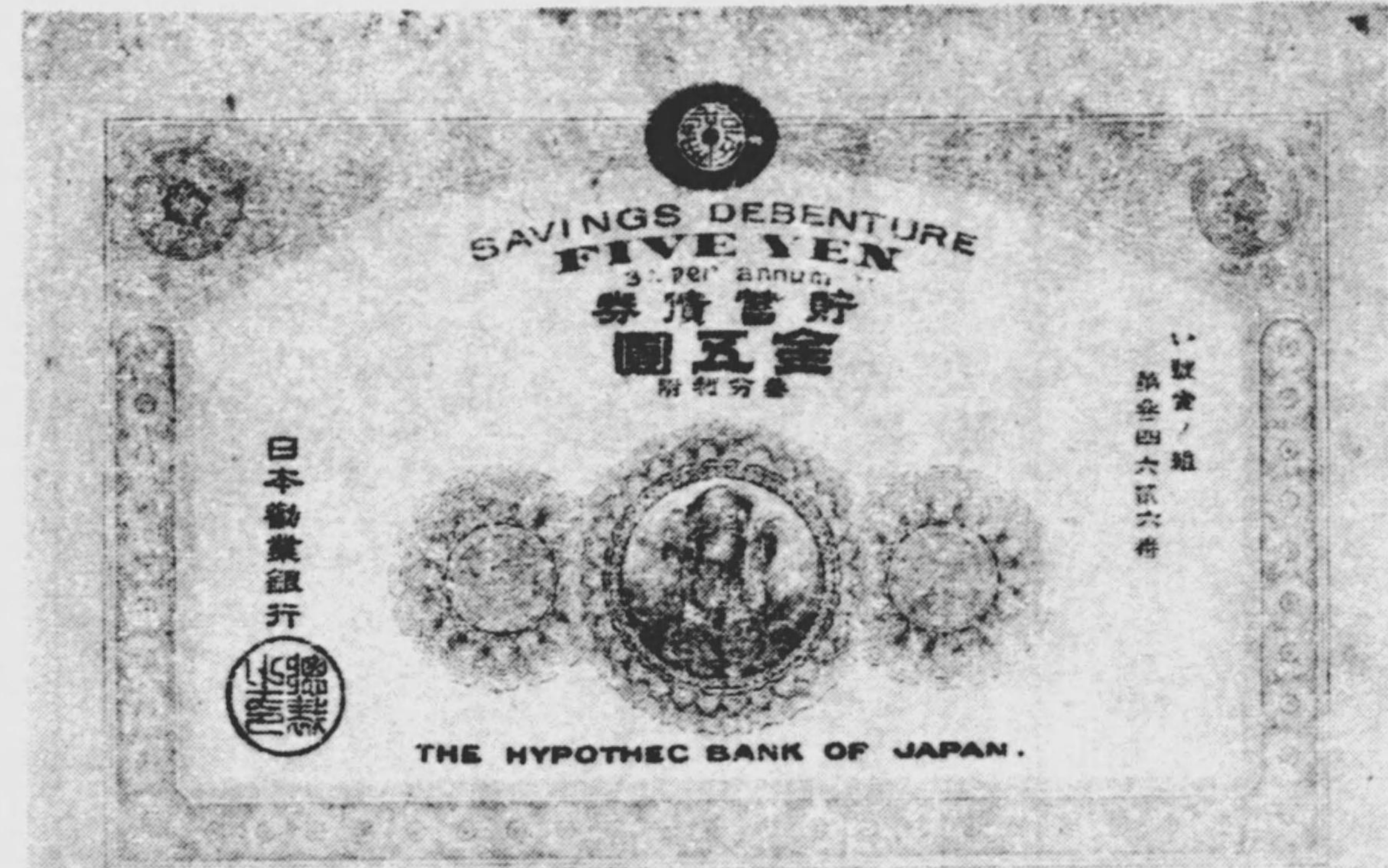
(5) 復興貯蓄債券 復興貯蓄債券は政府が復興貯蓄債券法(大正十三年七月二十一日法律第二十號)に依りて、大正十三年九月より昭和三年十一月に至るまで日本勸業銀行をして發行せしめたる債券であつて、十圓券八回別、五圓券六回別、年二回抽籤を以て定額宛を償還し、償還債券の全部に一等より四等に至る割増金を附してゐる。いづれも利子は年四分複利据置であつて、定額償還の際に元金と共に含み利子を支拂ひ、發行の時より十七年六ヶ月後の最終償還の際に十圓券にありては十圓の利子、五圓券にありては五圓の利子が支拂はれる。一等割増金は十圓券三千圓、五圓券千五百圓である。

尙、日露戰爭中政府は貯蓄債券法(明治三十七年法律第十八號、昭和八年八月一日より施行)を制定して日本勸業銀行に命じて券面額五圓の貯蓄債券を發行せしめ、その募集金を大藏省預金部に預入れせしめた。貯蓄債券發行の目的は、軍事費の撒布せられたる下層階級より零碎なる資金を吸収し、その濫費を防止するにあつた。貯蓄債券は、明治三十七年九月發行のい號百萬圓二百萬通より明治三十九年十二月發行のを號六百五十一萬圓百三十萬通に至るまで、十二

回別が賣出の方法に依つて發行せられた。發行條件はいづれも利率年三分最終年限二十ヶ年、毎年一回又は二回抽籤を以て一定額宛を償還し、當籤債券に對し一等五百圓、二等百圓、三等十圓、四等五圓、五等二圓の割増金を附した。貯蓄債券は、既に發行後二十ヶ年を経過し、い號は大正十三年十月に全部償還せられ、ろ號以下順次償還せられ、最後のを號も大正十五年三月に全部償還せられた。現在僅少の償還未済額が残存するに過ぎない。

これらの各種の債券の發行高、償還高及び現在高（昭和十一年末）を示せば左表の如くである。

種 別	發 行 高	償 還 高	現 在 高
勸業小券 (割増金附)	四〇五、六五〇、六一〇圓	九七、六三九、〇九〇圓	三〇八、〇三二、五三〇圓
勸業大券 (一般募集)	六〇八、七四〇、〇〇〇	四八八、四四三、四〇〇	一三〇、二九七、六〇〇
特殊債券 (預金部引受分)	八八八、四〇二、三九〇	六三五、九一三、二七五	三五二、四八九、一一五
繼承農工債券	一八六、六六四、七九八	一五三、〇八三、三三〇	三四、五八一、四六八
合 計	二、〇八九、四三七、七九八	一、三五四、〇六八、〇九五	七五、三六九、七〇三
貯蓄債券	三〇、四三三、六〇〇	三〇、一五五、五三〇	二七七、〇八〇
復興貯蓄債券	八四、二〇〇、〇〇〇	八、一七四、三〇五	七六、〇三五、六九五
總 計	二、一四八、〇九〇、五九八	一、四〇二、三九七、九〇〇	七六一、六九二、四七八



貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十六年十一月 (19)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十五年十一月 (18)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十四年十一月 (17)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十三年十一月 (16)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十二年十一月 (15)
貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十一年十一月 (14)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治五十年十一月 (13)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十九年十一月 (12)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十八年十一月 (11)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十七年十一月 (10)
貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十六年十一月 (9)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十五年十一月 (8)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十四年十一月 (7)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十三年十一月 (6)	貯蓄債券 利息 拾五錢 第壹四六貳六番 明治四十二年十一月 (5)

第二章 利札附勸業債券

割増金附勸業債券には前章に於て述べたる如く、利子支拂方法に依りて利札附勸業債券と割引債券との二種があり、利札附勸業債券には、五分利二十圓券、五分利十圓券、四分五厘利二十圓券、四分五厘利十圓券、四分利十圓券、三分六厘利十圓券の數券種がある。本章に於て利札付債券各券種の發行條件を研究し、次章に於て割引債券の發行條件を研究する。

A、五分利二十圓券

日本勸業銀行が發行したる最初の割増金附勸業債券は明治三十一年六月發行の「第一回」五分利五十圓券九十九萬一千圓であつた。引續いて「第二回」百萬圓「第三回」百萬圓を發行したのであるが、いづれも政府が應募不足額を引受けざるを得なかつた。

償還方法

「第四回」券より「第十四回」券に至る十一回別——最終償還年限は発行後四十年一ヶ月又は二ヶ月である。「第一回」は昭和十四年一月に「第十四回」券は昭和十七年八月に最終償還が行はれる。定期の償還は年二回抽籤によりて行はれるのであつて、最終償還までの抽籤回次八十回、毎回の償還通数は発行通数を均分したるものである。例へば「第四回」券は発行通數十萬通を八十分して、毎回千二百五十通宛償還してゐる。定期償還及び最終償還には割増金附と、割増金ナキ分とがある。

各回別共一組であるが、その通数は「第四回」は十萬通「第五回」及び「第七回」は七萬五千通、その他は五萬通である。従つて、割増金合計額も「第四回」は最も多く四千圓「第七回」は三千三百圓「第五回」は三千圓「第八回」乃至「第十四回」は二千五百三十圓「第六回」は最も少なく二千二百五十圓である。割増金の割合も回別によりて多少異つてゐるのであるが、一等割増金について云ふならば「第四回」「第五回」は三百圓一箇であつて「第六回」より「第十四回」までは千圓一箇である。

割増金ナキ分とは、割増金を附せずして、元金（券面額二十圓）のみを償還するも

のをいふ。「ナキ分」の箇數も回別によりて異なり最も多いのが「第四回」の千箇、最も少いのが「第十一回」より「第十四回」までの五百七箇である。これらの五分利二十圓券の市價は、現在券面額に對し、三圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」に當籤すれば、償還差損を免れない。

「第三十八回」及び「第三十九回」——最終償還年限は発行後四十年一ヶ月であるが、抽籤回次は最終償還まで八十五回となつてゐる。即ち、この兩回は発行額三百萬圓十萬通を、五萬通宛三組に分ち、一組につき

第一期 抽籤回次一回より十六回まで、年三回抽籤、毎回百五十通償還

第二期 抽籤回次十七回より四十七回まで、年二回抽籤、毎回二百五十通償還

第三期 抽籤回次四十七回より八十五回まで、年二回抽籤、毎回七百五十通償還

することゝなつてゐる。「第三十八回」は昭和七年十二月抽籤より「第三十九回」は昭和八年一月抽籤より第三期に入つてゐる。現在年二回抽籤を執行し、毎回一組の割増金は一等千圓一箇、二等五百圓一箇、三等百圓五箇、四等十圓七十三箇、合計金額二千七百三十圓、一組の「ナキ分」償還は六百七十箇である。

一組（五萬通）の定期償還通數と最終償還通數の割合は、

定期償還通數	%	最終償還通數	%
三八、四〇〇通	七・六八	一一、六〇〇通	二・三二

であつて、最終償還に於ては一萬千六百通の内、八十通が割増金付、一萬千五百四十通が「ナキ分」である。この兩回別の時價は、券面額を突破し三圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」に當籤すれば、償還差損を免れない。

利拂方法

五分利二十圓券には、年二回拂の利札が添付せられてゐる。利札の金額は金五十錢（前六ヶ月分の利子）である。現行税制の下に於ては、利子支拂の際、資本利子税（千分の二十）として一錢、第二種所得税（千分の五十）として二錢、合計三錢が控除せられるから、正味利金額は四十七錢である。改正税制によれば、資本利子税千分の四十となりて二錢、第二種所得税千分の七十五となりて三錢が控除せられるから、正味利金額は四十五錢となる。

臨時償還

「第四回」より「第十四回」に至る十四回別——これらの回別の發行條項には、毎回の償還金額の二倍又は數倍の額を一時に償還する場合に於ては、所定の割増金を二倍化又は數倍化すべき旨を定めてゐる。例へば「第八回」券に於ては

一、此勸業債券ノ毎回償還金額ハ一萬二千五百圓ヨリ少カラサルモノトス

一、毎回償還額ノ二倍若クハ數倍ノ額ヲ一時ニ償還スル場合ニ於テハ其付與スヘキ割増金

ハ左表ノ比例ニ依リ遞加ス

一等 千圓一箇、二等 五百圓一箇、三等 百圓三箇、四等 十圓七十三箇、計七十八箇

と定めてゐる。而已これらの回別の最終償還は、二年十ヶ月後（「第四回」券）乃至五年五ヶ月後（「第十四回」券）に接近し、且發行數の均分償還によりて未償還額僅少となれるが故に、臨時償還はあり得ない。

「第三十八回」及び「第三十九回」——兩回別は發行條件中に臨時に償還することあるべきこと及び臨時償還の場合には三組分にて償還元金六十萬圓（債券三萬通）迄毎に、一等千圓三箇、二等五百圓三箇、三等百圓十五箇、四等十圓二百十九箇（合計

二百四十箇)を追加添付すべきことを定めてゐる。現在(昭和十二年三月)未償還額は兩回別共、一組三萬三千三百五十通、三組分にて十萬五十通二百一萬圓であるから、若し四年以内に繰上償還せらるゝならば、最終抽籤に於る割増金は平素の五倍化となる。

B、四分五厘利二十圓券

四分五厘利二十圓券は、明治三十五年九月發行の「第十五回」券を始めとして、逐次發行せられ、明治三十七年九月發行の「第二十二回」券まで、二ヶ年間に八回別が發行せられたのである。

回別	組數	發行額	發行通數	發行年月日	最終償還年月	利渡月	抽籤月日	毎回一組ノ割増金額		毎回一組ノ割増金ト箇數	毎回一組ノ割増金ナキ分	毎回一組ノ償還通數		
								千圓	百圓					
第十五回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三五年九月三日	昭和二年五月	四月	二月	二、四七〇	二、四七〇	八	三〇	七四	五二	六二五
第十六回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三六年一月三日	昭和二年五月	三月	九月	二、五五〇	二、五五〇	三	三〇	九〇	五〇〇	六二五
第十七回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三六年四月七日	昭和二年五月	二月	二	二、五五〇	二、五五〇	三	三〇	九〇	五〇〇	六二五
第十八回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三六年六月八日	昭和二年五月	八月	二	二、五五〇	二、五五〇	三	三〇	九〇	五〇〇	六二五
第十九回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三六年十月三日	昭和二年五月	六月	二	三、二五〇	三、二五〇	一	五	四〇	七〇〇	九〇〇

第二十回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三六年十二月七日	昭和二年五月	九月	二	三、二五〇	三、二五〇	二	一〇	一〇〇	三六	二四〇〇	一八〇〇
第二十一回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三七年六月三日	昭和二年五月	三月	九	三、二六五	三、二六五	一	一	五	四〇	一五三	九〇〇
第二十二回	二	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	明治三七年九月七日	昭和二年五月	四月	一〇	三、二六五	三、二六五	一	一	五	四〇	一五三	九〇〇

償還方法

「第十五回」より第十八回までの四回別——最終償還年限四十年一ヶ月、「第十五回」は昭和十七年十一月に、「第十八回」は昭和十八年八月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれるのであつて、最終償還を含む抽籤回次八十回毎回の償還通數は發行通數五十通を八十回に均分し、六百二十五通である。定期償還及び最終償還には、割増金附と、割増金ナキ分とがある。

割増金は「第十五回」が一等千圓一箇、二等百圓八箇、三等十圓三十箇、四等五圓七十四箇、合計金額二千四百七十圓、その他は、一等千圓一箇、二等五百圓一箇、三等百圓三箇、四等十圓三十箇、五等五圓九十箇合計金額二千五百五十圓、割増金「ナキ分」は「第十五回」が五百十二箇、その他は五百箇である。これらの回別の時價は、

券面額に對して、二圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」償還に當籤すれば償還差損を免れない。

「第十九回」より「第二十二回」までの四回別——最終償還年限四十年一ヶ月「第十九回」は昭和十八年十二月に「第二十二回」は昭和十九年十月に最終償還が行はれる。定期の償還は年二回行はれ、最終償還を含む抽籤回次は八十回ではあるが、毎回の償還通數は

「第二十回」券

第一期	抽籤回次一回より二十回まで	四〇〇通	二〇〇通
第二期	抽籤回次二十一回より四十回まで	一〇〇〇通	五〇〇通
第三期	抽籤回次四十一回より八十回まで	一八〇〇通	九〇〇通

となつてゐる。即ち「第二十回」券は十萬通を第一期八千通、第二期二萬通、第三期七萬二千通に區分し、各期で抽籤毎に均分して償還してゐる。その他の回別は、五萬通を同様の方法で均分償還してゐる。現在は勿論、第三期に入つてゐる。一等割増金は「第二十回」が千圓二箇、その他は千圓一箇、二等割増金は「第二十回」が五百圓

二箇、その他は五百圓一箇、「ナキ分」償還は、現在「第二十回」が千四百箇、その他は七百箇である。「第二十回」は發行額が倍であるから、割増金額數も、償還通數も倍になつてゐる。これらの四回別の時價は、いづれも券面額に對し二圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」償還に當籤すれば、差損を免れない。

利拂方法

四分五厘利二十圓券には、年二回拂の利札が添付せられてゐる。利札の金額は金四十五錢（前六ヶ月分の利子）である。現行税制の下に於ては、利子支拂の際、資本利子税（千分の二十）として一錢、第二種所得税（千分の五十）として二錢、合計三錢が控除せられるから、正味利金額は四十二錢である。改正税制によれば、資本利子税千分の四十となりて一錢、第二種所得税千分の七十五となりて三錢が控除せられるから、正味利金額は四十一錢となる。

臨時償還

「第十五回」より「第十八回」に至る四回別——これらの回別は、發行額を抽籤回次八十回に均分して償還するものなるが故に、毎回償還額の二倍又は數倍の額を一時

第二十五回 二 八五五、〇三〇 八五、五〇三、四、四九七、四〇、一、二、一〇 二二、一〇の每三年目三、九六、四七五 五二〇 五〇一〇〇三三五一、〇〇〇一、五〇〇

(註) 「第二十四回」券と「第二十五回」券とは當籤番號も共通である。

償還方法

最終償還年限三十九年九月「第二十三回」は昭和二十二年四月に「第二十四回」及び「第二十五回」は昭和二十二年十月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終償還を含む抽籤回数八十回である。十萬通を一組とし「第二十三回」は二組「第二十四回」は三組「第二十五回」は一組である。毎回一組の償還通數は、

前半期	抽籤回次一回より四十一回まで	五百通	(全部割増金附)
後半期	抽籤回次四十二回より八十回まで	千五百通以上	(内割増金附五百通)

である。現在は勿論後半期に入つてゐる。一等割増金は「第二十三回」が五百圓三箇、「第二十四回」「第二十五回」は五百圓五箇である。毎回一組の割増金合計額は「第二十三回」が四千七百五圓「第二十四回」及び「第二十五回」が六千四百七十五圓である。割増金「ナキ分」償還はいづれも千箇である。

一組(十萬通)の定期償還通數と最終償還通數との割合は、

定期償還通數	%	最終償還通數	%
七七、五〇〇通	七七・五	二二、五〇〇通	二二・五

であつて、最終償還に於ては、二萬二千五百通の内、五百通が割増金附、二萬二千通が「ナキ分」償還である。

三分六厘利付十圓券の時價は券面額に對し、二圓以上のプレミアムが附いてゐるか、時價で買つて「ナキ分」償還に當籤すれば、償還差損を免れない。

利拂方法
 利子は年三分六厘であつて、据置期間(「第二十三回」券は明治四十年九月末日迄、「第二十四回」及び「第二十五回」券は明治四十一年三月末日迄)以後の利子は六ヶ月毎に年五分の割合を以て複利の計算をなし、三ヶ年目毎に金一圓十四錢を利札と引換に支拂ふこととなつてゐる。次回以後の利札支拂月は左の如くである。

「第二十三回」毎 「第二十四回」及び「第二十五回」券
 昭和十二年十月 昭和十三年四月



同 十五年十月 同 十六年四月

同 十八年十月 同 十九年四月

同 二十一年十月 同 二十二年四月

現行税制の下に於ては利子支拂の際、資本利子税(千分の二十)として二銭、第二種所得税(千分の五十)として五銭、合計七銭が控除せられるから、正味利金額は金一圓〇七銭である。改正税制によれば、資本利子税千分の四十となりて四銭、第二種所得税は千分の七十五となりて八銭が控除せられるから、正味利金額は一圓〇二銭となる。定期の抽籤に依りて、三ヶ年目に満たざる内に元金を償還せらるゝ債券の利子は左の通り支拂はれる。括弧内は、資本利子税及び第二種所得税を差引きたる正味利金額である。

- (1) 六ヶ月分利金十八銭(現行十六銭、改正十六銭)
- (2) 一ヶ年分利金三十六銭(現行三十三銭、改正三十三銭)
- (3) 一ヶ年六ヶ月分金五十五銭(現行五十二銭、改正四十九銭)
- (4) 二ヶ年分利金七十四銭(現行七十銭、改正六十七銭)

(5) 二年六ヶ月分利金九十四銭(現行八十九銭、改正八十四銭)
臨時償還——「第二十三回」以後「第六十五回」までの臨時償還條項は「但貸付金ノ期限前償還一時多數ニ上リ日本勸業銀行法第三十四條但書ノ制限ヲ超過シタル場合又ハ同法第三十七條ニ依ル勸業債券供換ノ場合ニハ臨時ニ償還スルコトアルヘシ」と定めてゐるのであつて、臨時償還の場合には、左の割増金が追加附與せられる。

回 別	割増金附與の基準	割 増 金 の 箇 數
「第二十三回」	償還高十萬圓即債 券一萬通迄毎に	一等 五百圓 三箇、二等 百圓 一二箇 三等 十圓 五〇箇、四等 五圓 一〇〇箇 五等 三圓 三三五箇、計 五〇〇箇
「第二十四回」 「第二十五回」	償還金高十萬圓即 債券一萬通迄毎に	一等 五百圓 五箇、二等 百圓 二〇箇 三等 十圓 五〇箇、四等 五圓 一〇〇箇 五等 三圓 三三五箇、計 五〇〇箇

D、五分利十圓券

三分六厘利債券不評の後を承けて、明治四十一年七月發行の「第二十六回」より明治四十二年十二月發行の「第三十二回」券まで七回別の五分利十圓券が發行せられた。その後四分五厘利債券が發行せられたが、大正二年三月再び五分利十圓券「第四十四回」券が發行せられ、引續き「第四十七回」券より「第六十四回」券に至るまで十回の發行を見たのである。この内「第四十四回」以後の十回別は第二次及び第三次繰上償還によりて消滅した。従つて五分利十圓券の残存するものは、七回別に過ぎない。然し乍ら五分利といふ高利率の債券は早晚繰上償還せらるゝの可能性濃厚であるといはねばならぬ。

回別	組數	發行額	發行通數	缺番	發行年月日	最終償還年月	利拂月	抽籤月	増金額	千圓	五百圓	百圓	十圓	ナキ分	組ノ償還通數
第二十六回	二	一、五〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	一五〇、〇〇〇 <small>通</small>		明治四一、七、二〇	昭和四一、三、三	五月	八月	九三、八二、四三〇 <small>圓</small>	一	一	一	一	一	一
第二十七回	二	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		四一、一〇、五	三三、六	一月	三月	一三五、一一三、四三〇	一	一	一	一	一	一
第二十八回	三	一、六六一、九〇〇	一六六、一九〇 <small>通</small>	八〇 <small>通</small>	四一、一一、二六	三三、八	二月	七月	二一、七二、四三〇	一	一	一	一	一	一

第二十九回	二	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		四二、三、二五	三三、一一	五月	八月	五四、一〇二、四三〇	一	一	一	一	一	一	昭和十一年五月未償還殘額全部繰上償還
第三十回	二	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		四二、七、一七	二四、三	九月	八月	九二、八三、四三〇	一	一	一	一	一	一	昭和十一年九月未償還殘額全部繰上償還
第三十一回	二	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		四二、一〇、一八	二四、六	一月	三月	一三五、一一三、四三〇	一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還
第三十二回	二	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		四二、一一、一〇	二四、八	二月	七月	三一、七三、四三〇	一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還
第四十四回	三	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		二、三、三一	二七、一一	五月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年五月未償還殘額全部繰上償還
第四十七回	三	二、三〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇		二、六、三〇	二八、三	九月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年九月未償還殘額全部繰上償還
第四十八回	三	二、〇五〇、〇〇〇	二〇五、〇〇〇		二、九、三〇	二八、七	一月	三月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還
第四十九回	三	二、四〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇		二、一二、一五	二八、一〇	二月	七月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還
第五十回	三	三、二〇〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇		三、三、一五	二九、一	五月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年五月未償還殘額全部繰上償還
第五十二回	三	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		三、六、二〇	二九、四	九月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年九月未償還殘額全部繰上償還
第五十四回	三	二、七五〇、〇〇〇	二七五、〇〇〇		三、九、二五	二九、七	一月	三月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還
第五十八回	四	四、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		四、四、三〇	三〇、二	五月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年五月未償還殘額全部繰上償還
第六十三回	四	四、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		四、九、三〇	三〇、七	九月	八月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年九月未償還殘額全部繰上償還
第六十四回	四	四、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		五、五、三一	三一、九	一月	三月		一	一	一	一	一	一	昭和十一年七月未償還殘額全部繰上償還

償還方法

「第二十六回」より「第三十二回」に至る七回別の最終償還年限は約三十九年七ヶ月半「第二十六回」は最も早く昭和二十三年三月に「第三十二回」は最も遅く昭和二十四年八月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終償還を含む抽籤回数は八十回である。「第二十八回」は発行通数二十二萬五千通を三組に分ち、その他の回別は発行通数十五萬通を二組に分ち、七萬五千通を一組としてゐる。毎回一組の償還通数は

前半期	抽籤回次一回より四十一回まで	三百七十五通
後半期	抽籤回次四十二回より八十回まで	千二百二十五通以上
		抽籤回次二回以降 割増金附 五十通

である。現在は勿論、後半期に入つてゐる。各回別共毎回一組の割増金は一等千圓一箇、二等五百圓一箇、三等百圓五箇、四等十圓四十三回、合計金額二千四百三十圓である。割増金「ナキ分」償還も各回別共千七百七十五通である。

一組（七萬五千通）の定期償還通数と最終償還通数との割合は、

定期償還通数	%	最終償還通数	%
五八、一二五	七七・五	一六、八七五	二二・五

であつて、最終償還に於ては、一萬六千八百七十五通の内、五十通が割増金附、一萬六千八百二十五通が割増金「ナキ分」である。これらの五分利十圓券の時價は、いづれも券面額に對し、二圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」償還に當籤すれば、償還差損を免れない。

利拂方法

五分利十圓券には年一回拂の利札が添付せられてゐる。利札の金額は金五十錢（前一ヶ年分の利子）である。現行税制の下に於ては利子支拂の際、資本利子税（千分の二十）として一錢、第二種所得税（千分の五十）として二錢、合計三錢が控除せられるから、正味利金額は四十七錢である。改正税制によれば資本利子税千分の四十となりて二錢、第二種所得税千分の七十五となりて三錢が控除せられるから、正味利金額四十五錢となる。

定期の抽籤に依りて、利渡月にあらざるときに元金を償還せらるゝ債券に對しては、前半ヶ年分の利子二十五錢が支拂はれる。例へば「第三十二回」券は抽籤月毎年一月七月、利拂月毎年二月であるから、一月の抽籤に當籤すれば、翌二月に元金の償還と

共に二月渡の利札（前一年分の利子）が支拂はれ、七月の抽籤に當籤すれば、翌八月に元金の償還と共に半年分の利金額が支拂はれるのである。但し資本利子税及び第二種所得税を差引かれるから、正味利金額は現行二十三銭、改正も二十三銭である。臨時償還

五分利十圓券は五分といふ高利率のために繰上償還の可能性濃厚であるが、發行條項は臨時償還の場合に、左の割合による割増金を追加添付することを定めてゐる。

回 別	割増金添付の基準	割 増 金 の 箇 數 (一回分)
「第二十八回」	三組分にて償還金 高三十萬圓 即債券三萬通迄毎 に一回分	一等千圓 三箇、二等五百圓 三箇 三等百圓 一五箇、四等十圓 一二九箇 計 一五〇箇
自「第二十六回」 至「第三十二回」 (第二十八回を除く)	二組分にて償還金 高二十萬圓 即債券二萬通迄毎 に一回分	一等千圓 二箇、二等五百圓 二箇 三等百圓 一〇箇、四等十圓 八六箇 計 一〇〇箇

左表は各回別の現在（昭和十二年二月末）未償還額及び繰上償還の場合に於ける最終抽籤割増金の割合を示したものである。

回 別	未償還額	未償還通數	割増金の割合
「第二十六回」	八〇〇、〇〇〇 ^圓	八〇、〇〇〇 ^通	平素の五倍化
「第二十七回」	八〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	平素の五倍化
「第二十八回」	一、三〇五、〇〇〇	一三〇、五〇〇	平素の六倍化
「第二十九回」	八五五、〇〇〇	八五、五〇〇	平素の六倍化
「第三十回」	八六六、二五〇	八六、六二五	平素の六倍化
「第三十一回」	八六六、二五〇	八六、六二五	平素の六倍化
「第三十二回」	八八八、七五〇	八八、八七五	平素の六倍化

E、四分五厘利十圓券

明治四十二年十二月發行五分利「第三十二回」券の次に發行せられたる「第三十五回」券（明治四十四年三月發行）及び「第三十七回」券（同年九月發行）は、その當時の一般金利の低下を利用し、利率を四分五厘に引下げたのであるが「第三十七回」

券は賣行捗々しくなかつたから、次回發行の「第三十八回」券より、利率を再び五分に引上げた。大正五年に銀行定期預金利子が四分に引下げらるゝに及び、同年十二月發行の「第六十五回」券は再び利率を四分五厘に引下げたのであるが、四分五厘も尙高率に過ぎたるが故に、次回の「第六十六回」券より利率は四分に引下げらるゝことゝなつた。かくの如く四分五厘利十圓券は僅かに三回別發行せられたるに過ぎなかつたのであるが、その内一等割増金二千圓附「第六十五回」は第四次繰上償還によりて消滅することゝなり、現在一等割増金千圓附の二回別が残存するのみとなつた。

回別	組數	發行額	發行通數	缺番	發行年月日	最終償還年月	抽籤月	毎組ノ割増金簡數		毎組ノ償還通數
								千圓	百圓	
第三十五回	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	—	明治四年四月	昭和二年四月	五月	一	五	一、五〇〇
第三十七回	五四、五六、〇五〇	五四、五六、〇五〇	五四、五六、〇五〇	—	明治四年四月	昭和二年四月	五月	一	五	一、五〇〇
第六十五回	五五、〇〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	—	昭和二年四月	昭和十二年四月	未償還	—	—	—

償還方法

「第三十五回」及び「第三十七回」の最終償還年限は四十年一ヶ月「第三十五回」

は昭和二十六年五月に「第三十七回」は同年十二月に、最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終償還を含む抽籤回数は、八十回である。「第三十五回」は發行通數三十萬通を三組に分ち「第三十七回」は發行通數五十萬を五組に分ち、十萬通を一組としてゐる。毎組一回の償還通數は

前半期 抽籤回次一回より四十一回まで 五百通以上
 後半期 抽籤回次四十二回より八十回まで 千五百通以上

である。現在は勿論、後半期に入つてゐる。兩回別共毎組一回の割増金は一等千圓一箇、二等五百圓一箇、三等百圓五箇、四等十圓七十三箇、合計金額二千七百三十圓である。割増金「ナキ分」償還は兩回共千四百二十通である。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は

定期償還通數 七七、五〇〇通 % 最終償還通數 二二、五〇〇通 %

であつて、最終償還抽籤に於ては、二萬二千五百通の内、八十通が割増金附、二萬二千四百二十通が割増金「ナキ分」である。

これらの四分五厘利十圓券の時價は、券面額に對し、二圓以上のプレミアムが附いてゐるから時價で買つて「ナキ分」償還に當籤すれば、償還差損を免れない。

利拂方法

四分五厘利十圓券には年一回渡の利札が添付せられてゐる。利札の金額は、金四十五錢（前一ヶ年分の利子）である。現行税制の下に於いては、利子支拂の際に資本利子税（千分の二十）として一錢、第二種所得税（千分の五十）として二錢、合計三錢が控除せられるから、正味利金額は四十二錢である。改正税制によれば、資本利子税は一錢、第二種所得税は三錢となり、正味利金額は四十一錢となる。

定期抽籤に依りて利渡月にあらざるときに元金を償還せらるゝ債券に對しては、前半ヶ年分の利子二十二錢が支拂はれる。例へば「第三十七回」の抽籤月は毎年五月、十一月、利渡月は毎年十二月である。十一月の抽籤に當籤すれば、翌十二月に元金の償還と共に、十二月渡の利札が支拂はれ、五月の抽籤に當籤すれば翌六月に元金の償還と共に、前半ヶ年分の利金額が支拂はれるのである。但し資本利子税と第二種所得税が差引かれるから、正味利金額は二十錢、（現行、改正とも同額）である。

臨時償還

五分利十圓券が繰上償還せらるゝならば、その次には四分五厘利十圓券の順序となるのであつて、發行條項は、臨時償還の場合に左の割合による割増金を追加添付することを定めてゐる。

回 別	割増金添付の基準	割 増 金 の 箇 數 (一回分)
「第三十五回」	三組分にて償還金 高六十萬圓 即債券六萬通迄毎 に一回分	一等 千圓 三箇、二等 五百圓 三箇 三等 百圓 一五箇、四等 十圓 二一九箇 計 二四〇箇
「第三十七回」	五組分にて償還金 高百萬圓即 債券十萬通迄毎 に一回分	一等 千圓 五箇、二等 五百圓 五箇 三等 百圓 二五箇、四等 十圓 三六五箇 計 四〇〇箇

左表は、この二回別の現在（昭和十二年二月末）未償還額及び繰上償還の場合に於ける最終抽籤割増金の割合を示したものである。

回 別	未償還額	通 數	割増金の割合
「第三十五回」	一、八九〇、〇〇〇圓	一八九、〇〇〇通	平素の五倍化
「第三十七回」	三、二二五、〇〇〇圓	三二二、五〇〇通	平素の五倍化

F、四分利十圓券

大正六年九月發行の「第六十六回」券より、大正十三年五月發行の「第九十四回」券に至るまでの二十一回別は、凡て四分利十圓券である。尤も「第八十九回」の次に割引勸業債券「第一回」の發行（大正十二年七月）が試みられたのであるが、賣行甚だ不良であつたために、その次の「第九十二回」より四分利債券に復歸したのであつた。發行額は「第六十六回」五百萬圓、五十萬通より「第六十七回」七百萬圓「第六十八回」及び「第六十九回」八百萬圓「第七十回」「第七十一回」千萬圓と漸次に増加し「第七十五回」に至つて千二百萬圓百二十萬通に達した。「第七十五回」は始めて一等割増金を従來の二千圓より三千圓に引上げたのである。その次の「第七十六回」は千二百萬圓を發行したるも、大正九年三月の恐慌後三ヶ月を経たに過ぎなかつたから、賣行不良にして、九百六十萬圓が賣れたのみで、二百四十萬圓、二十四萬圓の缺番を

生じた。従つて、勸業銀行は「第七十七回」以後の發行に於て大に宣傳に努め「第八十回」より債券を携帶に便なる小型とするなど種々苦心したるも、一等割増金を五月抽籤五千圓、十一月抽籤百圓としたる「第八十三回」の應募が満額に達したるのみで、その後の五回別は、一等割増金毎回五千圓といふ好餌を與へたるにも拘らず、財界不況のために、發行額の一割乃至四割五分の缺番を生じた。「第六十六回」より「第七十四回」までの九回別は一等割増金二千圓であるから二千圓物、「第七十五回」より「第八十二回」までの六回別は一等割増金三千圓であるから三千圓物、「第八十六回」より「第九十四回」までの五回別は一等割増金五千圓であるから五千圓物「第八十三回」は一等割増金が五月抽籤には五千圓となり、十一月抽籤には百圓となるのであるから準五千圓物とそれ〴〵略稱せられてゐる。然し乍ら、五千圓物及び準五千圓物は全部第四次及び第五次繰上償還によりて消滅することとなり三千圓物六回別と、二千圓物九回別が残存することゝなつた。

回数別	組数	発行額	発行通数	缺番	発行年月日	最終償還年月	月拂	抽籤	毎回の割増金額	毎回の割増金箇數	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額	毎回の割増金額
第六十六回	五	五、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇		大正年月日 昭和年月日	六、九、三〇三三、一	一六、一三、四七〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六十七回	七	七、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇			六、二、一五三三、三	三二、八三、四七〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六十八回	八	八、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇			七、三、一五三三、六	六五、一三、四七〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六十九回	八	八、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇			七、七、一五三三、一〇三	九三、四七〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇			七、一〇、一五三四、一	一六、一三、四五〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十一回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇			八、一、二八三四、四	四三、九三、四五〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十二回	六	六、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇			八、六、二〇三四、九	九二、八三、四五〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十三回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇			八、九、二五三四、一三二	二五、一三、六六〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十四回	一〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇			八、二、一五三五、三	三三、八三、六六〇	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十五回	一三	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇			九、三、七三五、六	六五、一四、九六五	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十六回	一三	九、六〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇			九、六、一五三五、九	九二、八四、九六五	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十七回	一〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇			九、九、一〇三五、一三二	二五、一四、九六五	月	圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第七十八回	一〇	六、五〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	九、一三、五三六、三	三三、八四、九六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第七十九回	一〇	八、六〇〇、〇〇〇	八六〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	一〇、五、一五三六、八	八一、七五、四四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第八十回	八	八、一〇〇、〇〇〇	六一二、〇〇〇	一八八、〇〇〇	一〇、九、三〇三七、一	一六、二五、四四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第八十一回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇		一一、三、五三七、六														
第八十二回	一〇	七、六〇〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	一一、八、五三七、一														
第八十三回	一〇	六、二〇〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一二、一、三〇三八、三														
第八十四回	七	五、四三三、〇〇〇	五四三、三〇〇	一五六、七〇〇	一二、四、三〇三八、八														
第八十五回	六	四、六〇〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一三、三、二九三九、六														
第八十六回	六	三、四一〇、〇〇〇	三四一、〇〇〇	一五九、〇〇〇	一三、五、二六三九、八														

償還方法

「第六十六回」より「第七十四回」までの九回別（所謂二千圓物）——最終償還年限は四十年二ヶ月乃至三ヶ月、「第六十六回」は昭和三十三年一月に「第七十四回」は昭和三十五年三月に最終償還が行はれる。各回別共一組を十萬通とし、五組乃至十組に分つてゐる。定期償還は左表の如く、最初は年三回、その後年二回抽籤によりて

行はれる。

抽籤回次

一組の償還通數

自「第六十六回」	四回別	一一一六(年三回)	三〇〇通
至「第六十九回」		一七一八六(年二回)	五〇〇通
自「第七十回」	五回別	一一一〇(年三回)	三〇〇通
至「第七十四回」		一一八四(年二回)	五〇〇通

現在は勿論、年二回抽籤期に入つてゐる。

一等割増金の金額は二千圓、その回数「第六十六回」が抽籤回次二回以降一箇その他は抽籤回次四回以降一箇である。その他の割増金はいづれも二等百圓、三等十圓四等五圓であるが、その箇數には多少の差異があり、従つて毎回一組の割増金額は左の如く異つてゐる。

	割増金箇數	割増金金額
「第六十六回」より「第六十八回」までの三回別	一五〇箇	三、四七〇圓
「第六十九回」より「第七十二回」までの四回別	一五〇	三、四五〇
「第七十三回」「第七十四回」の二回別	一五〇	三、六六〇

定期償還に於る割増金「ナキ分」償還(元金のみの償還)は各回別共毎回一組につき三百五十通である。

一組(十萬通)の定期償還通數合計と最終償還通數との割合は、

回別	定期償還通數	%	最終償還通數	%
(1) 自「第六十六回」	三九、三〇〇通	三九・三	六〇、七〇〇通	六〇・七
至「第六十九回」	三九、五〇〇通	三九・五	六〇、五〇〇通	六〇・五
(2) 自「第七十回」				
至「第七十四回」				

であつて、最終償還抽籤に於ては、百五十通が割増金附、殘數が割増金「ナキ分」である。所謂「四分利二十圓物」の時價はいづれも券面額に對し一圓五十錢以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」に當籤すれば、償還差損を免れな

い然し乍ら他の券種、例へば四分利二十圓券、四分五厘利二十圓券、五分利十圓券と比較して、割増金の箇數が多く「ナキ分」の箇數が少ないことが強味である。

「第七十五回」より「第八十二回」に至る六回別(所謂三千圓物)——最終償還年限は四十年二ヶ月乃至三ヶ月、「第七十五回」は昭和三十五年六月に「第八十二回」

は昭和三十七年一月に最終償還が行はれる。各回別共、一組を十萬通とし、八組乃至十二組に分つてゐる。定期償還は左表の如く、最初は年三回又は年四回、その後年二回抽籤によつて行はれる。

		抽籤回次	償還通數
自「第七十五回」	四回別	一一一〇	年三回 三〇〇通
至「第七十八回」		二一八四	年二回 五〇〇通
「第八十回」	二回別	一一九	年四回 五〇〇通
「第八十二回」		一〇一八五	年二回 五〇〇通

現在は何論、年二回抽籤期に入つてゐる。

一等割増金は各回別共、三千圓、毎回一組につき一箇である。「第七十五回」より「第七十八回」までの四回別には、二等割増金五百圓を附してゐるが、「第八十回」「第八十二回」には割増金五百圓及び五圓を廢し割増金十圓の箇數を増加してゐる。従つて一組の割増金の箇數及び割増金額は左表の如くである。

自「第七十五回」	割増金箇數	割増金額
至「第七十八回」	一五〇通	四、九六五圓

「第八十回」	「第八十二回」
二〇〇通	五、四四〇圓

割増金「ナキ分」償還の箇數は、「第七十五回」より「第七十八回」までは三百五十通「第八十回」及び「第八十二回」は三百通である。

一組（十萬通）の定期償還通數合計と最終償還通數との割合は、

回別	定期償還通數	%	最終償還通數	%
自「第七十五回」	三九、五〇〇通		六〇、五〇〇通	六〇・五
至「第七十八回」	三九、五〇〇		六〇、五〇〇	
「第八十回」	四二、〇〇〇通		五八、〇〇〇通	五八・〇
「第八十二回」	四二、〇〇〇		五八、〇〇〇	

であつて、「第七十五回」より「第七十八回」までの最終償還抽籤に於ては、六五萬百通の内、百五十通が割増金附、六萬三百五十通が割増金「ナキ分」となり、「第八十回」及び「第八十二回」の最終償還抽籤に於ては、五萬八千通の内、二百通が割増金附、五萬六千通が割増金「ナキ分」となるのである。

(82)

(82)

Hypothec Debiture
 82nd Series
 Interest 4% per Annum with Premium
TEN YEN
 割増金附割當債券
金拾圓
 THE HYPOTHEC BANK OF JAPAN

第19456番
 五五五

大正四年九月
 日本銀行



大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番
大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番	大正四年九月 第19456番

これらの所謂「四分利三千圓物」の時價はいづれも券面額に對し、二圓以上のプレミアムが附いてゐるから、時價で買つて「ナキ分」に當籤すれば、償還差損を免れない。然し乍ら四分利「二千圓物」と同じく他の券種と比較して、割増金の箇數が多く「ナキ分」の箇數が少ないことが強味といへる。

利拂方法

四分利十圓券には、年一回渡の利札が添付せられてゐる。利札の金額は金四十錢（前一ヶ年分の利子）である。現行税制の下に於ては、利子支拂の際に資本利子税（千分の二十）として一錢、第二種所得税（千分の五十）として二錢、合計三錢が控除せられるから、正味利金額は四十錢である。改正税制によれば資本利子税は千分の四十となりて一錢、第二種所得税は千分の七十五となりて三錢を差引かれるから、正味利金額は三十六錢となる。

定期の抽籤に依りて利渡月にあらざるときに元金を償還せらるゝ債券に對しては、前半ヶ年分の利子二十錢が支拂はれる。例へば「第七十四回」の抽籤月は毎年二月、八月、利渡月は毎年三月である。二月の抽籤に當籤すれば、翌三月に元金の償還と共

に、三月渡の利札が支拂はれ、八月の抽籤に當籤すれば、翌九月に元金の償還と共に前半ケ年分の利金額が支拂はれるのである。但し、資本利子税一錢及び第二種所得税一錢が差引かれるから、正味利金額は十八錢（現行、改正とも同額）である。

臨時償還
「第六十六回」以後の發行條項には「定期償還ノ外ニ此債券ノ買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ」と定めてゐる。
臨時償還の場合に追加添付すべき割増金の割合は左表の如くである。

回別	割増金添付の基準	割増金の筒数
「第六十六回」	五組分にて償還元金百萬圓（債券十萬通）又は其未滿毎に	一等二千圓 五筒、二等百圓 二五筒 三等十圓 二五〇筒、四等五圓 四七〇筒 計 七五〇筒
「第六十七回」	七組分にて償還元金百四十萬圓（債券十四萬通）又は其未滿毎に	一等二千圓 七筒、二等百圓 三五筒 三等十圓 三五〇筒、四等五圓 六五八筒 計 一〇五〇筒

「第六十八回」	八組分にて償還元金百六十萬圓（債券十六萬通）又は其未滿毎に	一等二千圓 八筒、二等百圓 四〇筒 三等十圓 四〇〇筒、四等五圓 七五二筒 計 一二〇〇筒
「第六十九回」	八組分にて償還元金百六十萬圓（債券十六萬通）又は其未滿毎に	一等二千圓 八筒、二等百圓 四〇筒 三等十圓 三六八筒、四等五圓 七八四筒 計 一二〇〇筒
「第七十回」	十組分にて償還元金二百萬圓	一等二千圓 一〇筒、二等百圓 五〇筒 三等十圓 四六〇筒、四等五圓 九八〇筒 計 一五〇〇筒
「第七十一回」	（債券二十萬通）又は其未滿毎に	計 一五〇〇筒
「第七十二回」	六組分にて償還元金百十萬圓（債券十二萬通）又は其未滿毎に	一等二千圓 六筒、二等百圓 三〇筒 三等十圓 二七六筒、四等五圓 五八八筒 計 九〇〇筒
「第七十三回」	十組分にて償還元金二百萬圓	一等二千圓 一〇筒、二等百圓 七〇筒 三等十圓 五〇〇筒、四等五圓 九二〇筒 計 一五〇〇筒
「第七十四回」	（債券二十萬通）又は其未滿毎に	計 一五〇〇筒

「第七十五回」 「第七十六回」	十二組分にて償還元金二百四十萬圓（債券二十四萬通）又は其未滿毎に	一等 三千圓 一二箇、二等 五百圓 一二箇 三等 百圓 七〇箇、四等 十圓 六〇〇箇 五等 五圓 一一一六箇 計 一八〇〇箇
「第七十七回」 「第七十八回」	十組分にて償還元金二百萬圓 （債券二十萬通）又は其未滿毎に	一等 三千圓 一〇箇、二等 五百圓 一〇箇 三等 百圓 五〇箇、四等 十圓 五〇〇箇 五等 五圓 九三〇箇 計 一五〇〇箇
「第八十回」	十組分にて償還元金二百萬圓 （債券二十萬通）又は其未滿毎に	一等 三千圓 一〇箇、二等 百圓 五〇箇 三等 十圓 一九四〇箇 計 二〇〇〇箇
「第八十二回」	八組分にて償還元金百六十萬圓 （債券十六萬通）又は其未滿毎に	一等 三千圓 八箇、二等 百圓 四〇箇 三等 十圓 一五五二箇 計 一六〇〇箇

現在の未償還額より計算すれば、一二年以内に繰上償還せらるゝならば、最終抽籤に於ては平素の六倍の割増金が添付せられる。而して勸業銀行が高利及び高割増金

附勸業小券の繰上償還方針を變更せざる限り、前述の五分利十圓券に次で四分利三千圓物の繰上償還が行はるべく、四分利二千圓物の繰上償還は恐らく最後に行はるゝこととなるであらう。



第壹回
第052804號

日本郵船株式會社
日本物業銀行

債券拾圓

(圖拾圓)

此債券係由本公司發行
其利息按年計算

大正十二年一月七日

監査役
會社

第壹回
2804番

第三章 割引勸業債券

割引勸業債券とは、券面額を金二十圓とし、割引の方法に依りて之を金十圓にて賣出し償還の際に金二十圓を支拂ふ割増金附債券である。日本勸業銀行は大正十一年八月發行の四分利「第八十六回」券、同年十一月發行の四分利「第八十七回」券及び大正十二年四月發行の四分利「第八十九回」券の賣行不良に鑑み、利札附債券に代ゆるに割引債券を發行して大衆の人氣を挽回せんと企劃し、政府に請ひて、日本勸業銀行法第三十五條ノ四として「勸業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得」なる一條を追加し、大正十二年七月割引「第一回」券千萬圓五十萬通（券面額二十圓）を發行し、一通十圓を以て賣出したのである。割引債券がその形式、内容に於て從來發行し來つた利札付債券とは全然趣を異にしてゐることを一般大衆に周知せしむる方法とし

て東西の新聞紙上に、六月中旬より七月中旬にかけて前後五回乃至六回に亘つて盛に賣出廣告を掲げて宣傳に努めたのであつて、その當時の廣告文には

毎年二回抽籤

十七年半内に皆償還される

買ふ時は十圓還る時は二十圓

その上割増金が百圓や十圓

年々利子を受取る面倒がなく眞の貯蓄に適ふ

等、割引「第一回」券の特殊性を強調したるに拘らず、財界不況の餘燼と、割引債券に對する大衆の認識不足とに因りて、その賣行捗々しからず、勸業銀行當局者の期待を完全に裏切りて、約三割三分の缺番を生じた。こゝに於てか、勸業銀行は、割引債券の發行を一回限りにて中止し、大正十三年に再び四分利債券「第九十二回」及び「第九十四回」券を發行したのであるが、關東大震災の善後處置の一つとして政府の命令に依りて復興貯蓄債券を發行するに及び、勸業債券の發行を全く中止するに至つた。復興貯蓄債券の發行は昭和三年十月發行の「第十一回」を最後として打切られ、勸業

銀行は「第九十四回」發行後五ヶ年半にして、再び勸業債券を發行し得ること、なつたのであるが、勸業銀行當局者は、利子支拂手續を簡便化するために、利札附債券を排して割引債券を採り、昭和四年十月割引「第二回」千萬圓、五十萬通（券面額二十圓）を發行した。「第一回」券の割増金は、一等百圓、二等十圓のみであつたに對し「第二回」券は、一等割増金を三千圓に引上げ、割増金「ナキ分」を作つたのであるが、財界不況にも拘らず、全額を賣盡すことを得た。蓋し、一般大衆が政府の緊縮政策に依りて勤儉貯蓄の必要を痛感すると同時に、後に述ぶる割引債券独自の價値を認識するに至つたからである。爾來、券面額二十圓、賣出價格十圓、一等割増金を三千圓とする割引勸業債券が回を追ふて發行せられ、現在「第十四回」に及んでゐるのであるが、一般金利の低下に伴ひ、最終償還年限の延長によりて割引歩合を引下げつ、ありと雖も、割増金附債券に關する智識の普及によりて毎回別共、發行額全部を賣盡すことを得る盛況を見るに至つた。特に昭和十一年七月、割引「第十一回」券賣出の際には多數の人々が勸業銀行本支店及びその別働機關たる日本勸業證券株式會社の店頭に殺到し、賣出即日になりて七八十錢のプレミアムが付き、昭和十一年下期

に於る割引債券狂騰の端緒を作つた。同年十一月割引「第十二回」券賣出の際にも、勸業銀行及び勸業證券株式會社の店頭は前回以上の混雑を呈し、賣出即日に賣盡されて二圓のプレミアムが附いたのであるが、その當時の「第十一回」券の市價と比較するならば、敢て不可思議ではなかつたのである。

三月十八日（昭和十二年）賣出の新券は、割引第十三回及び第十四回（兩者の發行條件は全然同一）の同時發行とし、日本勸業銀行本支店出張所は從來の窓口賣出を廢し、各店がそれ／＼賣捌通數に對し往復ハガキによる申込を受け、抽籤を以て應募者を決定する方法を採つた。（第十七章「新券賣出方法の改善」參照）

割引勸業債券（券面額二十圓） ※割引第一回の缺番一六四、〇〇〇通

回別	最終償還割引組		發行額	發行通數	發行年月日	最終償還年月月	組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額
	歩	合									
第一回	四、〇〇	分	六、七三〇、〇〇〇	※三三六、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	八、六〇〇	四〇	四六〇	—	—
第二回	三、八三	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第三回	三、八三	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇

回別	最終償還割引組	發行額	發行通數	發行年月日	最終償還年月月	組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額	毎組の割増金額	
第四回	三、六三	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第五回	三、六三	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第六回	三、五三	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第七回	三、一〇	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第八回	二、七八	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第九回	二、七七	六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第十回	二、七四	六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第十一回	二、五二	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第十二回	二、五二	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第十三回	二、三〇	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇
第十四回	二、三〇	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十二年三月十八日	昭和十二年三月十八日	五、三九〇	一〇	一三九	三五〇	三五〇

割引「第一回」——大正十二年七月の發行に係り、償還年數は十七年六ヶ月半、昭和十六年二月に最終償還が行はれる。定期償還は毎年二回（四月と十月）抽籤によりて行はれ、最終抽籤（昭和十六年一月）を含む抽籤回數は三十六回である。發行通數

五十萬通であつて、十萬通を一組とし、五組に分つてゐる。

毎回一組の償還通數五百通、全部割増金附である。割増金は抽籤回次二回より、一組につき一等百圓四十箇、二等十圓四百六十箇、割増金合計額八千六百圓である。

一等割増金の額を百圓に引下ぐる代りに、その箇數を増加し、多數に均霑せしむることが割引第一回の特徴である。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は

最初抽籤を除く抽籤回數	毎回一組の償還通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
三五 ^回	五〇〇 ^通	一七、五〇〇	一七・五	八二、五〇〇	八二・五

であつて、最終償還に於ては八萬二千五百通の内、五百通が割増金附、八萬二千通が割増金「ナキ分」である。

割引「第二回」乃至「第六回」——割引「第二回」及び割引「第三回」は、共に最終償還割引歩合三分八三、年限は十八年三ヶ月、割引「第四回」及び「第五回」は最終償還割引歩合三分六三、年限十九年三ヶ月、「第六回」は最終償還割引歩合三分五三、年限十九年九ヶ月であつて「第二回」は昭和二十三年二月に「第六回」は昭和二

十七年九月に最終償還が行はれる。定期償還は毎年二回、抽籤によりて行はれ、最終抽籤を含む抽籤回數は、割引「第二回」及び「第三回」は三十四回、割引「第四回」及び「第五回」は三十八回、割引「第六回」は三十九回である。この五回別は、いづれも發行通數五十萬通で、十萬通を一組とし、五組に分つてゐる。毎回一組の償還通數五百通、初回抽籤は全部割増金附であるが、第二回以降の抽籤に於ては、百五十通が割増金附、三百五十通が割増金「ナキ分」である。一組の割増金は初回抽籤に於ては、一等三千圓五箇、二等百圓百箇、三等十圓三百九十五箇、割増金合計額二萬八千九百五十圓であるが、第二回以降の抽籤に於ては、一等三千圓一箇、二等百圓十箇、三等十圓百三十九箇、割増金合計額五千三百九十圓である。定期償還に當籤すれば券面額二十圓が償還せられる。従つて債券の買入原價が二十圓以下であれば、假令「ナキ分」に當籤するも、償還差益を收得する。尤も買入原價と、券面額との差額から、所有期間に對し、少くとも年三分の複利を差引いた殘額が眞正の償還差益である。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は

回 別	最終抽籤を除く抽籤回数	毎回の償還通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
「第二回」及び「第三回」	三六	五〇〇 <small>通</small>	一八、〇〇〇 <small>通</small>	一八・〇	八二、〇〇〇 <small>通</small>	八二・〇
「第四回」及び「第五回」	三八	五〇〇 <small>通</small>	一九、〇〇〇	一九・〇	八一、〇〇〇	八一・〇
「第六回」	三九	五〇〇	一九、五〇〇	一九・五	八〇、五〇〇	八〇・五

であつて、最終償還に於ては右表の通數の内、百五十通が割増金附、その他が割増金「ナキ分」である。

割引「第七回」——昭和八年十月發行割引「第七回」の最終償還割引歩合は、三分一〇、年限二十二年六ヶ月、昭和三十一年五月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回（四月、十月）抽籤によりて行はれ、最終抽籤を含む抽籤回数四十六回である。發行通數五十萬通であつて、十萬通を一組とし、五組に分つてゐる。毎回一組の償還通數三百通、初回抽籤は恒例により全部割増金附であるが、第二回以降の抽籤に於ては百五十通が割増金附、百五十通が割増金「ナキ分」である。一組の割増金は抽籤回

次二回以後は一等三千圓一箇、二等百圓十箇、三等十圓百三十九箇、割増金合計額五千三百九十圓である。従つて割引「第七回」を割引「第二回」乃至「第六回」と比較すれば、割増金の箇數及び金額は全然同一であるが「ナキ分」が百五十通に減じ、従つて毎回の償還通數が三百通に減じてゐる。

一組（十萬通）の定期償還通數と、最終償還通數との割合は

最終抽籤を除く抽籤回数	毎回の償還通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
四五 <small>回</small>	三〇〇 <small>通</small>	一三、五〇〇 <small>通</small>	一三・五	八六、五〇〇 <small>通</small>	八六・五

であつて、最終償還に於ては、八萬六千五百通の内、百五十通が割増金附、八萬六千三百五十通が割増金「ナキ分」である。

割引「第八回」乃至「第十回」——割引「第八回」の最終償還割引歩合二分七八、年限二十五年一ヶ月、割引「第九回」の最終償還割引歩合二分七七、年限二十五年一ヶ月半、割引「第十回」の最終償還割引歩合二分七四、年限二十五年六ヶ月である。

「第八回」は昭和三十四年十二月「第十回」は昭和三十六年五月に最終償還が行はれ

る。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終抽籤を含む抽籤回数、割引「第八回」及び割引「第九回」は五十一回、割引「第十回」は五十二回である。発行通数は「第八回」が五十萬通「第九回」及び「第十回」が六十萬通であつて、十萬通を一組とし「第八回」は五組に「第九回」及び「第十回」は六組に分つてゐる。毎回一組の償還通數三百通の内、百通が割増金附、二百通が割増金「ナキ分」である。割増金は抽籤回次二回より、一組につき一等三千圓一箇、二等百圓十箇、三等十圓八十九箇、割増金合計額四千八百九十圓である。従つて割引「第七回」に比すれば、三等割増金箇數に於て五十通を減じ、割増金「ナキ分」箇數に於て五十通を増し、割増金合計額に於て五百圓を減じてゐる。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は、

回 別	最終抽籤を除く抽籤回数	毎回の償還通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
「第八回」	五〇	通	三〇〇	一五、〇〇〇	通	八五、〇〇〇
「第九回」	五〇	通	三〇〇	一五、〇〇〇	通	八五、〇〇〇
「第十回」	五一	通	三〇〇	一五、三〇〇	通	八四、七〇〇

であつて、最終償還に於ては、右表の最終償還通數の内、百通が割増金附で、その他が割増金「ナキ分」である。

割引「第十一回」及び「第十二回」——割引「第十一回」は昭和十一年七月の發行、割引「第十二回」は昭和十一年十一月の發行に係り、前者は昭和十一年十月に、後者は昭和十二年二月に初回抽籤が行はれたばかりである。兩者共に最終償還割引歩合、二分五一、最終償還までの年數二十七年九ヶ月である。定期償還は年二回（「第十一回」は四月、十月「第十二回」は二月、八月）行はれ、最終償還抽籤を含む抽籤回次は五十六回である。兩者共發行額二千萬圓、百萬通であつて、十萬通を一組とし、十組に分つてゐる。

毎回一組の償還通數の内、五十六通が割増金附、二百四十四通が割増金「ナキ分」である。割増金は抽籤回次二回より一組につき一等三千圓一箇、二等百圓五箇、三等十圓五十箇、割増金合計四千圓である。従つて之を割引「第十回」券に比するときは、二等割増金箇數に於て五箇を減じ、三等割増金箇數に於て三十九箇を減じ、その代り割増金「ナキ分」に於て四十四通を増し、割増金合計額に於て八百九十圓を減じてゐる。

る。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は、

回別	最終抽籤を除く抽籤回数	毎回の償還通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
「第十一回」	五回	三〇〇	一六、五〇〇	一六・五	八三、五〇〇	八三・五
「第十二回」	五回	三〇〇	一六、五〇〇	一六・五	八三、五〇〇	八三・五

であつて、最終償還に於ては、八萬三千五百通の内、五十六通が割増金附、八萬三千四百四十四通が割増金「ナキ分」である。

割引債券は定期償還たると最終償還たるとを問はず券面額二十圓が償還せられる。従つて、例へば割引「第十二回」を賣出價格十圓で購入したる者が、昭和十三年二月の抽籤に當籤し、翌三月に券面額二十圓の償還を受けたるときは、割引金額十圓は、右の表によりて所有期間一年三ヶ月餘に對し、年六割一分四二（半ヶ年複利）の割引歩合に相當する。この場合に、所有期間に對する利子を年三分の半ヶ年複利にて計算するならば三十九錢となり、償還差益九圓六十一錢を收得することとなる。割引「第十一回」及び「第十二回」の時價は十三圓であるから、割増金「ナキ分」償還に當籤

するも、七圓の償還差益を收得する。尤も、この七圓から所有期間に對する利子を差引いたものが正味償還差益となるのである。

免税——割引債券は券面額二十圓を割引の方法によりて十圓を以て賣出すものであつて、割引額十圓に對しては、現行税制の下に於ては資本利子税も、第二種所得税も賦課せられない。

臨時償還——割引債券の發行條件中にも、定期償還の外に買入消却又は臨時償還をなすことあるべき旨及び臨時償還をなす場合に添付すべき追加割増金の割合を定めてゐる（各債券の裏面を見よ）然し乍ら、割引債券の最終償還割引歩合は「第一回」の四分を最高として回を追ふて低減し「第十一回」「第十二回」にありては二分五一なるのみならず、償還は券面額二十圓を以てしなければならぬのであるから、割引債券には低利借替を目的とする臨時償還（繰上償還）なしと斷言することが出来る。唯參考のために回別につき臨時償還を爲す場合に添付せらるべき割増金の割合を次に掲げて置く。



回別	割増金添付の基準	割増金の箇數
割引「第一回」	五組分にて償還元金二百萬圓（債券通數十萬通）又は其未滿毎に	一等百圓 二〇〇箇 二等十圓 二、三〇〇箇 計 二、五〇〇箇
自割引「第二回」 至割引「第七回」	五組分にて償還元金二百萬圓（債券通數十萬通）又は其未滿毎に	一等三千圓 五箇 二等百圓 五〇箇 三等十圓 六九五箇 計 七五〇箇
割引「第八回」	五組分にて償還元金二百萬圓（債券通數十萬通）又は其未滿毎に	一等三千圓 五箇 二等百圓 五〇箇 三等十圓 六九五箇 計 七五〇箇
割引「第九回」	六組分にて償還元金二百四十萬圓	一等三千圓 六箇 二等百圓 六〇箇 三等十圓 六〇〇箇 計 六六〇箇
割引「第十回」	（債券通數十二萬通）又は其未滿毎に	一等三千圓 六箇 二等百圓 六〇箇 三等十圓 六〇〇箇 計 六六〇箇
割引「第十一回」	十組分にて償還元金六百萬圓（債券通數三十萬通）又は其未滿毎に	一等三千圓 一〇箇 二等百圓 一〇〇箇 三等十圓 一〇〇〇箇 計 一一一〇箇
割引「第十二回」	十組分にて償還元金六百萬圓（債券通數三十萬通）又は其未滿毎に	一等三千圓 一〇箇 二等百圓 一〇〇箇 三等十圓 一〇〇〇箇 計 一一一〇箇

割引「第十三回」及び「第十四回」

割引「第十三回」及び「第十四回」の兩回別は、券面總額二千萬圓（百萬通）宛を同一條件を以て賣出したるものであつて、その賣出公告は左の如くである。

第一、發行券面總額貳千萬圓此ノ割引賣出價格壹千萬圓ニシテ之ヲ債券拾萬通宛ノ十組ニ分チ賣出ス但シ賣出期間内ニ賣リ了ラサル債券ハ社債原簿ニ於テ之ヲ缺番トナスモノトス

第二、債券一通ノ券面金額貳拾圓此ノ割引賣出價格拾圓ニシテ無記名券トス但シ請求ニ依リ記名トナスコトヲ得

第三、昭和十二年三月十八日ヨリ同年同月二十日迄當行本支店出張所、各地代理店取扱店並ニ内地各郵便局及臺灣總督府管内、樺太廳管内、關東局管内各郵便局ニ於テ賣出スモノトス郵便貯金預ケ人ハ其ノ貯金ヲ以テ本債券ノ購入保管ヲ郵便官署ニ請求スルコトヲ得

第四、此ノ債券ノ割引金額拾圓ハ其ノ償還ノ時期ヲ異ニスルニ從ヒ眞割引ノ方法ニ依リ左表ニ示ス年利率ノ半ケ年複利ニ相當ス

等	級	一箇ノ金額	第一回	第二回以後毎回
一	等	參千圓	參拾箇	拾箇
二	等	壹百圓	參百箇	五拾箇
三	等	拾圓	壹百箇	五百六拾箇
計			壹千參百參拾箇	

第七、定期償還ノ都度添附スヘキ割増金(十組分)左ノ如シ

第六、償還抽籤ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其ノ當籤シタル番號ヲ各組ニ通用ス例ヘハ第百番ニ當籤シタルトキハ壹ノ組ヨリ拾ノ組迄各組ノ第百番ノ債券ヲ何レモ當籤トスルガ如シ
 償還抽籤ノ場合ニ於テ當籤番號中缺番ニ該當スルモノアルトキハ所定ノ償還籤數ニ算入スルモ當籤ノ效力ヲ生セサルモノトス

第五、昭和十二年六月三十日迄据置キ同年同月第一回同年十二月第二回ノ償還抽籤ヲ爲シ其ノ後毎年二回(六月、十二月)抽籤ニ依リ毎回十組分ニテ券面總額六萬圓(債券三千通)以上ヲ定期ニ償還シ昭和四十二年六月最終ノ償還抽籤ヲ執行ス但シ買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルベシ

2019	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	償還期月	割引歩合
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭和十二年七月	三六〇、〇〇分
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	昭和十一年七月	一〇七、八二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和十年七月	六、四三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	昭和九年七月	四、七三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和八年七月	三、七三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和七年七月	三、七三
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	昭和六年七月	三、七三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和五年七月	三、七三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和四年七月	三、七三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和三年七月	六、四三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和二年七月	六、四三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和十一年七月	六、八六分
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和十年七月	六、八六分
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和九年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和八年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和七年七月	三、五五
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	昭和六年七月	三、五五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和五年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和四年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和三年七月	三、五五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和二年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和十一年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和十年七月	三、五五
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	昭和九年七月	三、五五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和八年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和七年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和六年七月	三、五五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和五年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和四年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和三年七月	三、五五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	昭和二年七月	三、五五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	昭和十一年七月	三、五五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和十年七月	三、五五

(14)

(14)

第四拾回
附 割増金

割引業債券



賣出價格金拾圓

此券六枚
金拾圓
ニテ換
價選
買
シ
テ
金
五
拾
圓
ヲ
得
ル
コト
ナリ

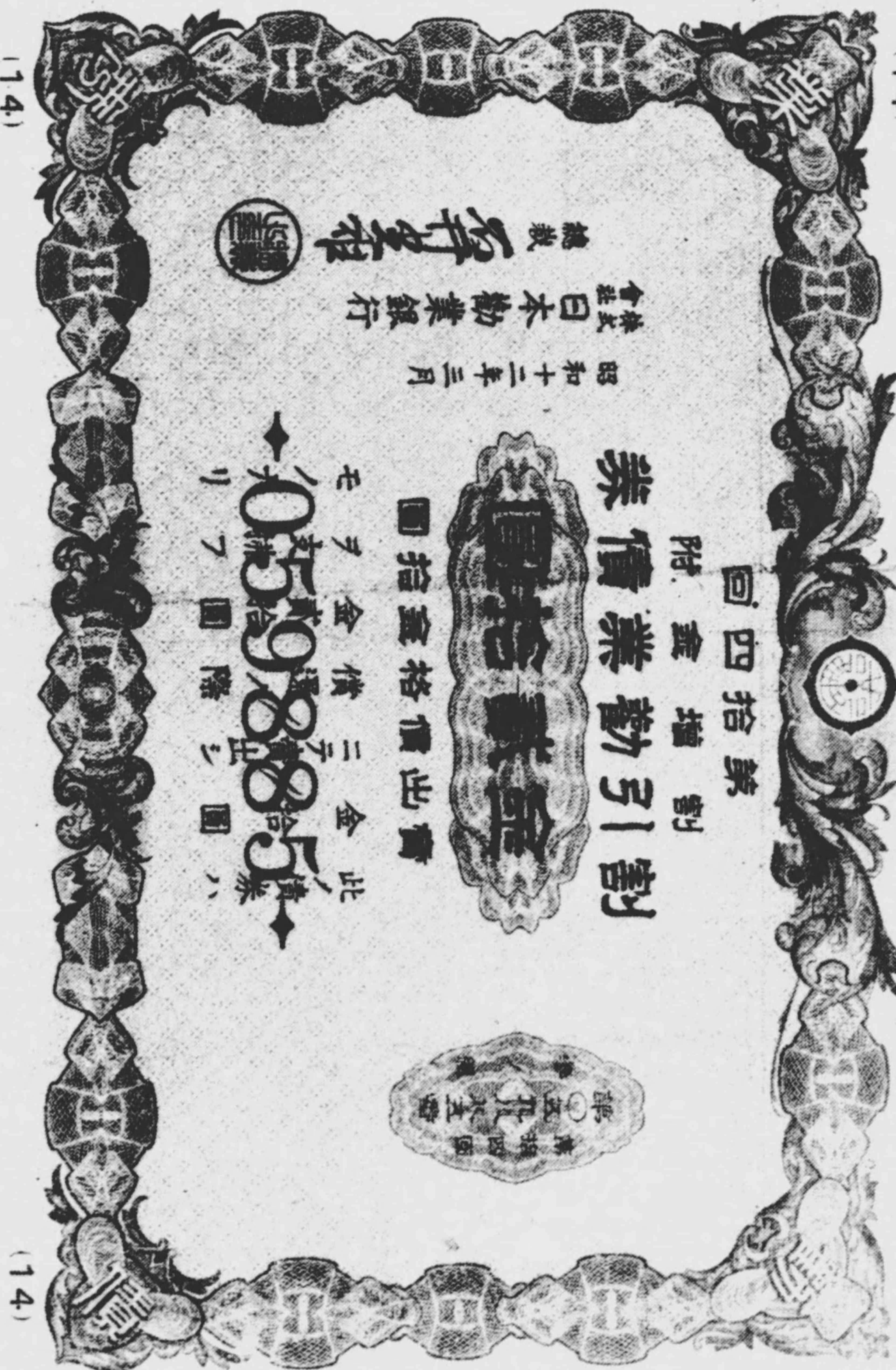


東京
株式
會社
五九五
號

株式會社
日本物業銀行

總裁 伊藤 嘉三郎

昭和十二年三月



(14)

(14)

右割増金添附ノ方法ハ第一回抽籤ニ於テハ第一番目乃至第三番目ニ當籤シタル番號ノ債券
(十組ニテ三拾通)ニ一等割増金ヲ、第四番目乃至第三十三番目(十組ニテ參百通)ニ二
等割増金ヲ、第三十四番目乃至第百三十三番目(十組ニテ壹千通)ニ三等割増金ヲ添附ス
ルモノトス

第二回以後モ此ノ例ニ準ス

臨時償還ヲ爲ス場合ニ於テハ十組分ニテ債券券面總額六百萬圓(債券參拾萬通)又ハ其ノ
未滿毎ニ前表未段一回分ノ割増金ヲ添附ス

第八、當籤債券ノ券面金額及割増金ハ各其ノ抽籤ノ翌月之ヲ支拂フ

臨時償還ノ場合ニ於ケル券面金額及割増金支拂ノ時期ハ其ノ都度之ヲ定ム

新券「第十三回」及び「第十四回」は各發行額二千萬圓百萬通、之を十組に分つて
ある。最終償還期限は昭和四十二年六月、償還年數三十年二ヶ月、最終償還割引歩合
二分三〇である。定期償還は年二回(六月、十二月)抽籤(第一回抽籤は昭和十二年
六月)によりて行はれ、毎回一組の償還通數は三百通、内割増金附五十六通(但し第
一回抽籤に限り百三十三通)割増金「ナキ分」二百四十四通(但し第一回抽籤に限り

百六十七通)である。償還は券面額二十圓を以てするが故に「ナキ分」に當籤するも償還差益が得られる。割増金は抽籤回次二回より一組につき一等三千圓一箇(第一回抽籤には三箇)、二等百圓五箇(第一回抽籤には三十箇)、三等十圓五十箇(第一回抽籤には百箇)であつて、割増金合計額は四千圓(第一回抽籤には二萬二千圓)である。最終償還抽籤を含む抽籤回数六十一回、一組の定期償還通數と最終償還通數との割合は、

一組の發行通數	定期償還通數	%	最終償還通數	%
一〇〇、〇〇〇通	一八、〇〇〇通	一八	八二、〇〇〇通	八二

であつて、最終償還に於ては八萬二千通の内、五十六通が割増金に當籤し、残り全部が「ナキ分」償還となる。

臨時償還の場合には、十組分にて債券券面總額六百萬圓(三十萬通)又はその未滿毎に一等三千圓十箇、二等百圓五十箇、三等十圓五百箇の割増金が追加添付せられる。之を前回發行の「第十二回」の條件と比較すれば、發行額、組數、割増金の金額及び箇數「ナキ分」の箇數、臨時償還條項は全然同一であるが、償還年數に於て二ヶ年六ヶ月の延長となり、最終償還年利率に於て二厘一毛の低下となつてゐる。

前掲の賣出公告第三に「郵便貯金預ケ人ハ其ノ貯金ヲ以テ本債券ノ購入保管ヲ郵便官署ニ請求スルコトヲ得」とあるも、勸業銀行當局の説明によれば之は繰上償還債券の償還金を郵便貯金として預けたる人が郵便局に新券の購入保管を請求し得ることを意味する。かゝる意味の不明瞭なる文言は、今後賣出公告中より削除すべきである。割引債券の特質

- 以上詳述したる發行條件によりて、割引債券の特質を左の如く要約することを得る。
- (1) 券面額を二十圓とし、利子を眞割引の方法によりて割引し、賣出價格を十圓としたること、當籤の場合にはいつでも券面額二十圓で償還せらるゝこと
 - (2) 利札附債券の如く、毎年利札を切斷して、少額の利子を受取る手數を要せざること、その價格は年月の経過するに従ひ、漸次券面額に接近すること
 - (3) 資本利子税、第二種所得税が免除せらるゝこと
 - (4) 利札附債券の如く、ナキ分當籤によりて償還差損を招くことなく、却つて時價と券面額との差額を償還差益として收得すること
 - (5) 繰上償還の虞なきこと

第四章 復興貯蓄債券

復興貯蓄債券は、政府が大正十二年九月一日の關東大震災による罹災地の復興及び地方産業振興に必要な資源を國民の零碎なる資金に求め、國民の勤儉貯蓄を奨励する趣旨を以て、大正十三年七月二十二日復興貯蓄債券法（附録を見よ）を公布し、日本勸業銀行をして發行せしめたものであつて、その發行による収入金は、凡て大藏省預金部に預入れられたのである。

復興貯蓄債券「第一回」十圓券は、從來の利札附勸業債券と異なり利子を年四分複利据置とし、償還年限十七年六ヶ月、一等三千圓以下の割増金を附して、大正十三年九月發行せられ、大正十四年七月發行の「第四回」まで抽籤月以外は全然同一の條件を以て矢繼早に發行せられたのである。その結果「第四回」券の賣行甚だ不良であつ

(4)

(4)

附金増割

回四第

券債蓄貯興復

圖拾金

第四回振置
第〇九零六七番
組

大正拾四年六月

總裁 日本勸業銀行

第095671番

監査役



一本債券ノ發行ニ係リ收入
金ハ震災地ノ復興及地方
産業ノ振興ノ爲必要ナル
用途ニ之ヲ融通スルモ
トス
一本債券ノ利率ハ金滿年四
分ノ半額年複利計算ヲ以
テ振置キ付遺ノ際元金ト
同時ニ下米ニ依リ之ヲ支
拂フベシトス



債	期	月	支	利	金	債	期	月	支	利	金
18	大正十四年十月	全	拾	圓	四	拾	圓	四	拾	圓	四
17	大正十四年十月	全	拾	圓	三	拾	圓	三	拾	圓	三
16	大正十四年十月	全	拾	圓	二	拾	圓	二	拾	圓	二
15	大正十四年十月	全	拾	圓	一	拾	圓	一	拾	圓	一
14	大正十四年十月	全	拾	圓	〇	拾	圓	〇	拾	圓	〇
13	大正十四年十月	全	拾	圓	九	拾	圓	九	拾	圓	九
12	大正十四年十月	全	拾	圓	八	拾	圓	八	拾	圓	八
11	大正十四年十月	全	拾	圓	七	拾	圓	七	拾	圓	七
10	大正十四年十月	全	拾	圓	六	拾	圓	六	拾	圓	六
9	大正十四年十月	全	拾	圓	五	拾	圓	五	拾	圓	五
8	大正十四年十月	全	拾	圓	四	拾	圓	四	拾	圓	四
7	大正十四年十月	全	拾	圓	三	拾	圓	三	拾	圓	三
6	大正十四年十月	全	拾	圓	二	拾	圓	二	拾	圓	二
5	大正十四年十月	全	拾	圓	一	拾	圓	一	拾	圓	一
4	大正十四年十月	全	拾	圓	〇	拾	圓	〇	拾	圓	〇
3	大正十四年十月	全	拾	圓	九	拾	圓	九	拾	圓	九
2	大正十四年十月	全	拾	圓	八	拾	圓	八	拾	圓	八
1	大正十四年十月	全	拾	圓	七	拾	圓	七	拾	圓	七

たから、大正十四年十一月発行の「第五回」券は券面額を五圓に引下げたために大衆の人氣を喚び、發行額八百萬圓百六十萬通を賣盡すことを得た。然し乍ら「第六回」五圓券千萬圓は、増發したる二百萬圓、四十萬通が賣れ残りとなり「第七回」五圓券も亦、賣行甚だ不良にして發行額千萬圓二百萬通の内、九十二萬通の缺番を生ずるに至つた。こゝに於てか、大正十五年十二月発行の「第八回」券八百萬圓は十圓券四十萬通と五圓券八十萬通とを組合せて發行したのであるが、正味賣行は併せて六百萬圓、九十五萬三千四百通に過ぎず、その次に發行せられたる「第九回」券七百萬圓及び「第十回」券七百萬圓はいづれも十圓券三十萬通と、五圓券八十萬通を組合せたものであるが、前者の正味賣行は併せて五百五十萬圓八十八萬四千通、後者の正味賣行は五百萬圓七十七萬九千五百通に過ぎなかつた。昭和三年十一月発行の「第十一回」は御大禮記念として券面に鳳凰の紋をつけ、全部十圓券にして賣出されたのであるが、發行額千萬圓百萬通を賣盡すことを得た。復興貯蓄債券の發行は「第十一回」券を最後として打切りとなつた。

復興債券十圓券 (利子は凡て年四分複利据置)

回別	組數	發行額	發行通數	缺番	發行		最終償還年月	抽籤	每組の割増金と簡數				組の償還通數		
					年月日	年月			合計額	圓	圓	圓		圓	
第一回	一〇	九、六〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	通大正	年月日	昭和	年月	月	圓	圓	圓	圓	圓	圓	通
第二回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一三、九三〇	一七、三〇	一七、四	六、一三	七、七〇	一	二	二	九	七四四	四	五〇〇
第三回	一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、三、五	一七、九	一七、九	五、二	七、七〇	一	二	二	九	七四四	四	五〇〇
第四回	一〇	六、三〇〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	一四、七、四	一八、一	一八、一	三、九	七、七〇	一	二	二	九	七四四	四	五〇〇
第五回	一〇	二、四六六、〇〇〇	二四六、六〇〇	昭和一五、一、二、四	一九、六	一九、六	二、八	六、七六四	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第六回	一〇	二、一六〇、〇〇〇	二一六、〇〇〇	昭和三、三、一	二〇、一〇	二〇、一〇	六、三	六、七六四	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第七回	一〇	二、二五〇、〇〇〇	二二〇、五〇〇	三、一、二、〇	二一、五	二一、五	一、七	六、六九五	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第八回	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一、二、〇	二二、五	二二、五	一、七	六、六九五	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第九回	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一、二、〇	二二、五	二二、五	一、七	六、六九五	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第十回	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一、二、〇	二二、五	二二、五	一、七	六、六九五	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇
第十一回	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一、二、〇	二二、五	二二、五	一、七	六、六九五	一	二	二	八	一〇〇	二九二	四〇〇

復興債券五圓券 (利子は凡て年四分複利据置)

回別	組數	發行額	發行通數	缺番	發行		最終償還年月	抽籤	每組の割増金と簡數				組の償還通數		
					年月日	年月			合計額	圓	圓	圓		圓	
第一回	一六	八、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	通大正	年月日	昭和	年月	月	圓	圓	圓	圓	圓	圓	通
第二回	一〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一四、二、一〇	一八、一〇	一八、一〇	一、八	五、一	一	二	二	一〇	一三〇	三六九	五〇〇
第三回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第四回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第五回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第六回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第七回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第八回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第九回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇
第十回	一〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五、三、二〇	一九、九	一九、九	一、五	三、八三	一	二	二	三	三〇	三六六	五〇〇

償還方法

復興「第一回」乃至「第四回」及び「第十一回」(十圓券の單獨發行)——最終償還年限はいづれも十七年六ヶ月、復興「第一回」は最も早く、昭和十七年四月に、復興「第十一回」は最も遅く、昭和二十一年五月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終償還を含む抽籤回数は三十六回である。發行額(缺番を含む)はいづれも千萬圓、であつて、百萬通十萬通を一組とし、十組に分つてゐる。

(7)

(7)

附金増割
回七第
券債蓄助興復
圓五金

第七回償還
第①八八五圓〇番
拾八ノ組

第七回總額
幣088520番

役査監



一本債券ノ發行ニ依ル收入金ハ
震災地ノ復興及地方産業ノ振
興ノ爲必要ナル用途ニ之ヲ使
用スルモノトス
一本債券ノ利子ハ償還率四分ノ
半額年複利計算ヲ以テ償還年
償還ノ際元金ト同時ニ下表ニ
依リ之ヲ支拂フモノトス

日本勧業銀行



償還期月	支拂利息額	償還期月	支拂利息額
1 大正七年二月	金一五圓	19 大正十四年二月	金一五圓
2 大正七年五月	金一五圓	20 大正十四年五月	金一五圓
3 大正七年八月	金一五圓	21 大正十四年八月	金一五圓
4 大正七年十一月	金一五圓	22 大正十四年十一月	金一五圓
5 大正八年二月	金一五圓	23 大正十五年二月	金一五圓
6 大正八年五月	金一五圓	24 大正十五年五月	金一五圓
7 大正八年八月	金一五圓	25 大正十五年八月	金一五圓
8 大正八年十一月	金一五圓	26 大正十五年十一月	金一五圓
9 大正九年二月	金一五圓	27 大正十六年二月	金一五圓
10 大正九年五月	金一五圓	28 大正十六年五月	金一五圓
11 大正九年八月	金一五圓	29 大正十六年八月	金一五圓
12 大正九年十一月	金一五圓	30 大正十六年十一月	金一五圓
13 大正十年二月	金一五圓	31 大正十七年二月	金一五圓
14 大正十年五月	金一五圓	32 大正十七年五月	金一五圓
15 大正十年八月	金一五圓	33 大正十七年八月	金一五圓
16 大正十年十一月	金一五圓	34 大正十七年十一月	金一五圓
17 大正十一年二月	金一五圓	35 大正十八年二月	金一五圓
18 大正十一年五月	金一五圓	36 大正十八年五月	金一五圓
19 大正十一年八月	金一五圓	37 大正十八年八月	金一五圓
20 大正十一年十一月	金一五圓	38 大正十八年十一月	金一五圓
21 大正十二年二月	金一五圓	39 大正十九年二月	金一五圓
22 大正十二年五月	金一五圓	40 大正十九年五月	金一五圓
23 大正十二年八月	金一五圓	41 大正十九年八月	金一五圓
24 大正十二年十一月	金一五圓	42 大正十九年十一月	金一五圓
25 大正十三年二月	金一五圓	43 大正二十年二月	金一五圓
26 大正十三年五月	金一五圓	44 大正二十年五月	金一五圓
27 大正十三年八月	金一五圓	45 大正二十年八月	金一五圓
28 大正十三年十一月	金一五圓	46 大正二十年十一月	金一五圓
29 大正十四年二月	金一五圓	47 大正二十一年二月	金一五圓
30 大正十四年五月	金一五圓	48 大正二十一年五月	金一五圓
31 大正十四年八月	金一五圓	49 大正二十一年八月	金一五圓
32 大正十四年十一月	金一五圓	50 大正二十一年十一月	金一五圓
33 大正十五年二月	金一五圓	51 大正二十二年二月	金一五圓
34 大正十五年五月	金一五圓	52 大正二十二年五月	金一五圓
35 大正十五年八月	金一五圓	53 大正二十二年八月	金一五圓
36 大正十五年十一月	金一五圓	54 大正二十二年十一月	金一五圓
37 大正十六年二月	金一五圓	55 大正二十三年二月	金一五圓
38 大正十六年五月	金一五圓	56 大正二十三年五月	金一五圓
39 大正十六年八月	金一五圓	57 大正二十三年八月	金一五圓
40 大正十六年十一月	金一五圓	58 大正二十三年十一月	金一五圓
41 大正十七年二月	金一五圓	59 大正二十四年二月	金一五圓
42 大正十七年五月	金一五圓	60 大正二十四年五月	金一五圓
43 大正十七年八月	金一五圓	61 大正二十四年八月	金一五圓
44 大正十七年十一月	金一五圓	62 大正二十四年十一月	金一五圓
45 大正十八年二月	金一五圓	63 大正二十五年二月	金一五圓
46 大正十八年五月	金一五圓	64 大正二十五年五月	金一五圓
47 大正十八年八月	金一五圓	65 大正二十五年八月	金一五圓
48 大正十八年十一月	金一五圓	66 大正二十五年十一月	金一五圓
49 大正十九年二月	金一五圓	67 大正二十六年二月	金一五圓
50 大正十九年五月	金一五圓	68 大正二十六年五月	金一五圓
51 大正十九年八月	金一五圓	69 大正二十六年八月	金一五圓
52 大正十九年十一月	金一五圓	70 大正二十六年十一月	金一五圓
53 大正二十年二月	金一五圓	71 大正二十七年二月	金一五圓
54 大正二十年五月	金一五圓	72 大正二十七年五月	金一五圓
55 大正二十年八月	金一五圓	73 大正二十七年八月	金一五圓
56 大正二十年十一月	金一五圓	74 大正二十七年十一月	金一五圓
57 大正二十一年二月	金一五圓	75 大正二十八年二月	金一五圓
58 大正二十一年五月	金一五圓	76 大正二十八年五月	金一五圓
59 大正二十一年八月	金一五圓	77 大正二十八年八月	金一五圓
60 大正二十一年十一月	金一五圓	78 大正二十八年十一月	金一五圓
61 大正二十二年二月	金一五圓	79 大正二十九年二月	金一五圓
62 大正二十二年五月	金一五圓	80 大正二十九年五月	金一五圓
63 大正二十二年八月	金一五圓	81 大正二十九年八月	金一五圓
64 大正二十二年十一月	金一五圓	82 大正二十九年十一月	金一五圓
65 大正二十三年二月	金一五圓	83 大正三十年二月	金一五圓
66 大正二十三年五月	金一五圓	84 大正三十年五月	金一五圓
67 大正二十三年八月	金一五圓	85 大正三十年八月	金一五圓
68 大正二十三年十一月	金一五圓	86 大正三十年十一月	金一五圓
69 大正二十四年二月	金一五圓	87 大正三十一年二月	金一五圓
70 大正二十四年五月	金一五圓	88 大正三十一年五月	金一五圓
71 大正二十四年八月	金一五圓	89 大正三十一年八月	金一五圓
72 大正二十四年十一月	金一五圓	90 大正三十一年十一月	金一五圓
73 大正二十五年二月	金一五圓	91 大正三十二年二月	金一五圓
74 大正二十五年五月	金一五圓	92 大正三十二年五月	金一五圓
75 大正二十五年八月	金一五圓	93 大正三十二年八月	金一五圓
76 大正二十五年十一月	金一五圓	94 大正三十二年十一月	金一五圓
77 大正二十六年二月	金一五圓	95 大正三十三年二月	金一五圓
78 大正二十六年五月	金一五圓	96 大正三十三年五月	金一五圓
79 大正二十六年八月	金一五圓	97 大正三十三年八月	金一五圓
80 大正二十六年十一月	金一五圓	98 大正三十三年十一月	金一五圓
81 大正二十七年二月	金一五圓	99 大正三十四年二月	金一五圓
82 大正二十七年五月	金一五圓	100 大正三十四年五月	金一五圓

(7)

(7)

毎回一組の償還通數は五百通、全部割増金附であつて「ナキ分」がない。割増金は「第一回」乃至「第四回」にあつては抽籤回次二回より、一組につき一等三千圓一箇、二等五百圓二箇、三等十圓七十四箇、四等五圓四百十四箇、割増金合計額七千七百十圓であつて「第十一回」にありては抽籤回次二回より一組につき一等三千圓一箇、二等百圓十箇、三等十圓五十箇、四等五圓四百十九箇、割増金合計額六千六百九十五圓である。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數の割合は、各回別共

定期償還通數	%	最終償還通數	%
一七、五〇〇通	一七・五	八二、五〇〇通	八二・五

であつて、最終償還年月の前月に行はれる最終抽籤によりて、最終償還通數八萬二千五百通の内、五百通が割増金附となり、八萬二千通が割増金「ナキ分」償還となる。

復興「第五回」乃至「第七回」（五圓券の單獨發行）——最終償還年限は十七年六ヶ月、復興「第五回」は昭和十八年五月に、復興「第七回」は昭和十九年二月に最終償還が行はれる。定期償還は年二回抽籤によりて行はれ、最終償還を含む抽籤回數は

三十六回である。十萬通を一組とし「第五回」八百萬圓は十六組に、「第六回」及び「第七回」千萬圓は二十組に分つてゐる。毎回一組の償還通數は、

抽籤回次	償還通數
「第五回」及び「第六回」……	一一三六
「第七回」……	一一七
「第七回」……	八〇〇通
「第七回」……	四〇〇通

である。全部割増金附であつて「ナキ分」がない。抽籤回次二回以降の一等割増金は、一組につき一箇であるが、二等以下の割増金の金額及び個數が多少異なつてゐる。従つて毎回一組の割増金合計額も「第五回」は三千八百三十八圓「第六回」は三千八百三十二圓「第七回」は三千五百九十圓（但し抽籤回次八回以降）となつてゐる。

一組（十萬通）の定期償還通數と最終償還通數との割合は

定期償還通數	%	最終償還通數	%	
「第五回」及び「第六回」	一七、五〇〇通	一七・五	八二、五〇〇通	八二・五
「第七回」	一六、八〇〇通	一六・八	八三、二〇〇通	八三・二

であつて、最終償還年月の前月に行はれる最終抽籤によりて「第五回」及び「第六回」

にありては最終償還通數八萬二千五百通の内、五百通が割増金附、八萬二千通が「ナキ分」償還となり「第七回」にありては、最終償還通數八萬三千二百通の内、四百通が割増金附となり、八萬二千八百通が「ナキ分」償還となる。

復興「第八回」乃至「第十回」（十圓券と五圓券の組合せ發行）——最終償還年限は、矢張十七年六月「第八回」は昭和十九年六月に「第十回」は昭和二十年二月に最終償還が行はれる。十萬通を一組とし「第八回」は十圓券四組、五圓券八組に「第九回」及び「第十回」は、十圓券三組、五圓券八組に分つてゐる。定期償還は左表の如く、最初は年三回、その後年二回、抽籤によりて行はれる。最終抽籤を含む抽籤回數は三十八回である。

抽籤回次	一組の償還通數
「第八回」乃至「第十回」	一一七
「第八回」乃至「第十回」	八〇〇通
「第八回」乃至「第十回」	四〇〇通

全部割増金附であつて「ナキ分」償還がない。

割増金の金額及箇數は、抽籤回次一と、抽籤回次二―七と、八―三八とによりて差

別を設けてゐる。現在一組の割増金、箇數及び割増金合計額は左表の如くである。

一 等	二 等	三 等	四 等	箇數合計	金額合計
十圓券 三千圓 一箇	二百圓 八箇	十圓 一〇〇箇	四圓 二九一箇	四〇〇箇	六、七六四圓
五圓券 千五百圓 一箇	百圓 八箇	五圓 一〇〇箇	二圓 二九一箇	四〇〇箇	三、三八二圓

一組の定期償還通數と最終償還通數との割合は

定期償還通數 % 最終償還通數 %

「第八回」

「第九回」

「第十回」

一七、六〇〇通 一七・六 八二、四〇〇通 八二・四

であつて、最終償還年月の前月に行はれる最終抽籤によりて、最終償還通數八萬二千四百通の内、四百通が割増金附となり、八萬二千通が「ナキ分」償還となる。

利拂方法

復興貯蓄債券の利子は一ヶ年四分の半ヶ年複利計算を以て据置き、定期償還又は最終償還の際に、元金（券面額）と共に、各債券の表面記載の表によつて据置利子が支拂はれることとなつてゐる。最終償還の際支拂はれる利子は、十圓券にありては十

圓、五圓券にありては五圓である。即ち一定の年限に元金が倍額になつて還つてくる點は、割引債券と同じではあるが（1）割引債券の券面額は二十圓であつて、定期償還の際に、二十圓が償還せらるゝに反し、復興債券の券面額は十圓であつて、定期償還の際に、十圓とその期日までの据置利子が支拂はれること（2）割引債券の定期償還には「ナキ分」があるが、復興債券の定期償還には「ナキ分」なく、全部割増金附であることの二點が違つてゐる。

左の表は、十圓券及び五圓券の各回別につき、昭和十二年以後年二回の抽籤による各償還期月に於て當籤債券に支拂はるべき利金額を示したものである。

復興貯蓄債券十圓券据置利子

支拂利金額	第一回	第二回	第三回	第四回	第八回	第九回	第十回	第十一回
三、八六	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月
四、一四	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月
四、四三	一三、一	一三、三	一三、六	一三、一〇	一三、三	一三、七	一三、一	一三、五
四、七一	一三、七	一三、九	一三、一二	一三、一四	一三、九	一三、一	一三、五	一三、八
五、〇〇	一三、一	一三、三	一三、六	一三、一〇	一三、三	一三、七	一三、一	一三、五
五、三〇	一三、七	一三、九	一三、一二	一三、一四	一三、九	一三、一	一三、五	一三、八
五、六一	一三、一	一三、三	一三、六	一三、一〇	一三、三	一三、七	一三、一	一三、五
五、九二	一三、七	一三、九	一三、一二	一三、一四	一三、九	一三、一	一三、五	一三、八
六、二四	一三、一	一三、三	一三、六	一三、一〇	一三、三	一三、七	一三、一	一三、五
六、五六	一三、七	一三、九	一三、一二	一三、一四	一三、九	一三、一	一三、五	一三、八
六、八九	一三、一	一三、三	一三、六	一三、一〇	一三、三	一三、七	一三、一	一三、五
七、三三	一三、七	一三、九	一三、一二	一三、一四	一三、九	一三、一	一三、五	一三、八

七、五八	一四、一	一四、三	一四、六	一四、一〇	一六、三	一六、七	一六、一一	一八、二
七、九三	一四、七	一四、九	一四、一二	一四、一四	一六、九	一七、一	一七、五	一八、八
八、二九	一五、一	一五、三	一五、六	一五、一〇	一七、三	一七、七	一七、一一	一九、二
八、六五	一五、七	一五、九	一五、一二	一五、一四	一七、九	一八、一	一八、五	一九、八
九、〇三	一六、一	一六、三	一六、六	一六、一〇	一八、三	一八、七	一八、一一	二〇、二
九、四一	一六、七	一六、九	一六、一二	一六、一四	一八、九	一九、一	一九、五	二〇、八
九、八〇	一七、一	一七、三	一七、六	一七、一〇	一九、三	一九、七	一九、一一	二一、二
一〇、〇〇	一七、四	一七、六	一七、九	一八、一	一九、六	一九、一〇	二〇、二	二一、五

復興貯蓄債券五圓券据置利子

支拂利金額	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回
	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月	償還期月
二、三五	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月	昭和年月
二、五〇	一三、二	一三、六	一三、一	一三、九	一三、一	一三、五
二、六五	一三、八	一三、二	一三、五	一三、九	一三、七	一三、一
二、八〇	一三、二	一三、六	一三、一	一三、三	一三、七	一三、一
二、九六	一三、八	一三、二	一三、五	一三、九	一四、一	一四、五
三、一三	一三、二	一三、六	一三、一	一四、三	一四、七	一四、一
三、二八	一三、八	一三、二	一四、五	一四、九	一五、一	一五、五
三、四五	一四、二	一四、六	一四、一	一五、三	一五、七	一五、一
三、六一	一四、八	一四、二	一五、五	一五、九	一六、一	一六、五
三、七九	一五、二	一五、六	一五、一	一六、三	一六、七	一六、一
三、九六	一五、八	一五、二	一六、五	一六、九	一七、一	一七、五

四、一四	一六、二	一六、六	一六、二	一七、三	一七、七	一七、二
四、三三	一六、八	一六、三	一七、五	一七、九	一八、一	一八、五
四、五一	一七、二	一七、六	一七、二	一八、三	一八、七	一八、二
四、七〇	一七、八	一七、三	一八、五	一八、九	一九、一	一九、五
四、九〇	一八、二	一八、六	一八、二	一九、三	一九、七	一九、二
五、〇〇	一八、五	一八、九	一九、二	一九、六	一九、一〇	一九、二

復興貯蓄債券は、その発行の趣旨に基き、その利子に對して資本利子税も、第二種所得税も、免除せらるゝ特典を與へられてゐる。

かくの如く復興貯蓄債券は、利子据置の方法に依りて賣出されたるが故に、据置利子は年月の経過と共に増加し、それに伴ひて債券の時價（利含み値段）も亦昂騰する譯である。現在復興債券の時價は、各回別共券面額に据置利子を加算したる額を突破し、十圓券にありては、二圓以上、五圓券にありては一圓以上のプレミアムが附いてゐる。復興債券の定期償還には、割増金「ナキ分」償還なく、十圓券にあつては最低五圓又は四圓の割増金、又五圓券にありては最低二圓の割増金が附せらるゝが故に、

プレミアムが最低割増金額を超えざる限り、償還差損を生じない。然し乍ら最終償還に於ては十圓券は元利金二十圓、五圓券は元利金十圓を支拂はるゝものなるが故に、若し十圓券の時價が二十圓以上となり、又五圓券の時價が十圓以上となるときは、割増金附償還に當籤せざる限り償還差損を免るゝことを得ない。

臨時償還
復興貯蓄債券の發行條項には「定期償還ノ外ニ買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ノ方法ニ依リテ臨時ニ償還スルコトアルベシ」と定め且臨時償還の場合には、利札附勸業債券の例に倣ひ、割増金を追加添付すべき旨を定めてゐる。

昭和十二年三月、利札付勸業債券の第二次繰上償還が發表せらるゝに及び、復興貯蓄債券の繰上償還説が擡頭し、一時市價を低落せしめたのであるが、復興債券は(一)政府が勸業銀行に命じて發行せしめたるものなること、(二)その發行の目的は貯蓄の奨励に存すること、(三)五年乃至九年後に最終償還期の到來すること、の理由によりて繰上償還の可能性薄弱であるといふことが出来る。然し乍ら他日臨時償還が斷行せられたる場合に、幾許の割増金が追加添付せらる

ゝやを知つて置く必要がある。左に一覽表を掲げる。

回 別	割増金添付の基準	割 増 金 の 箇 數			
自復興「第一回」 至復興「第四回」 (十圓券)	十組分にて償還元金二百萬圓(債券二十萬通)又は其未滿毎に	一等三千圓	一〇箇	二等五百圓	二〇箇
復興「第五回」 (五圓券)	十六組分にて償還元金百六十萬圓(債券三十萬通)又は其未滿毎に	三等百圓	九〇箇	四等十圓	七四〇箇
復興「第六回」 (五圓券)	二十組分にて償還元金二百萬圓(債券四十萬通)又は其未滿毎に	五等五圓	四一四〇箇	計	五〇〇〇箇
復興「第七回」 (五圓券)	二十組分にて償還元金二百萬圓(債券四十萬通)又は其未滿毎に	一等千五百圓	一六箇	二等百圓	一六〇箇
		三等十圓	一六〇〇箇	四等二圓	五九四〇箇
		計	一〇〇〇〇箇	計	八〇〇〇箇
		一等千五百圓	二〇箇	二等百圓	六〇箇
		三等百圓	一〇〇箇	四等十圓	七三二〇箇
		五等二圓	七一〇〇箇	計	七三二〇箇
		計	八〇〇〇箇	計	八〇〇〇箇

復興「第八回」 (十圓券及 び五圓券)	十二組分にて償還元金 百六十萬圓又は其未滿 毎に	<table border="1"> <tr> <td>十圓券(四組)</td> <td>四箇</td> <td>二等二百圓</td> <td>三二箇</td> </tr> <tr> <td>一等三千圓</td> <td>四〇〇箇</td> <td>四等四圓</td> <td>一一六四箇</td> </tr> <tr> <td>三等十圓</td> <td>計</td> <td></td> <td>一六〇〇箇</td> </tr> <tr> <td>五圓券(八組)</td> <td>八箇</td> <td>二等百圓</td> <td>六四箇</td> </tr> <tr> <td>一等千五百圓</td> <td>八〇〇箇</td> <td>四等二圓</td> <td>二二二八箇</td> </tr> <tr> <td>三等五圓</td> <td>計</td> <td></td> <td>三二〇〇箇</td> </tr> </table>	十圓券(四組)	四箇	二等二百圓	三二箇	一等三千圓	四〇〇箇	四等四圓	一一六四箇	三等十圓	計		一六〇〇箇	五圓券(八組)	八箇	二等百圓	六四箇	一等千五百圓	八〇〇箇	四等二圓	二二二八箇	三等五圓	計		三二〇〇箇
十圓券(四組)	四箇	二等二百圓	三二箇																							
一等三千圓	四〇〇箇	四等四圓	一一六四箇																							
三等十圓	計		一六〇〇箇																							
五圓券(八組)	八箇	二等百圓	六四箇																							
一等千五百圓	八〇〇箇	四等二圓	二二二八箇																							
三等五圓	計		三二〇〇箇																							
復興「第九回」 復興「第十回」 (十圓券及 び五圓券)	十一組分にて償還元金 百四十萬圓又は其未滿 毎に	<table border="1"> <tr> <td>十圓券(三組)</td> <td>三箇</td> <td>二等二百圓</td> <td>二四箇</td> </tr> <tr> <td>一等三千圓</td> <td>三〇〇箇</td> <td>四等四圓</td> <td>八七三箇</td> </tr> <tr> <td>三等十圓</td> <td>計</td> <td></td> <td>一二〇〇箇</td> </tr> <tr> <td>五圓券(八組)</td> <td>八箇</td> <td>二等百圓</td> <td>六四箇</td> </tr> <tr> <td>一等千五百圓</td> <td>八〇〇箇</td> <td>四等二圓</td> <td>二二二八箇</td> </tr> <tr> <td>三等五圓</td> <td>計</td> <td></td> <td>三二〇〇箇</td> </tr> </table>	十圓券(三組)	三箇	二等二百圓	二四箇	一等三千圓	三〇〇箇	四等四圓	八七三箇	三等十圓	計		一二〇〇箇	五圓券(八組)	八箇	二等百圓	六四箇	一等千五百圓	八〇〇箇	四等二圓	二二二八箇	三等五圓	計		三二〇〇箇
十圓券(三組)	三箇	二等二百圓	二四箇																							
一等三千圓	三〇〇箇	四等四圓	八七三箇																							
三等十圓	計		一二〇〇箇																							
五圓券(八組)	八箇	二等百圓	六四箇																							
一等千五百圓	八〇〇箇	四等二圓	二二二八箇																							
三等五圓	計		三二〇〇箇																							

復興「第十一回」	十組分にて償還元金二 百萬圓(債券二十萬通) 又は其未滿毎に	<table border="1"> <tr> <td>一等三千圓</td> <td>一〇箇</td> <td>二等百圓</td> <td>一〇〇箇</td> </tr> <tr> <td>三等十圓</td> <td>五〇〇箇</td> <td>四等五圓</td> <td>四三九〇箇</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>五〇〇〇箇</td> </tr> </table>	一等三千圓	一〇箇	二等百圓	一〇〇箇	三等十圓	五〇〇箇	四等五圓	四三九〇箇	計			五〇〇〇箇
一等三千圓	一〇箇	二等百圓	一〇〇箇											
三等十圓	五〇〇箇	四等五圓	四三九〇箇											
計			五〇〇〇箇											

例へば復興「第三回」が昭和十二年十一月を最終抽籤として全部繰上償還せらるゝものとすれば、抽籤前の未償還通数は一組につき八萬七千五百通、十組につき八十七萬五千通であるから、償還元金八百七十五萬圓に對しては、二百萬圓又は其未滿毎に一回分即ち五回分の割増金が添付せらるゝことゝなり、最終抽籤に於る割増金は平素の六倍となるのである。

復興貯蓄債券の特質

以上詳述したる發行條件によりて、復興貯蓄債券の特質を左の如く要約することを得る。

(1) 十圓券と五圓券の二種が存すること

(2) 利子は四分複利据置とし、償還の際に券面額と償還の時までの据置利子とを支拂ふこと

- (3) 利札附債券の如く毎年利札を切斷して、少額の利子を受取る手数を要せざる
ことその價格は年月の経過に従ひ、据置利子の加増によりて昂騰すること、
- (4) 資本利子税、第二種所得税が免除せらるゝこと
- (5) 當籤債券には全部割増金を附し、「ナキ分」償還なきこと
- (6) 利札附債券の償還年數が四十年なりしに反し、復興債券の償還年數が一律に
十七年六ヶ月なりしこと

第五章 繰上償還と新券優先應募制度

日本勸業銀行は既述の如く、半期毎に貸付利率の最高限度を決定して大藏省の認可を求め、之を實施してゐるのであるが、近年政府の低金利促進政策に追隨して各種貸付の最高利率を半期毎に引下げてきた。特に地方農村の負擔軽減のために、田畑鹽田抵當貸付及び農工漁業者十人以上連帶貸付の最高利率の如きは九年上期七分より六分五厘に、十年下期六分三厘に、十一年上期六分に、十一年下期五分八厘に、十二年上期五分六厘に引下げたのである。かくの如き貸付利率の引下による収入減は先づ割増金を附せざる勸業大券の低利借換によりてカヴァーし、國民の零碎なる資金を吸収して、勤儉貯蓄を奨励する目的を以て發行したる割増金附小券の低利借換を躊躇してゐたのであるが、低金利の進行に伴ひ資金のコストの再低下の必要に迫られて、遂に割

増金附債券の内、高利物の繰上償還を断行することとなり、昭和十年十月五分利二十圓券四回別の繰上償還を発表し、爾來三四ヶ月の間隔を置いて第二次、第三次、第四次、第五次繰上償還を発表するに至つた。

繰上償還の目的は、資金のコストを低下するにあるを以て (1) 利率の高きもの、(2) 高額の割増金を添付するもの (3) 残存償還年数の長きもの (4) 未償還額の多きものを選ばるべきことは勿論である。左表の如く、第三次繰上償還までは、五分利債券に限られたのであるが、第四次繰上償還に於ては、四分五厘利「第六十五回」券及び、四分利五千圓物の半數を選び、第五次繰上償還に於ては、遂に往年の花形債券「第八十六回」を始め、同じく五千圓物の「第九十二回」及び準五千圓物「第八十三回」を組上に載せた。かくて今や五千圓物は全部券界よりその姿を消すこととなつた。

各債券の臨時償還條項は、債券所有者が繰上償還によりて受くる不利益をカバーするために、償還元金の一定額又は其未滿毎に割増金一回分を追加添付する旨を定めてゐる。従つて、繰上償還による最終抽籤に於ては、平素の五倍又は六倍の割増金が添付せらるゝこととなつたのである。

第一次繰上償還 (昭和十年十月發表)

回別	利率	額面	組數	償還年月	繰上全部償還開始	償還元金	最終抽籤年月	最終抽籤に於る割増金
第四十一回	五分	二〇圓	三	昭和二年三月	昭和二年三月	二、一三六、〇〇〇圓	一一、二	平素の五倍
第四十二回	五分	二〇圓	四	二七、六〇、二二、一		二、九〇八、〇〇〇	一〇、三	平素の五倍
第四十三回	五分	二〇圓	四	二七、九二、三、一		二、九〇八、〇〇〇	一一、二	平素の五倍
第四十五回	五分	二〇圓	四	二九、一〇二、四、一		三、一八八、〇〇〇	一一、三	平素の五倍

第二次繰上償還 (昭和十一年三月十日發表)

回別	利率	額面	組數	償還年月	繰上全部償還開始	償還元金	最終抽籤年月	最終抽籤に於る割増金
第四十四回	五分	一〇圓	三	昭和二年三月	昭和二年三月	二、一八一、〇〇〇圓	一一、五	平素の五倍
第五十回	五分	一〇圓	三	二九、一一、二、七、一		二、二七一、〇〇〇	一一、六	平素の五倍
第五十八回	五分	一〇圓	四	三〇、二二、八、一		三、一八八、〇〇〇	一一、七	平素の五倍
第六十三回	五分	一〇圓	四	三〇、七二、七、一		三、二〇八、〇〇〇	一一、六	平素の五倍

第三次繰上償還（昭和十一年六月十五日發表）

回別	利率	額面	組數	償還年月	繰上全部償還開始	償還元金	最終抽籤年月	最終抽籤に於ける割増金割合
第四十七回	五分	一〇〇	三	昭和十一年六月十五日	昭和十一年六月十五日	二、一八、〇〇〇	二、一八	平素の五倍
第四十八回	五分	一〇〇	三	三、七、三、一	昭和十一年六月十五日	一、四七、三、六七〇	二、一三	平素の五倍
第四十九回	五分	一〇〇	三	三、八、一、〇	昭和十一年六月十五日	二、三六、〇〇〇	二、九	平素の五倍
第五十二回	五分	一〇〇	三	二、九、四、一、〇	昭和十一年六月十五日	二、七、一、〇〇〇	二、九	平素の五倍
第五十四回	五分	一〇〇	三	二、九、七、三、一	昭和十一年六月十五日	二、七〇、八、六〇〇	二、一三	平素の五倍
第六十四回	五分	一〇〇	四	三、一、九、一、九	昭和十一年六月十五日	三、二〇〇、〇〇〇	二、一八	平素の五倍

第四次繰上償還（昭和十一年十一月二日發表）

回別	利率	額面	組數	償還年月	繰上全部償還開始	償還元金	最終抽籤年月	最終抽籤に於ける割増金割合
第六十五回	四分・五分	一〇〇	五	昭和十一年十一月二日	昭和十一年十一月二日	三、九八、三〇〇	一、三、三	平素の五倍
第八十七回	四分	一〇〇	一〇	三、八、三、三、一	昭和十一年十一月二日	五、三三、八、四六〇	一、三、三	平素の五倍
第八十九回	四分	一〇〇	七	三、八、八、三、二	昭和十一年十一月二日	四、六四、六、〇一〇	一、三、一	平素の六倍

第九十四回

四	一〇	六	三、九、八、二、三	二、一、二、九、四、八、八、六〇	一、三、一	平素の六倍
---	----	---	-----------	------------------	-------	-------

第五次繰上償還（昭和十二年一月二十六日發表）

※缺番を含む

回別	利率	額面	組數	償還年月	繰上全部償還開始	償還元金	最終抽籤年月	最終抽籤に於ける割増金割合
第八十六回	四分	一〇〇	一〇	昭和十一年六月十五日	昭和十一年六月十五日	八五五、〇〇〇	一、三、四	平素の六倍
第八十三回	四分	一〇〇	一〇	三、七、二、二、五	昭和十一年六月十五日	八五〇、〇〇〇	一、三、五	平素の六倍
第九十二回	四分	一〇〇	六	三、九、六、二、六	昭和十一年六月十五日	五二六、〇〇〇	一、三、五	平素の六倍

「第八十三回」及び「第九十二回」の利渡月は六月なるを以て元金償還と共に利子四十銭、税引正味三十七銭（改正三十六銭）が支拂はれ「第八十六回」の利渡月は十一月なるを以て、元金償還と共に半ヶ年の月割利金二十銭、税引正味十八銭（改正十八銭）が支拂はれる。

「第八十六回」券の臨時償還條項は、十組分にて償還元金二百萬圓（債券二十萬通）又は其未滿毎に、割増金一回分を添付する旨を定めてゐる。従つて、昭和十二年四月一日執行の最終抽籤に於ては、左記の割増金が添付せられる。

割増金 筒數 當籤率
 一等 五千圓 六〇 一四、二五〇—

二等	百圓	六〇〇	一、四二五一一
三等	十圓	八三四〇	一〇一一一
計		九〇〇〇	九五一一

「第八十三回」券の臨時償還條項は、十組分にて償還元金二百萬圓（債券二十萬通）又は其未滿毎に五月抽籤割増一回分を添付する旨を定めてゐる。従つて昭和十二年五月一日執行の最終抽籤に於ては左記の割増金が添付せられる。

割増金	筒數	當籤率
一等 五千圓	六〇	一四、一六七一一
二等 百圓	六〇〇	一、四一七一一
三等 十圓	一一、三四〇	七五一一
計	一二、〇〇〇	七一一

「第九十二回」券の臨時償還條項は、六組分にて、償還元金百二十萬圓（債券十二萬通）又は其未滿毎に割増金一回分を添付する旨を定めてゐる。従つて、昭和十二年五月一日執行の最終抽籤に於ては、左記の割増金が添付せられる。

割増金	筒數	當籤率
一等 五千圓	三六	一四、三三三一一
二等 百圓	一八〇	二、八五〇一一
三等 十圓	三、六〇〇	一四三一一
四等 五圓	五、一八四	九九一一
計	九、〇〇〇	九一一

昭和十年十月の第一次繰上償還發表前に於ては、五分利二十圓券には三圓以上、五分利十圓券には二圓以上のプレミアムが附いてゐたのである。従つて繰上償還は、假令最終抽籤に於て平素の五倍又は六倍の割増金を添付するといへ、當籤せざる債券の所有者は、償還差損を受くることゝなるが故に、繰上償還の發表によりて五分利債券は一齊に五十錢乃至二圓捌の崩落し躍進途上にあつた券界に、多大の衝撃を與ふることゝなつた。従つて、勸業銀行は繰上償還が券界に及ぼす悪影響を緩和するために、従來勸業大券の繰上償還の場合のみ適用せられたる特約預金制度を「第五十五回」の繰上償還より、勸業小券にも適用することゝし、繰上償還債券を以て新券を購入し得る途を拓いたのである。特約預金は勸業銀行本支店が債券の繰上償還を受けたる者に

對し、償還金額五百圓を限度として取扱ひ日歩六厘の割合を以て利子を附する預金であつて、預金者はその預金を以て次回發行の割増金附勸業債券を優先的に購入するこゝとを得たのである。昭和十一年五月發行の新券（割引「第十一回」）は賣出即日に七十八錢のプレミアムが付き、同年十一月發行の新券（割引「第十二回」）は賣出即日に二圓のプレミアムが附いたのであつて、この兩回券の時價は十三圓擲を唱へてゐるから「第五十五回」以後の繰上償還債券所有者にして特約預金制度を利用して新券を購入したる者は、繰上償還による差損を新券のプレミアムによつて十分に償ひ得たのである。

新券の購入に充當する特約預金を五百圓（即ち新券五十通）に限定したことは、債券業者による濫用を防止するためであつた。實際、債券業者の中には、特約預金制度を知らざる所有者より、償還金額に多少のプレミアムを附けた値段で繰上償還債券を買入れ、その償還金を特約預金として新券を購入し、その間利益を貪つたものもあつた。然し乍ら、五百圓の限度は全く形式的な制限であつて、名義人をさへ替へるときは、いくらでも特約預金とすることが出來たのである。従つて、業者による濫用を防

止するには、特約預金制度の利用を債券所有者に徹底せしめなければならぬのであるが、特約預金の取扱は、勸業銀行にとりて甚だ面倒であつたから、昭和十二年三月發行の新券に振替へらるべき特約預金の締切日であつた昭和十二年一月三十日限り、之を廢止し、取扱手續の簡單なる新券購入票交付制度を二月一日より實施したのである。新制度は次回發行の割増金附勸業債券を優先的に購入することを得る從來の特約預金制度の趣旨を一層徹底化したものであつて、その要項を記せば左の如くである。

一新券購入票の請求人は必ず日本勸業銀行本支店出張所で繰上償還債券の支拂を受けたる者に限る

一請求人は償還金受取の際所定の新券應募申込票に記入の上提出し、且同行備付の封筒に購入票の送付先を記載して差出すこと

但し新券購入限度は繰上償還債券（二十圓券は二通として計算する）の範圍内なること

一新券購入票は賣出期日決定後に同行より請求人の提出したる封筒にて直接郵送すること

其郵送料は繰上償還債券支拂金額の内より差引き預り置くこと（書留又は普通郵便何れにても請求人の希望通り取扱ふこと）

一新券の賣渡は購入票送付店に於て取扱ふ故に、請求人は購入票記載の期日に同店に代金及び購入票持参の上購入すること

尙新券郵送希望の場合は、購入票と共に小爲替にて代金及び新券郵送料金を送付すること

一償還當時當該債券を同行に保護預中の者にも前記同様の取扱をなすこと

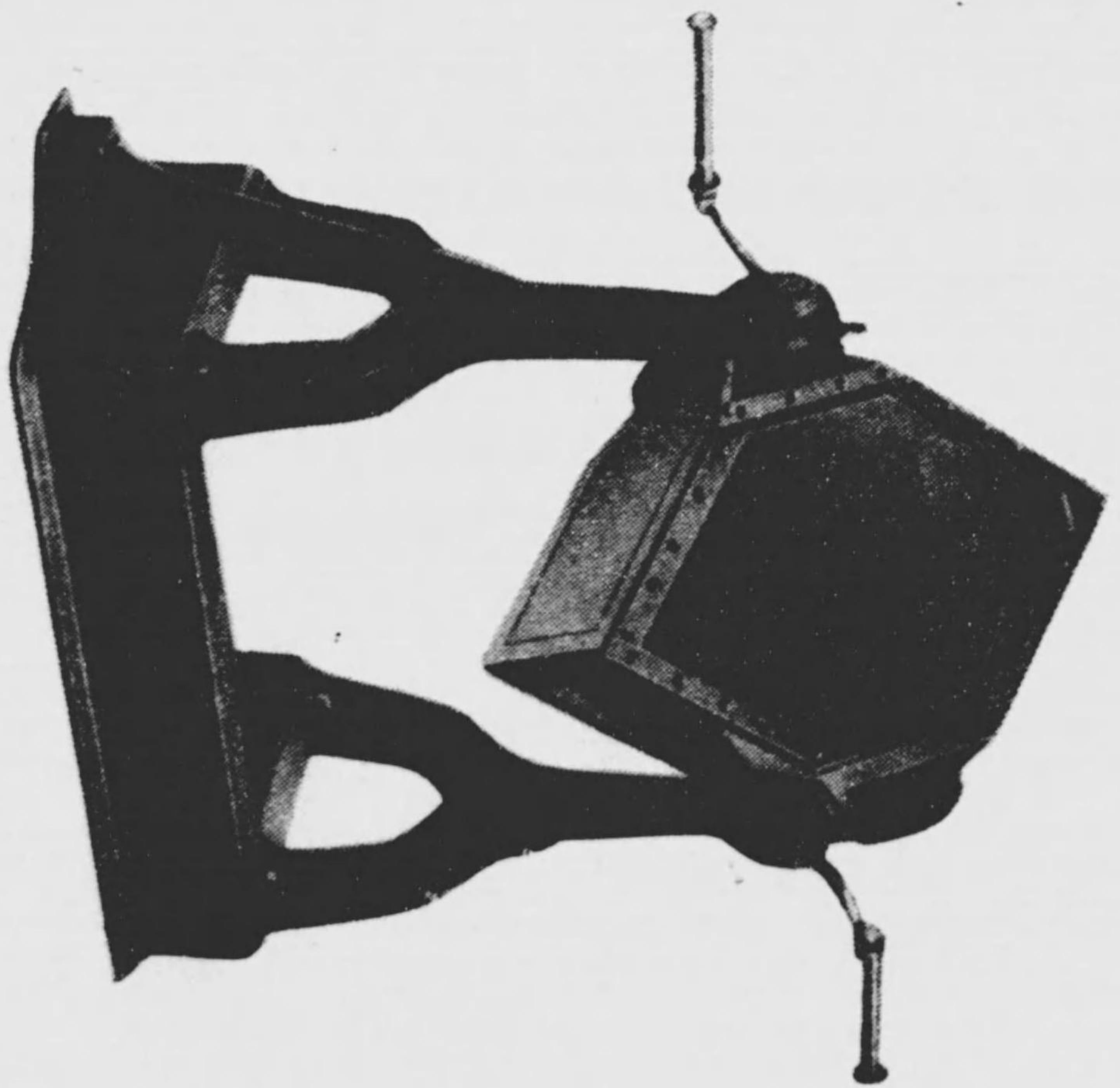
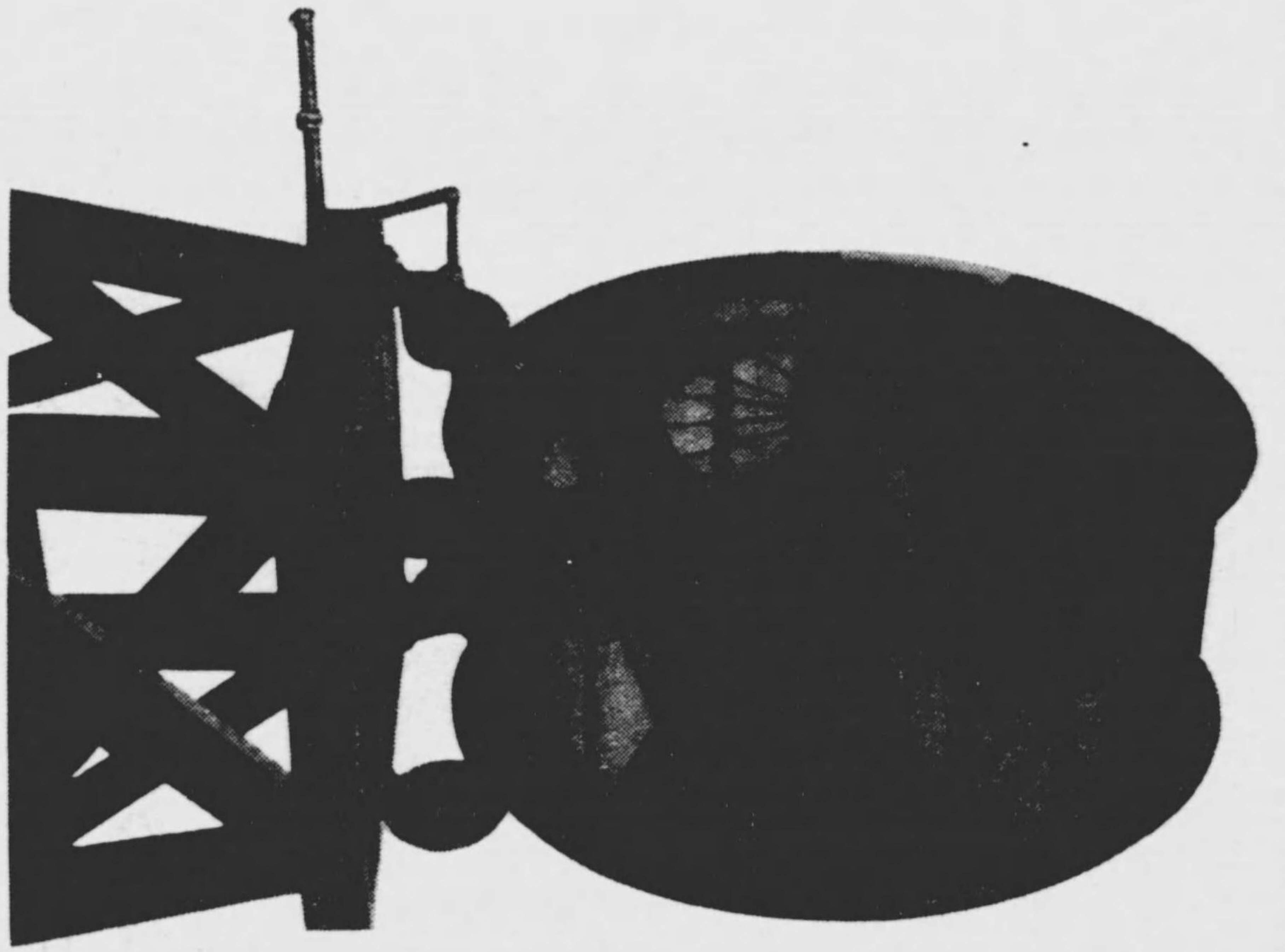
但し、此場合には同行より送付したる保護預證券償還金取立濟通知書の裏面に乗換希望通数を記載し記名調印（豫て届出の印章）の上送付すること

一新券應募申込票に記載したる住所の變更は受け付けない、購入票發送後の事故に對しては同行は全然責任を負はない、購入票記載の賣渡期日後は購入票は無効である

従來の特約預金制度は、繰上償還金額五百圓を限度としたるに反し、新制度はこの制限を撤廢した。従つて、繰上償還債券の支拂を受けたる者は、繰上償還債券の通數

まで新券を優先的に購入することが出来る。

尙、新制度による申込は、三月十八日賣出の新券（割引「第十三回」及び「第十四回」）に適用せられずして、その後の發行の新券に適用せられる。



第六章 抽籤—元利金、割増金の支拂

割増金附勸業小券の定期償還（現在年二回）に於ては、一定の抽籤月に抽籤によりて割増金附償還及び割増金「ナキ分」償還を受くる債券を決定し、復興貯蓄債券の定期償還（現在年二回）に於ては、一定の抽籤月に抽籤によりて割増金附償還を受くる債券を決定する（復興債券の定期償還には「ナキ分」償還がない）。又勸業小券及び復興貯蓄債券の最終償還及び繰上償還に於ては、一定の抽籤月に抽籤によりて割増金附償還を受くる債券を決定し、その残りの全部に對して元金のみの償還（即ち「ナキ分」償還）が行はれる。

抽籤の定日は一月は六日、その他の月は毎月一日（休日なるときは翌日）である。抽籤は日本勸業銀行本店構内の公開せる抽籤場に於て、日本勸業銀行監理官が臨席し

同行監査役立會の上、一般參觀人の面前に於て、公平且嚴正に執行せられる。

同行の使用する抽籤器には、その構造の成るべく簡單にして且外面より内部を透視し得て何人にも容易に公正なることを知らしむることを得るものが擇ばれてゐる。

現在「第四回」より「第二十二回」までの債券の抽籤に太鼓形抽籤器を使用し、「第二十三回」以降の債券の抽籤に楸形抽籤器を使用してゐる。

太鼓形抽籤器は高さ五尺五寸、直徑四尺五寸、幅五尺の鐵骨金網張の器であつて、之を高さ三尺五寸の臺に据付けたる二箇宛二行に并列する四箇の小車輪の上に載せ、小車輪に附いてゐる把手を取つて旋廻すると、器は小車輪に連れて廻轉し、器内に取付けてある金屬製の羽根が器内の番號球を十分に混合する装置となつてゐる。

楸形抽籤器は同行の懸賞募集に當選したる圖案によりて製作したる約二尺二寸四分立方の鐵骨硝子張の器であつて、立方形の一尖端を上に向け、左右の兩方に突起せる尖角部を二箇の高さ四尺の鐵製支柱にかけ、そこに二箇の把手を取付け、把手を旋廻すると器が廻轉し、器内の番號球を十分に混合する装置となつてゐる。

太鼓形抽籤器には、直徑五分、厚さ三分五厘の木製の番號球を、楸形抽籤器には、

直徑四分、厚さ五厘のアルミニウム製の番號球を使用してゐる。番號球は債券發行毎に製作し表面に債券と同番號を、裏面にはその回別を刻印し、債券一組の番號數と同數の球を備へて置き、之を各組共通としてゐる。従つて、抽籤により或番號球が當籤するときは、各組に於る同一番號の債券が何れも當籤となるのである。

抽籤の際には、抽籤せらるゝ回別の番號球を器内に入れ、把手を取りて器を廻轉し番號球を十分に攪拌したる後、尖端に球一箇の嵌まる穴のある取出棒を番號球取出口に突込み、番號球を抽出し、再び器を廻轉して番號球を攪拌したる後、第二の番號球を抽出し、必要の抽籤數に滿つる迄何回も反覆する。抽出せられたる球の番號が當籤番號となるのであつて、割増金の等級は抽出せられたる順序によりて決定せられる。

例へば割引「第十二回」券には、第二回以後の定期償還の都度十組分にて三千通を償還し、一等三千圓十箇、二等三百圓五箇、三等十圓五百箇、合計五百六十箇の割増金を添付してゐる。従つて、抽籤に於ては、第一番目に當籤したる番號の債券（十組にて十通）に一等割増金を、第二番目乃至第六番目（十組にて五十通）に二等割増金を、第七番目乃至第五十六番目（十組にて五百通）に三等割増金を添付し、第五十七番目

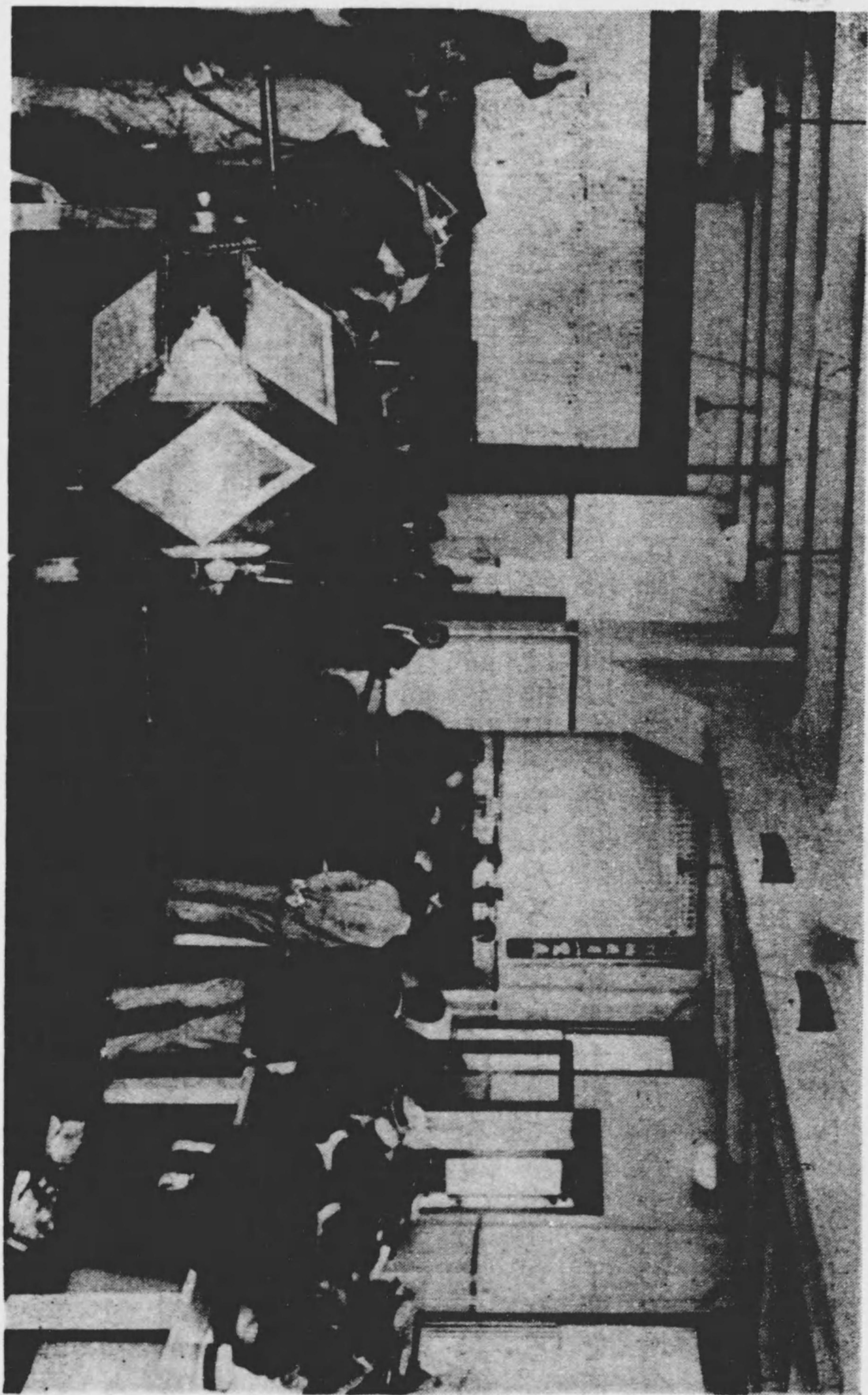
乃至第三百番目（十組にて二千四百四十通）を割増金「ナキ分」と定める。割増金の各等級毎に當籤番號が讀上げられ、且掲示板に墨書せられる。

抽籤が終了するときは、抽出されたる番號球全部を平面の箱に入れて參觀人の縦覽に供する。抽出されたる番號球は、廢球とし、残りの番號球はズツク製の布袋に收め、同行の理事及び主任課長之に封印し、且錠を下し、特設の番號球金庫に保管し、次回の抽籤の際に、之を取出して使用する。

當籤債券の番號は、官報、日本勸業銀行月報、債券時報（日本勸業證券株式會社發行）東京及び大阪の主要新聞紙に發表せられる。一等割増金當籤番號は、抽籤執行當日の夕刊に報道せられ、且午後七時のラヂオで放送せられる。

債券賣出の時に賣り了らなかつた債券は社債原簿に於て缺番とせられるのであるが番號球から除去せらるゝのではない。従つて償還當籤番號中に缺番に該當するものあるときは、所定の償還籤數に算入するも、當籤の效力を生じない。

償還當籤債券及び繰上償還債券の元利金及び割増金は、抽籤月の翌月一日（一月は四日）より、日本勸業銀行本支店出張所、各代理店（各府縣農工銀行、各地の有力銀



行、及び日本勸業證券會社本支店）取扱店及び全國の郵便局に於て、債券と引換にその支拂を受くることが出来る。但し、高額割増金に當籤したる債券の支拂は、現物確認の必要上、支拂請求の日より數日後となる場合がある。

尙繰上償還債券の所有者が償還金を以て次回發行の新券を購入せんと欲すれば、日本勸業銀行本支店出張所で支拂を受けて、新券の購入を申込むことを要する。（第五章參照）

定期償還當籤又は繰上全部償還の利札附債券に、償還翌期以後の利札が不足する場合には、その不足利札に相當する金額を元金より控除して支拂はれる。但し後日に至りその不足利札を提出するときは、その支拂を受けることが出来る。償還債券に對しては償還開始後の利子を附しない。

過去に於て一等、二等その他の割増金に當籤しながら、債券滅失のためか又は失念のためにその支拂を請求しない金額が千二百萬圓の巨額に上つてゐる。「債券之日本」誌昭和十二年二月號には同社の調査にかゝる百圓以上の「債券割増金未拂番號表」（昭和十二年一月末現在）が掲載せられてゐる。

勸業債券及び復興債券の所有者が、その元金又は利子を要求しないときは、元金は十五箇年、利子は五箇年にしてその要求の權利を失ふのである。（日本勸業銀行法第四十條 復興貯蓄債券法第九條）この時効の期間は、各債券の裏面に明記せられてゐる。

昭和十二年は大正十一年より滿十五ヶ年目、昭和七年より滿五ヶ年目に當つてゐる。従つて例へば、大正十一年三月當籤、四月償還開始の債券は、昭和十二年四月末日限り失効となり、又昭和七年四月渡利札は昭和十二年四月末日限り失効となる。

第七章 債券の利廻計算

割増金附債券が單なる富籤債券（例へば最近計畫せられつゝある「航空愛國債券」の如き）と異なるところは、射倅の目的物たると同時に投資の目的物たるにある。換言すれば、割増金附債券には、富籤債券の如く多額の割増金が附かない代りに、公社債と同じく、一定の方法によりて元金が償還せられ、且利子が支拂はれる。従つて、割増金附債券の價值は、その射倅性と投資性の兩方面から研究しなければならぬ。その射倅的價值を表現するものは、當籤率及び割増金利廻であり、その投資的價值を表現するものは、利廻である。

本章に於ては、債券の利廻計算の仕方を研究し、第八章に於て當籤率及び割増金利廻を研究する。

債券の利廻とは債券に投下したる元金に對し、毎年收得する利子の割合を云ふ。利札附勸業債券は、二十圓券にありては年二回渡の利札によりて、十圓券にありては年一回渡の利札によりて利子を支拂ふ方法をとるに反し、割引勸業債券は、券面額二十圓を眞割引の方法により利子を半箇年複利にて割引し、十圓で賣出す方法を取り、又復興貯蓄債券は利子を年四分複利にて据置き、償還の際に券面額と据置利子とを支拂ふ方法をとつてゐる。従つて、この三者は利廻計算の仕方を異にする。

A、利札附勸業債券の利廻計算

利札附勸業債券の利子に對しては、その支拂の際に既述の如く資本利子税及び第二種所得税が控除せらるゝが故に、その利廻は投下元金に對し、毎年收得する税引利子の割合でなければならぬ。

一般の公社債の時價は所謂「裸値段」であつて、受渡の際に別に前利拂日より受渡日に至るまでの経過利子（税引）が授受せられる。之に反し、利札附勸業債券の時價は、利落直後は裸値段であるが、その後は所謂「利含み値段」であつて、前利拂日より受渡日に至るまでの経過利子を含んでゐる。従つて時價に對する利廻を求むるには

時價より経過利子（税引）を差引きて、之を裸値段に引直さなければならぬ。例へば、九月を利渡月とする四分利「第七十三回」の三月一日の時價が十二圓であるとなれば、この價格には前年九月一日より二月末日まで六ヶ月間の経過利子（税引）十八錢 $(36 \text{ 圓} \times \frac{6}{12} = 18 \text{ 錢})$ を含んでゐるから、裸値段は十一圓八十二錢である。

債券の利廻には、直接利廻と償還利廻とがある。

(1) 直接利廻とは、單に年收税引利子の時價（裸値段）に對する割合をいふ。直接利廻計算の公式は

$$\text{年收税引利子} \div \text{時價（裸値段）} = \text{直接利廻}$$

である。例へば四分利十圓券の一ヶ年の税引利子は三十六錢である。従つて時價（裸値段）が十圓なる場合の直接利廻は年三分六厘 $(36 \div 1000 = 0.036)$ 時價（裸値段）が九圓なる場合の直接利廻は年四分 $(36 \div 900 = 0.04)$ 時價（裸値段）が十二圓なる場合の直接利廻は年三分 $(36 \div 1200 = 0.03)$ である。

然し乍ら、債券は他日券面額にて償還せらるゝものなるが故に、若し時價（裸値段）が券面額と異なるときは、償還によりて差益又は差損を生ずる。直接利廻はこの償還

差損益を計算に入れざるが故に不正確である。

(2) 償還利廻とは、年收税引利子及び償還差益又は償還差損の時價（裸値段）に對する割合をいふ。時價（裸値段）が券面額なるときは、償還利廻 \parallel 直接利廻であるが、時價（裸値段）が券面額以上なるときは、償還によりて差損を生ずるが故に、償還利廻 \parallel 直接利廻であつて、時價（裸値段）が券面額以下なるときは、償還によりて差益を生ずるが故に償還利廻 \vee 直接利廻である。

債券の償還には年二回抽籤によりて行はるゝ、定期償還と、一定の期限に行はるゝ、最終償還とがある。定期償還通數と最終償還通數との割合は既に見たる如く、回別によりて異つてゐる。例へば「第四回」乃至「第二十二回」は均等償還方法を取り、「第二十三回」以後「第三十七回」までは大體に於て發行通數の八割を定期に償還し、その二割を最終期限に償還する方法をとるも「第六十六回」以後の回別は、發行通數の約六割を最終期限に償還する方法をとつてゐる。現存する利札附債券（繰上償還決定債券を除く）の内、券歴の最も新しき「第八十二回」ですら、償還年限四十年の内、既に十五年を経過し、現在未償還通數八二、五〇〇の内、定期に償還

せらるゝ通數二四、五〇〇（三割弱）、最終期限に償還せらるゝ通數五八、〇〇〇（七割強）となつてゐる。現在利札附債券の時價（裸値段）は各回別共券面額以上であるから、償還によりて差損を生ずる。尤も正味償還差損を生ずるのは「ナキ分」償還の場合である。「第八十二回」の今後の定期償還に於る「ナキ分」償還通數一四、七〇〇、最終償還に於る「ナキ分」償還通數は五七、八〇〇であつて、前者二割、後者八割といふ割合になつてゐる。「第八十二回」の時價（裸値段）十二圓で買つて次回抽籤で「ナキ分」に當籤すれば、二圓の償還差損を生ずるのであるが、「ナキ分」當籤率は二七五—一であつて、最終の前の抽籤に於る「ナキ分」當籤率は一九五—一である。従つて、割増金當籤率（次回抽籤四一三—一、最終前回抽籤二九三—一）を考慮に入らば、最終期限に償還せらるゝものと假定して、償還利廻を計算するも決して不都合ではない。尤も、均等償還方法をとる「第四回」乃至「第二十二回」及び、割増金箇數よりも「ナキ分」箇數の遙かに多き五分利十圓券（「第二十六回」乃至「第三十二回」）四分五厘利十圓券（「第三十五回」及び「第三十七回」）に對しては、最終償還利廻と共に平均償還利廻をも併せて算出するを

安全とするであらう。平均償還利廻は、平均償還年數に償還せらるゝものと假定する利廻である。平均償還年數は、左の方法によりて之を算出することを得る。

$$\left\{ (\text{定期償還通數} \times \text{平均定期償還年數}) + (\text{最終償還年數} \times \text{最終償還年數}) \right\} \div \text{未償還通數} = \text{平均償還年數}$$

例へば「第八十二回」の最終償還期限は昭和三十六年十二月、現在よりの年數約二十四年半であつて、現在未償還通數八二、五〇〇の内定期償還通數二四、五〇〇、最終償還通數五八、〇〇〇なるが故に、左の計算によりて平均償還年數は二十年八である。

$$24 \text{年} \div 2 = 12 \text{年} \dots \dots \text{平均定期償還年數}$$

$$\left\{ (24.500 \times 12) + (58.000 \times 24.5) \right\} \div 82.500 = 20.8 \dots \dots \text{平均償還年數}$$

又例へば「第三十七回」の最終償還期限は、昭和二十六年一月、現在よりの年數約十四年半であるが、現在一組の未償還通數六五、〇〇〇の内、定期償還通數四三、五〇〇、最終償還通數二一、五〇〇なるが故に、左の計算によりて平均償還年數九年四八である。

14年 ÷ 2 = 7年……平均定期償還年数
 $\{ (43.500 \times 7) + (21.500 \times 14.5) \} \div 65.000 = 9.48 \dots \dots$ 平均償還年数
 即ち、定期償還通数と最終償還通数とを比較して、後者が前者よりも多きときは、最終償還年数と平均償還年数との差が少なく、之に反して後者が前者よりも少なきときは、最終償還年数と平均償還年数との差が多くなることを知るのである。

償還利廻には、更に単利利廻と複利利廻とがある。

(一) 単利利廻

(a) 時價(裸)が券面額以上なる場合(即ち「ナキ分」償還によりて差損を生ずる場合)の単利利廻計算の公式は、

$$\frac{\text{税引利子} - \frac{\text{償還差損}}{\text{年数}}}{\text{時價(裸)}} = \text{償還利廻(單利)}$$

である。例へば四分利「第八十二回」の最終償還年数は二十四年半、平均償還年数は二十年八であるから、時價(裸)を十二圓とすれば、左の計算の如く、最終

償還利廻は二分三厘二毛弱、平均償還利廻は二分一厘八毛強である。

$$\frac{36 - \frac{200}{24.5}}{1200} = 0.0232 \qquad \frac{36 - \frac{200}{20.8}}{1200} = 0.0218 +$$

然し乍ら、単利利廻計算法は、償還差損が一定年数後に生ずるに拘らず償還差損を一定年数に等分したるものを年收税引利子より控除するが故に、単利利廻は正確なる利廻よりも低からざるを得ない。尤も償還差損が僅少なるときは、単利利廻計算法を用ふるもその誤差は僅少である。

(b) 時價(裸)が券面額以下なる場合(即ち「ナキ分」償還によるも差益を生ずる場合)の単利利廻計算の公式は、

$$\frac{\text{税引利子} + \frac{\text{償還差益}}{\text{償還年数}}}{\text{時價(裸)}} = \text{償還利廻(單利)}$$

である。現在のところ、必要がないから例解を省略する。単利利廻計算法は償還差益が一定年数後に生ずるに拘らず、償還差益を一定年数に等分したるものを年收税引利子に加算するが故に、単利利廻は正確なる利廻よりも高からざるを得な

い。尤も償還差益が僅少なるときは、単利利廻計算法を用ふるも、その誤差は僅少である。

(2) 複利利廻——債券の正確なる利廻は複利利廻である。

債券の價格 P (一般の公社債の價格も同様である) は、

(イ) 一定年數 (n) 後に償還せらる、券面額、即ち元本 (1) を或利廻率 (i) にて複利割引したる現價…… $\frac{1}{(1+i)^n}$ と

(ロ) 一定年數 (n) 間、一定額 (c) 宛支拂はる、利子即ち年金を右と同一

利廻率 (i) にて複利割引したる現價の總額 $\frac{c}{1+i} + \frac{c}{(1+i)^2} + \frac{c}{(1+i)^3}$

$+ \frac{c}{(1+i)^4} \dots + \frac{c}{(1+i)^{n+2}} + \frac{c}{(1+i)^{n+1}} + \frac{c}{(1+i)^n} = \frac{c}{i} (1 + \frac{1}{(1+i)^n})$ との

合計額である。

従つて、債券の複利利廻計算の公式は、

$$P = \frac{1}{(1+i)^n} + \frac{c}{i} (1 - \frac{1}{(1+i)^n}) \text{ である。}$$

前記の四分利「第八十二回」の時價十二圓は、二十四年半後に償還せらる、券面額十圓を或利廻率にて複利割引したる現價と、毎年三十六錢宛支拂はる、利子の現價總額との合計額である。

$$1200 = \frac{1000}{(1+i)^{24.5}} + \frac{36}{i} (1 + \frac{1}{(1+i)^{24.5}})$$

別冊「勸業債券利廻表」を用ふれば、容易に利廻 (i) を求むることが出来る。この利廻表によりて、第八十二回の複利利廻を求むれば、最終償還二分五厘、平均償還二分三厘七毛強であつて、単利利廻には最終償還一厘八毛、平均償還一厘九毛の誤差がある。

尤も、債券利廻表に依らずして、複利利廻の近似値を計算することが出来る。時價 (裸) が券面額以上なる場合の公式は、

$$\left\{ \frac{\text{税引利子} \times \frac{\text{償還差額}}{\text{年數}} + \frac{\text{税引利子} \times \frac{\text{償還差損}}{\text{年數}}}{\text{時價 (裸)}} + \frac{\text{券面額} + \frac{\text{償還差損}}{\text{年數}}}{\text{年數}} \right\} \div 2 = \text{償還利廻}$$

である。この公式を用ひて計算すれば、前例の四分利「第八十二回」の利廻は左の如

く、最終二分五厘四毛、平均二分四厘一毛となり「勸業債券利廻表」による複利利廻との誤差はいづれも僅に四毛に過ぎない。

$$\left\{ \begin{array}{l} 36 \frac{200}{24.5} + 36 \frac{200}{24.5} \\ 1200 + 1000 + 24.5 \end{array} \right\} \div 2 = (0.02320 + 0.02761) \div 2 = 0.0254$$

$$\left\{ \begin{array}{l} 36 \frac{200}{20.8} + 36 \frac{200}{21.8} \\ 1200 + 1000 + 21.8 \end{array} \right\} \div 2 = (0.02199 + 0.02613) \div 2 = 0.0241$$

(b) 時價(裸)が券面額以下なる場合の公式は、

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{税引利子} + \frac{\text{償還差損}}{\text{償還年數}} + \text{時價(裸)} + \frac{\text{税引利子} + \frac{\text{償還差益}}{\text{償還年數}}}{\text{券面額} - \frac{\text{償還差益}}{\text{償還年數}}} \end{array} \right\} \div 2 = \text{償還利廻}$$

である。現在のところ必要がないから、例解は省略する。

B、割引勸業債券の利廻計算

割引債券は十圓で賣出され、券面額の二十圓で償還せられる。従つて、割引債券の

賣出價格十圓は、券面額の二十圓を眞割引の方法に依り或年利廻率の半ヶ年複利を以て割引したる現價である。割引計算方法に銀行割引法と眞割引法の二種がある。銀行割引法によれば、割引高は元利金合計たる期日支拂高に對する割引期間中の利子なるに反し、眞割引法によれば、割引高は元金たる現價に對する割引期間中の利子である。従つて眞割引法は銀行割引法によりも正しい割引計算方法である。

割引債券の裏面には「此ノ債券ノ割引金額拾圓ハ其ノ償還ノ時期ヲ異ニスルニ從ヒ眞割引ノ方法ニ依リ左表ニ示ス年利率ノ半ヶ年複利ニ相當ス」と記して、各償還期月と割引歩合とを掲げてある。本書七十八頁所載の新券「第十三、四回」賣出公告中の割引歩合表はその一例である。割引債券を賣出の時に買ひて初回抽籤に當籤し、その翌月に券面額二十圓の償還を受くる場合は、割引金額十圓は賣出日と初回償還期日との距離に從ひ、三六〇分乃至四〇〇分の割引歩合に相當する。

割引債券の時價が券面額二十圓以上となるときは、利廻は零であつて、プレミアムは、單に割増金當籤の確率に對して支拂はるゝに他ならない。割引債券の時價が券面額二十圓以内なるときは、時價は券面額を眞割引の方法に依り或年利廻率の半ヶ年複

利を以て割引したる現價である。割引期間を最終償還年限とすれば、その年利廻率は最終償還利廻となり、又割引期間を平均償還年限（百廿九頁参照）とすれば、その年利廻率は平均償還利廻となる。平均償還利廻は最終償還利廻よりも大である。然し乍ら割引債券は既に見たる如く、發行通數の八割以上を最終期限に償還するものなるが故に、最終償還年限と平均償還年限との差、従つて最終償還利廻と平均償還利廻との差は僅少である。割引債券の利廻としては、その最終償還利廻を求むるを妥當とする。割引債券の利廻計算公式は、時價をP、半ケ年を單位とする割引期間をn、半ケ年利廻率をiを以てあらはすならば、

$$20 = P(1+i)^n \quad P = \frac{20}{(1+i)^n}$$

であつてiを二倍したるものが、年利廻率である。割引債券の利廻は別冊「勸業債券利廻表」を利用すれば、容易に求むることが出来る。

例へば割引「第五回」の時價十六圓九十錢に對する最終償還利廻を求むるとする。割引「第五回」の最終償還年限は十四年半である。従つて、割引債券利廻表左端の償

還年數欄14.5の行を右に傳ひて、16.8956なる數字と交叉する欄の上端の數字によりて、年利廻率一分一厘六毛なることを知るのである。

C、復興貯蓄債券の利廻計算

復興貯蓄債券には、十圓券と五圓券の二種がある。利率は年四分であるが、四分利勸業債券の如く年一回利子を支拂ふのではなく、半箇年複利計算を以て据置き、償還の際に、元金と共に^{百九十九圓}所載の表に依る含利子が支拂はれる。最終償還の際に支拂はるゝ元利金合計額は、十圓券にありては二十圓、五圓券にありては十圓である。

復興十圓券の時價が二十圓以上、復興五圓券の時價が十圓以上なるときは利廻は零であつて、プレミアムは單に割増金當籤の確率に對して支拂はるゝに他ならない。之に反し復興十圓券の時價が二十圓以内、復興五圓券の時價が十圓以内なるときは、その時價は割引債券と同じく、最終償還期限に支拂はるゝ元利合計額を或利廻率の半ケ年複利を以て割引したる現價である。復興十圓券及び五圓券の最終償還利廻は、別冊「勸業債券利廻表」を利用すれば、容易に求むることが出来る。尤も、復興五圓券は元利金十圓が償還せらるゝが故に、復興債券利廻表によりて最終償還利廻を求むる場

合には、その時價を二倍することを要する。

例へば、復興「第一回」の時價十七圓九十錢に對する最終償還利廻を求むるとする。復興「第一回」の最終償還年限は五年である。従つて、復興債券利廻表左端の償還年數5の行を右に傳ひて、17.8832なる數字と交叉する欄の上端の數字によりて、年利廻率二分二厘五毛なることを知るのである。

第八章 當籤率と割増金利廻

割増金附債券の魅力は割増金にある。既に述べたる如く、勸業銀行は年二回抽籤によりて定期償還債券を決定し、一定數の當籤債券に對して一等以下四等又は五等に至る割増金を添付してゐる。各回別の割増金附償還の箇數は必ずしも同一ならざるのみならず、當籤の可能性を有する未償還通數は定期償還によりて遞減するものなるが故に、同一抽籤月に於る各回別の割増金當籤實現の割合、即ち確率は異ならざるを得ない。例へば昭和十二年五月一日抽籤執行の債券の内、五分利「第二十七回」と復興「第三回」とを比較すれば、前者の未償還通數は四一、六二五、割増金箇數五〇であつて、割増金當籤の確率は八百三十三分の一なるに對し、後者の未償還通數は八八、〇〇〇ではあるが、割増金箇數が五〇〇なるが故に、割増金當籤の確率は百七十六分の一で

ある。吾々は割増金當籤の確率を割増金當籤率と唱へて、八三三—一（八百三十三通に一箇）又は一七六—一（百七十六通に一箇）といふ形式を以て表現してゐる。尤も左の如く、各等級別割増金當籤率を算出し得るのであるが、徒に煩雜に過ぎて實益が少ないやうである。

五分利「第二十七回」		復興「第三回」	
一組の割増金	當籤率	一組の割増金	當籤率
一等 千圓	一箇 四一、六二五—一	一等 三千圓	一箇 八八、〇〇〇—一
二等 五百圓	一 四一、六二五—一	二等 五百圓	二 四四、〇〇〇—一
三等 百圓	五 八、三二五—一	三等 百圓	九 九、七七七—一
四等 十圓	四三 九六八—一	四等 十圓	七四 一、一八九—一
		五等 五圓	四一四 二一三—一

利札附勸業債券の當籤率——利札附勸業債券の定期償還には、割増金附償還と「ナキ分」償還とがある。償還は券面額を以て行はれるが故に、現在の如く二十圓券に三圓搦、十圓券に二圓搦のプレミアムが附いてゐる場合に於ては、割増金附償還に當籤するも實際の收得額は割増金より償還差損を差引いたものであり「ナキ分」償還に當

籤すれば、割増金なくして却つて償還差損のみを受ける。従つて収益の確率としての割増金當籤率と共に、損失の確率としての「ナキ分」當籤率を研究する必要がある。

從來慣用せられてゐる當籤率なるものは、單に未償還通數と償還通數との割合を示したものであるから、現在の如く「ナキ分」當籤によりて償還差損を生ずる時代に於ては、世人を錯覺に陥れる危険がある。例へば券歴の最も古い五分利二十圓券「第四回」の昭和十二年の六月抽籤に於る當籤率は四—一であつて、最高であると言はれてゐるのであるが、一組の償還通數千二百五十通の内「ナキ分」が千通であつて、割増金附は二百五十通に過ぎない。今一組の未償還通數五千通全部を時價二十四圓で買占むることを得たと假定すれば、一方に於て一組の割増金四千圓を收得することを得るも、他方に於て千二百五十通の償還による償還差損五千圓に達し、割増金収入を相殺して却つて千圓の損失となるのであつて、若し四—一の當籤率を信じて時價二十四圓で百通を買求めた場合に、當籤率通りに二十五通が償還に當籤すれば、百圓の償還差損を生じ、二十五通の内五通が割増金に當籤するも、その割増金が最低の二圓なるときは、差引五十圓の損失とならざるを得ない。

割引勸業債券の當籤率——割引勸業債券の定期償還にも割増金附償還の外に割増金「ナキ分」償還がある。(但し割引「第一回」のみは全部割増金附である)然し乍ら、償還に當籤したる債券に對しては券面額二十圓が支拂はるゝが故に、割引債券の時價が二十圓を超へない限り「ナキ分」償還に當籤するも償還差益を收得し得るのであつて、割増金附償還に當籤すれば割増金と共に償還差益を收得することが出来る。例へば割引「第十一回」の時價十三圓三十錢で買った場合に、五月の抽籤に當籤すれば、「ナキ分」でも六圓七十錢の償還差益が得られる。従つて、割引債券の償還差益は割増金に準ずべきものであつて、利札附債券の「ナキ分」當籤率が現在では損失確率なるに反し、割引債券の「ナキ分」當籤率は収益確率である。かるが故に、割引債券にありては、割増金當籤率と「ナキ分」當籤率とを強いて區別する必要がないやうであるが、券歴の古い回別の「ナキ分」當籤率は高いけれども時價も高くなつてゐる關係上償還差益少なく、之に反し券歴の新しい回別の「ナキ分」當籤率は低いけれども、時價が低い關係から償還差益が多いことを考へると、兩者を區別して置く方が便利である。

復興貯蓄債券の當籤率——復興貯蓄債券の定期償還は全部割増金附であつて「ナキ分」償還がない。然し乍ら償還の際には券面額に含利子を加算したる額が支拂はるゝが故に、現在の如く、十圓券に二圓搦、五圓券に一圓搦のプレミアムが附いてゐる時價で買った場合には、割増金より償還差損を差引いたものが正味の割増金収入となることを忘れてはならない。

左表は勸業債券及び復興貯蓄債券の各回別を抽籤月によりて分類し、次回抽籤、次々回抽籤に於る割増金當籤率及び「ナキ分」當籤率、並に最終抽籤に於る割増金當籤率を示したものである。

A、一月、七月抽籤債券
 (1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組數	抽籤月	抽籤前未償還通數	每回一組の償還通數	割増金額	割増率	「ナキ分」償還通數	「ナキ分」當籤率
第八回 (五分利) (二十圓券)	一	昭和年月	五、〇〇〇 四、三七五 六三五	六三五	七六 七六 七八	六四 五六 八一	五四七 五四七	九 八一
第十二回 (五分利) (二十圓券)	一		六、二五〇 五、六二五 六三五	六三五	二八 二八 二八	五三 四八 五三	五〇七 五〇七	二 二
第十四回 (五分利) (二十圓券)	一		六、八七五 六、二五〇 六三五	六三五	二八 二八 二八	五三 五三 五三	五〇七 五〇七	一 一
第十八回 (四分五厘利) (二十圓券)	一		八、一三五 七、五〇〇 六三五	六三五	一三五 一三五 一三五	六五 六〇 五一	五〇〇 五〇〇	一 一

回別	組數	抽籤月	抽籤前未償還通數	每回一組の償還通數	割増金額	割増率	「ナキ分」償還通數	「ナキ分」當籤率
第二十回 (四分五厘利) (二十圓券)	一		六、四三〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、八〇〇	四〇 四〇 四〇	六三 五八 四二	一、四〇〇 一、四〇〇	一 一
第三十九回 (五分利) (二十圓券)	三		三、三三〇 三三、三三〇 一一、六〇〇	七五〇	八〇 八〇 八〇	四七 四八 四五	六七〇 六七〇	五 四
第二十八回 (五分利) (十圓券)	三		四、一六五 四〇、五〇〇 一六、八七五	一一、二五	五〇 五〇 五〇	八〇 八一 三七	一、〇七五 一、〇七五	三 三
第三十二回 (五分利) (十圓券)	二		四、三七五 四三、七五〇 一六、八七五	一一、二五	五〇 五〇 五〇	八五 八五 三七	一、〇七五 一、〇七五	四 三
第八十回 (四分利) (十圓券)	一〇		八、三〇〇 八一、五〇〇 五八、〇〇〇	五〇〇	二〇 二〇 二〇	四一 四八 二九	三〇〇 三〇〇	二 二

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組数	割引増金額	抽籤月	未償還通数	組の償還通数	割引増金額	割引増率	「ナキ分」償還率	「ナキ分」償還率
割引第二回	五	五、三九〇	昭和七年 一三、一	九二、五〇〇	五〇〇	六七一	三五〇	二六四	一八五
割引第四回	五	五、三九〇	昭和七年 一三、一	九四、五〇〇	五〇〇	六三〇	三五〇	二六四	一八五
	(一等三千圓)	※三、一	一三、七	八二、〇〇〇	全部	五〇〇	三五〇	二六二	一八四
	(二等三千圓)	※二、一	一三、一	九四、〇〇〇	全部	一五〇	三五〇	一八九	一八九
	(三等三千圓)	※一、一	一三、一	八二、〇〇〇	全部	一五〇	三五〇	一八九	一八九

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組数	割引増金額	抽籤月	未償還通数	組の償還通数	割引増金額	割引増率
復興第五回	一六	三、八三八	昭和七年 一三、一	八八、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一七七
	(五千五百圓)	※一、八、四	一三、一	八八、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一七六
	(等千五百圓)	※一、八、四	一三、一	八二、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一六五

B、二月、八月抽籤債券

(1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組数	割引増金額	抽籤月	未償還通数	組の償還通数	割引増金額	割引増率
復興第十一回	一〇	六、六九五	昭和七年 一三、一	九一、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一八三
	(十圓券)	※二、一	一三、一	九一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一八二
	(一等三千圓)	※二、一	一三、一	八二、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一六五

回別	組数	割引増金額	抽籤月	未償還通数	組の償還通数	割引増金額	割引増率	「ナキ分」償還率	「ナキ分」償還率
第九回	一	二、五二〇	昭和八年 一三、二	五、〇〇〇	六二五	七八	六四	五四七	九
	(五分利)	※一、六、二	一三、二	四、三七五	六二五	七八	五六	五四七	八
	(二十圓券)	※一、六、二	一三、二	六三五	全部	七八	八一	八	八
第十六回	一	二、五五〇	昭和八年 一三、二	七、五〇〇	六三五	一三五	六〇	五四七	九
	(四分五厘利)	※一、八、二	一三、二	六、八七五	六三五	一三五	五五	五四七	九
	(二十圓券)	※一、八、二	一三、二	六三五	全部	一三五	五一	五四七	九
第二十一回	一	三、一六五	昭和八年 一三、二	一三、五〇〇	九〇〇	二〇〇	七〇	五四七	九
	(四分五厘利)	※一、九、八	一三、二	一二、六〇〇	九〇〇	二〇〇	七〇	五四七	九
	(二十圓券)	※一、九、八	一三、二	九〇〇	全部	二〇〇	四〇	五四七	九

回数	組別	抽籤月	未償還通數	償還通數	附償還通數	割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	當籤率	償還率
第二十六回	(五圓券利)	二	(一等千圓)	一三、八 一三、二 ※三、二	四〇、五〇〇 三九、三七五 一六、八七五	全部	一、二五	五〇	八〇	一、〇七五 三七、七一
第三十回	(五圓券利)	二	(二等千圓)	一三、八 一三、二 ※四、二	四三、七五〇 四一、六三五 一六、八七五	全部	一、二五	五〇	八五	一、〇七五 三九、七一
第六十七回	(四圓券利)	七	(一等二千圓)	一三、八 一三、二 ※三、二	八二、二〇〇 八一、二〇〇 六〇、七〇〇	全部	五〇〇	一五〇	五四	三五〇 二二、一一
第七十二回	(四圓券利)	一〇	(一等二千圓)	一三、八 一三、二 ※三、二	八二、五〇〇 八二、〇〇〇 六〇、五〇〇	全部	五〇〇	一五〇	五四	三五〇 二二、一一
第七十四回	(四圓券利)	一〇	(一等二千圓)	一三、八 一三、二 ※三、二	八三、〇〇〇 八二、五〇〇 六〇、五〇〇	全部	五〇〇	一五〇	五四	三五〇 二二、一一

回数	組別	抽籤月	未償還通數	償還通數	附償還通數	割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	當籤率	償還率
第七十六回	(四圓券利)	一三	(二等三千圓)	一三、八 一三、二 ※三、五	八三、五〇〇 八三、〇〇〇 六〇、五〇〇	全部	五〇〇	一五〇	五五	三五〇 三三、七一
第七十八回	(四圓券利)	一〇	(一等三千圓)	一三、八 一三、二 ※三、六	八四、〇〇〇 八三、五〇〇 六〇、五〇〇	全部	五〇〇	一五〇	五六	三五〇 三四、〇一一

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

回数	組別	抽籤月	未償還通數	償還通數	附償還通數	割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	當籤率	償還率
第六回	五	昭和八年	(一等三千圓)	一三、八 一三、二 ※二、七	九五、五〇〇 九五、〇〇〇 八〇、五〇〇	全部	五〇〇	一五〇	六三	三五〇 一九、一一
第十二回	一〇	昭和八年	(一等三千圓)	一三、八 一三、二 ※三、九	九九、七〇〇 九九、四〇〇 八三、五〇〇	全部	三〇〇	一五〇	六八	三五〇 一九、一一

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組數	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の償還通數	一組の附償還通數	一組の割増金額	割増率
復興 第二回 (十圓券)	10	7,710	昭和 一三、一三、一三、二 一三、二	八七、五〇〇 八七、〇〇〇 八二、五〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	五〇〇 五〇〇 全部	五〇〇 五〇〇 五〇〇	一七五— 一七四— 一六五—
復興 第八回 (十圓券)	4	六、七六四	昭和 一三、一三、一三、二 一三、二	八八、〇〇〇 八七、六〇〇 八二、四〇〇	四〇〇 四〇〇 全部	四〇〇 四〇〇 全部	四〇〇 四〇〇 四〇〇	二二〇— 二一九— 二〇六—
復興 第八回 (五圓券)	8	三、三八三	昭和 一三、一三、一三、二 一三、二	八八、〇〇〇 八七、六〇〇 八二、四〇〇	四〇〇 四〇〇 全部	四〇〇 四〇〇 全部	四〇〇 四〇〇 四〇〇	二二〇— 二一九— 二〇六—

C、三月、九月抽籤債券
(1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組數	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の償還通數	一組の附償還通數	一組の割増金額	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」分
第七回 (五分圓券)	1	三、三〇〇	昭和 一三、一三、一三、二 一三、三	六、五九九 五、六六二 九七七	九三七 九三七 全部	一五〇 一五〇 一五〇	四四— 三七 ³ / ₄ — 六 ¹ / ₂ —	七八七 七八七 七〇〇	七八七 七八七 七〇〇	八一— 八一— 七一—
第二十二回 (四分五厘圓券)	1	三、一六五	昭和 一三、一三、一三、二 一三、三	一三、五〇〇 一三、六〇〇 九〇〇	九〇〇 九〇〇 全部	二〇〇 二〇〇 二〇〇	六七 ¹ / ₂ — 六三— 四 ¹ / ₂ —	七〇〇 七〇〇 七〇〇	七〇〇 七〇〇 七〇〇	一九— 一九— 一八—
第二十三回 (三分六厘圓券)	2	四、七〇五	昭和 一三、一三、一三、二 一三、三	五、〇〇〇 四九、五〇〇 三三、〇〇〇	一、五〇〇 一、五〇〇 全部	五〇〇 五〇〇 五〇〇	一〇二— 九九— 四六—	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	五〇— 四九 ¹ / ₂ — —
第二十四回 (三分六厘圓券)	3	六、四七五	昭和 一三、一三、一三、二 一三、三	五二、五〇〇 五一、〇〇〇 三三、〇〇〇	一、五〇〇 一、五〇〇 全部	五〇〇 五〇〇 五〇〇	一〇五— 一〇三— 四六—	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	五 ¹ / ₂ — 五— —
第二十五回 (三分六厘圓券)	1	二、三〇〇	昭和 一三、一三、一三、二 一三、三	三三、〇〇〇 三三、〇〇〇 三三、〇〇〇	全部	全部	四六—	—	—	—

第六十九回 (四分利)	第七十一回 (四分利)
八	一〇
(一等二千圓) 三、四五〇	(一等二千圓) 三、四五〇
一三、三 一三、三 ※三、九	一三、九 一三、三 ※三、三
八二、七〇〇 八一、二〇〇 六〇、七〇〇	八二、〇〇〇 八一、五〇〇 六〇、五〇〇
五〇〇 五〇〇 全部	五〇〇 五〇〇 全部
一五〇 一五〇 一五〇	一五〇 一五〇 一五〇
五四一 五四一 四〇五	五四七 五四三 四〇三
三五〇 三五〇	三五〇 三五〇
三三三 三三三	三三四 三三三

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組別	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前償還通數	一組の割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」分	償還率
割引第五回	五	昭和九年	九五、〇〇〇	五〇〇	一五〇	三五〇	二七一	一九〇	一
		昭和九年	九四、五〇〇	五〇〇	一五〇	三五〇	二七〇	一九〇	一
		昭和九年	八一、〇〇〇	全部	一五〇	三五〇	二七〇	一九〇	一

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組別	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前償還通數	一組の割増金	割増率
復興第四回 (十圓券)	一〇	昭和九年	一三、三	八八、〇〇〇	五〇〇	一七六一
		昭和九年	一三、三	八七、五〇〇	五〇〇	一七五一
		昭和九年	※一七、一二	八三、五〇〇	全部	一六五一

D、四月、十月抽籤債券

(1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組數	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の償還通數	一組の割増金額	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」分償還率
第十五回 (四分五厘利 二十圓券)	一	(一等千圓) 二、四七〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	六、八七五 六、二五〇 六、三五	六三五 六三五 全部	一三 一三 一三	六一 五五 五五	五二 五二 五二	一三 一三 一三
第十七回 (四分五厘利 二十圓券)	一	(一等千圓) 二、五五〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	七、五〇〇 六、八七五 六、三五	六三五 六三五 全部	一三五 一三五 一三五	六一 五五 五五	五〇〇 五〇〇 五〇〇	一四 一四 一四
第二十九回 (五分利 十圓券)	二	(一等千圓) 三、四三〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	四一、六三五 四〇、五〇〇 一六、八七五	一、一三五 一、一三五 全部	五〇 五〇 五〇	八三 八〇 七五	一、〇七五 一、〇七五 一、〇七五	三、七 三、七 三、七
第三十五回 (四分五厘利 十圓券)	三	(一等千圓) 二、七三〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	六三、〇〇〇 六〇、五〇〇 二二、五〇〇	一、一五〇 一、一五〇 全部	八〇 八〇 八〇	七五 七五 七五	一、四三〇 一、四三〇 一、四三〇	四、六 四、六 四、六

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組數	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の償還通數	一組の割増金額	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」分償還率
第一回	五	(一等百圓) 八、六〇〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	八六、〇〇〇 八五、五〇〇 八二、五〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	五〇 五〇 五〇	一七 一七 一七		
第七回	五	(一等三千圓) 五、三九〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	九七、六〇〇 九七、三〇〇 八六、五〇〇	三〇〇 三〇〇 全部	一五 一五 一五	六五 六五 六五	一五〇 一五〇 一五〇	三三 三三 三三
第十回	六	(一等三千圓) 四、八九〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	九八、八〇〇 九八、五〇〇 八四、七〇〇	三〇〇 三〇〇 全部	一〇 一〇 一〇	九八 九八 八四	二〇〇 二〇〇 二〇〇	三三 三三 三三
第十一回	一〇	(一等三千圓) 四、〇〇〇	昭和年月 一三、一〇 一三、一〇 一三、四〇	九九、四〇〇 九九、一〇〇 八三、五〇〇	三〇〇 三〇〇 全部	五六 五六 五六	七五 七五 七五	二四 二四 二四	三三 三三 三三

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組数	毎組の割増金額	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前償還通數	一組の附償還通數	一組の割増金	當割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當割増率
復興第七回 (五圓券)	三〇	三、五九〇 (等千五百圓)	昭和三年四月	八、一三〇 八、一三〇 八、一三〇	八、四〇〇 八、四〇〇 八、四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	二〇八 二〇八 二〇八	二〇八 二〇八 二〇八	二〇八 二〇八 二〇八
復興第十回 (十圓券)	三	六、七六四 (等三千圓)	昭和三年四月	八、一三〇 八、一三〇 八、一三〇	八、四〇〇 八、四〇〇 八、四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	二〇六 二〇六 二〇六	二〇六 二〇六 二〇六	二〇六 二〇六 二〇六
復興第十回 (五圓券)	八	三、三三三 (等千五百圓)	昭和三年四月	八、一三〇 八、一三〇 八、一三〇	八、四〇〇 八、四〇〇 八、四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	四〇〇 四〇〇 四〇〇	二〇六 二〇六 二〇六	二〇六 二〇六 二〇六	二〇六 二〇六 二〇六

E、五月、十一月抽籤債券
(1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組数	毎組の割増金額	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前償還通數	一組の附償還通數	一組の割増金	當割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當割増率
第十回 (五十分利 三十四圓券)	一	二、五三〇 (一等千圓)	昭和三年五月	五、六二五 五、六二五 五、六二五	六、二五〇 六、二五〇 六、二五〇	六五 六五 六五	七六 七六 七六	七二 六四 八一	五四七 五四七 五四七	一〇 一〇 九
第十一回 (五十分利 二十四圓券)	一	二、五三〇 (一等千圓)	昭和三年五月	五、六二五 五、六二五 五、六二五	六、二五〇 六、二五〇 六、二五〇	六五 六五 六五	七六 七六 七六	七二 六四 八一	五四七 五四七 五四七	一〇 一〇 九
第十三回 (五十分利 二十四圓券)	一	二、五三〇 (一等千圓)	昭和三年五月	六、八七五 六、二五〇 六、二五〇	六、八七五 六、二五〇 六、二五〇	六二五 六二五 六二五	一八 一八 一八	五八 五三 五三	五〇七 五〇七 五〇七	一三 二一 二一
第十九回 (四分五厘利 二十四圓券)	一	三、二二五 (一等千圓)	昭和三年五月	一、三、六〇〇 一、一、七〇〇 九〇〇	九〇〇 九〇〇 九〇〇	全部 全部 全部	二〇〇 二〇〇 二〇〇	六三 五八 四一	七〇〇 七〇〇 七〇〇	一八 一七 一七

回数	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤別一組の償還通數	一組の割増金	割増金	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當籤率	償還率
第二十七回 (五分利)	二	(一等千圓) 二、四三〇	一三、五 一三、一一	四一、六三五 四〇、五〇〇 一六、八七五	一、二二五 一、二二五 全部	五〇八三½ 五〇 五〇三三½	一、〇七五 八一〇 一、〇七五	三八、七一 三七、六一
第三十一回 (五分利)	二	(一等千圓) 二、四三〇	一三、五 一三、一一	四三、七八五 四三、七五〇 一六、八七五	一、二二五 一、二二五 全部	五〇八三½ 五〇 五〇三三½	一、〇七五 八一〇 一、〇七五	四〇、八一 三九、七一
第三十七回 (四分五厘利)	五	(二等千圓) 二、七三〇	一三、五 一三、一一	六五、〇〇〇 六三、五〇〇 二二、五〇〇	一、五〇〇 一、五〇〇 全部	八〇 八〇 八〇	一、四二〇 一、四二〇 一、四二〇	四五、八一 四四、七一
第六十八回 (四分利)	八	(二等千圓) 三、四七〇	一三、五 一三、一一	八一、七〇〇 八一、二〇〇 六〇、七〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	一五〇 一五〇 一五〇	五五五 五四一 四〇五	三五〇 三三二 三三二
第七十三回 (四分利)	一〇	(二等千圓) 三、六六〇	一三、五 一三、一一	八三、〇〇〇 八二、五〇〇 六〇、五〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	一五〇 一五〇 一五〇	五五三 五五〇 四〇三	三五〇 三三七 三三六

回数	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤別一組の償還通數	一組の割増金	割増金	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當籤率	償還率
第七十五回 (四分利)	一三	(一等三千圓) 四、九六五	一三、五 一三、一一	八三、〇〇〇 八三、五〇〇 六〇、五〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	一五〇 一五〇 一五〇	五五七 五五二 四〇三	三五〇 三三六½ 三三八
第七十七回 (四分利)	一〇	(一等三千圓) 四、九六五	一三、五 一三、一一	八四、〇〇〇 八三、五〇〇 六〇、五〇〇	五〇〇 五〇〇 全部	一五〇 一五〇 一五〇	五六〇 五五七 四〇三	三五〇 三三九½ 三三八

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

割引	回数	組數	每回一組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤別一組の償還通數	一組の割増金	割増金	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當籤率	償還率
第八回	五	昭和三十九年	四、八九〇 (一等三千圓) ※三四、一一	一三、五 一三、一一	九八、五〇〇 九八、二〇〇 八五、〇〇〇	三〇〇 三〇〇 全部	一〇〇 一〇〇 一〇〇	九八五 九八二 八五〇	二〇〇 二〇〇 二〇〇	四九二 四九一 三三七

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組数	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の抽籤前未償還通數	一組の割増金	割増率
復興第三回 (十圓券)	10	7,710	昭和五年 一三、一五	八八、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一七六一
		(一等三千圓)		八七、五〇〇	五〇〇	五〇〇	一七五一
				八二、五〇〇	全部	五〇〇	一六五一
復興第六回 (五圓券)	20	三、八三三	昭和六年 一三、一五	八九、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一七八一
		(一千五百圓)		八八、五〇〇	全部	五〇〇	一七七一一
				八三、五〇〇	全部	五〇〇	一六五一

F、六月、十二月抽籤債券

(1) 利札附勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組数	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の抽籤前未償還通數	一組の割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當籤率
第四回 (五十分利)	1	4,000	昭和六年 一三、一六	五、〇〇〇	一、二五〇	二五〇	二〇一一	1,000	五一一
		(一等三百圓)		三、七五〇	全部	二五〇	一五一	1,000	四一一
				一、二五〇	全部	二五〇	五一一		

回別	組数	毎組の割増金額	抽籤月	一組の抽籤前未償還通數	一組の抽籤前未償還通數	一組の割増金	割増率	一組の「ナキ」償還通數	「ナキ」當籤率
第五回 (五十分利)	1	3,000	昭和六年 一三、一三	四、七三五	九三七	一五〇	三½	七七七	六一
		(一等三百圓)		三、七八八	全部	一五〇	二五一一	七七七	六一
				九七七	全部	一五〇	六½		
第六回 (五十分利)	1	3,350	昭和六年 一三、一三	三、七五〇	六三五	八一	四六一	五四四	七一
		(一等千圓)		三、一二五	全部	八一	三八½	五四四	七一
				六三五	全部	八一	八一		
第三十八回 (五十分利)	3	3,730	昭和六年 一三、一三	三三、三五〇	七五〇	八〇	四一七一	六七〇	五〇一一
		(一等千圓)		三三、六〇〇	全部	八〇	四〇八一	六七〇	四八½
				一一、六〇〇	全部	八〇	一四五一一		
第六十六回 (四十分利)	5	3,470	昭和六年 一三、一三	八一、二〇〇	五〇〇	一五〇	五四一一	三五〇	三三一一
		(一等二千圓)		八〇、七〇〇	全部	一五〇	五三八一一	三五〇	三三一一
				六〇、七〇〇	全部	一五〇	四〇五一		
第七十回 (四十分利)	10	3,450	昭和六年 一三、一三	八三、〇〇〇	五〇〇	一五〇	五四七一一	三五〇	三三一一
		(一等二千圓)		八一、五〇〇	全部	一五〇	五四二一一	三五〇	三三一一
				六〇、五〇〇	全部	一五〇	四〇三一一		

第八十二回 (四分利券)	八	五、四〇〇 (一等三千圓)	一三、六 一三、一三	八三、五〇〇 八三、〇〇〇	五〇〇 五〇〇	二〇〇 二〇〇	四三三 四一〇	三〇〇 三〇〇	二七五 二七三
-----------------	---	------------------	---------------	------------------	------------	------------	------------	------------	------------

(2) 割引勸業債券 (※最終抽籤)

回別	組数	割引金額	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前 償還通數	一組の割増金 附償還通數	割増金 當籤率	一組の「ナキ」 償還通數	「ナキ」 當籤率	償還 當籤率
割引 第三回	五	五、三九〇 (一等三千圓)	昭和六年 一三、一三 一三、一三	九三、五〇〇 九三、〇〇〇	五〇〇 五〇〇	一五〇 一五〇	六三三 六三〇	三五〇 三五〇	二六七 二六五	二八七 二八六
割引 第九回	六	四、八九〇 (一等三千圓)	一三、一三 一三、一三	九八、八〇〇 九八、五〇〇	三〇〇 三〇〇	一〇〇 一〇〇	九八八 九八五	二〇〇 二〇〇	四九三 四九二	三三九 三三八
割引 第十三回	一〇	一三、〇〇〇 二回 四、〇〇〇 以後 一等三千圓	一三、一三 一三、一三	一〇〇、〇〇〇 九九、七〇〇	三〇〇 三〇〇	一三三 一三三	七五二 七五〇	一六七 一六七	五九九 五九九	三三三 三三三
割引 第十四回	一〇	※四三、六	八二、〇〇〇 八二、〇〇〇	全部	全部	五六一 四六四	一 一			三三三 三三一

(3) 復興貯蓄債券 (※最終抽籤)

回別	組数	割引金額	抽籤月	未償還通數	一組の抽籤前 償還通數	一組の割増金 附償還通數	割増金 當籤率
復興 第一回 (十圓券)	一〇	七、七一〇 (一等三千圓)	昭和六年 一三、一三 一三、一三	八七、五〇〇 八七、〇〇〇	五〇〇 五〇〇	五〇〇 五〇〇	一七五 一七四
復興 第九回 (十圓券)	三	六、七六四 (一等三千圓)	一三、一三 一三、一三	八八、四〇〇 八八、〇〇〇	四〇〇 四〇〇	四〇〇 四〇〇	三三一 三三〇
復興 第九回 (五圓券)	八	三、三三三 (一千五百圓)	一三、一三 一三、一三	八八、四〇〇 八八、〇〇〇	四〇〇 四〇〇	四〇〇 四〇〇	三三一 三三〇

割増金利廻——世上割増金利廻と稱して、割増金収入の時價に對する割合を計算することに行はれてゐるのであるが、その計算の方法については未だ定説が存しない。割増金當籤は利子収入と異り確率に過ぎざるものなるが故に、割増金利廻は一組の未

償還通數全部を買占めたるものと假定しなければならぬ點に於て、普通の利廻と全くその性質を異にするのであるが、かゝる假定の下に左記の公式によりて次回抽籤割増金利廻を算出することが出来る。

$$\frac{\text{一組の割増金額}}{\text{一組の次回未償還通數} \times \text{時價}} = \text{次回抽籤割増金利廻}$$

即ち次回抽籤割増金利廻は、次回抽籤前の未償還通數の時價總額を以て割増金額を除いて求めることが出来る。例へば「第六十八回」の時價を十二圓とすれば、一組の未償還通數八萬一千七百通の時價總額九十八萬四百圓、一組の割増金額三千四百七十圓であるから、次回抽籤（昭和十二年五月執行）の割増金利廻は〇分三五四である。

然し乍ら既に述べたる如く、現在利札附債券及び復興債券の時價には、プレミアムが附いてゐるのであるから、償還によりて差損を生じ、之に反して割引債券の時價は券面額（二十圓）以内であるから、償還によりて差益を生ずる。従つて、一組の時價にて買占めたことの假定の下に、計算せらるゝ割増金利廻は、これらの償還差損又は償還差益を計算に入れなければ正確といふことを得ない。例へば、

(1) 「第六十八回」は毎回五百通（内「ナキ分」三百五十通）が償還せらるゝが故に、時價十二圓とすれば、千圓の償還差損を生ずるのであつて、正味割増金収入は二千四百七十圓となり、次回抽籤の割増金利廻〇分三五四に對し、正味割増金利廻は〇分二五一となる。

(2) 割引「第十二回」の毎回の割増金額は四千圓であるが、毎回三百通（内「ナキ分」二百四十四通）が券面額二十圓で償還せらるゝが故に、時價十三圓とすれば、二千百圓の償還差益を收得することゝなるのであつて、正味割増金収入は六千百圓となり、次回抽籤の割増金利廻〇分三〇九に對し、正味割増金利廻は〇分四七となる。

(3) 復興「第三回」は毎回の償還五百通に對して七千七百十圓の割増金が添付せられてゐるのであるが、時價を十七圓五十錢とすれば券面額及び含利子に對し、一圓四十錢のプレミアムが附いてゐることゝなり、毎回七百圓の償還差損を生ずるのであつて、正味割増金収入は七千十圓となり、次回抽籤の割増金利廻〇分五〇一に對し、正味割増金利廻は〇分四五五となる。

第九章 同番組券

同番組券

同番組券（又は單に組券ともいふ）は、番號の同一なる二通以上の債券をいふ。勸業債券發行の初期に於ては、各回別の發行通は五萬通乃至十萬通であつて、同數の抽籤球を作つたのであるが、「第二十三回」以後發行通數が十五萬通以上となるに及び之を二組又は三組に分つこととなり、「第三十五回」以後は各回別共、發行數を十萬通を單位として數組に分ち、五十萬通ならば五組を、百萬通ならば十組を作り、券面記載の番號及び抽籤球を一番より十萬番までとし、當籤番號を各組に共通せしむることとしたのである。従つて、或番號が一等割増金に當籤すれば、各組の同一番號が何れも一等割増金に當籤することとなるのであつて、この仕組を規つて編成せられたる

ものが同番組券である。同番組券の價値は割増金の高度化にある。例へば、一等割増金三千圓の債券の二通組が一等割増金に當籤すれば六千圓の割増金を、五通組券が當籤すれば一萬五千圓の割増金を、又十通組券が當籤すれば、一舉に三萬圓の割増金を獲得することが出来る。今最高組券の一等割増金當籤によりて一萬五千圓以上の割増金を獲得し得る可能性ある回別を示せば左の如くである。

回別	一等割増金	最高組數	最高組券一等割増金合計額
(1) 利札附			
第七十五回	三、〇〇〇	一三	三六、〇〇〇
第七十六回	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第七十七回	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第七十八回	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第七十九回	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第八十回	三、〇〇〇	八	二四、〇〇〇
第八十二回	三、〇〇〇	八	二四、〇〇〇
第七十回	二、〇〇〇	一〇	二〇、〇〇〇
第七十一回	二、〇〇〇	一〇	二〇、〇〇〇
第七十三回	二、〇〇〇	一〇	二〇、〇〇〇
第七十四回	二、〇〇〇	一〇	二〇、〇〇〇
<hr/>			
(2) 割引債券			
第六十八回	二、〇〇〇	八	一六、〇〇〇
第六十九回	二、〇〇〇	八	一六、〇〇〇
自第十回至第十四回	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第九回	三、〇〇〇	六	一八、〇〇〇
自第二回至第八回	三、〇〇〇	五	一五、〇〇〇

(3) 復興債券

自第一回	……………	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
至第十四回	……………	三、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇
第十一回	……………	一、五〇〇	二〇	三〇、〇〇〇
第六回	……………	一、五〇〇	二〇	三〇、〇〇〇
第七回	……………	一、五〇〇	二〇	三〇、〇〇〇
第八回	……………	一、五〇〇	二〇	三〇、〇〇〇

第五回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇
第八回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇
第十回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇
第十回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇
第十回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇
第十回	……………	一、五〇〇	一六	二四、〇〇〇

吾々は如何に多数の債券を所有する場合でもその内から、同番號のものを數通發見することは全く奇蹟といふべきである。従つて、同番組券は、賣出の時にあらざれば絶対に編成することを得ないものであつて、年月の経過と共に徐々に愛券家によりて根引せられ、市場に残存するものは段々稀少とならざるを得ない。

右に挙げたる最高組券の中には容易に手に入らないものもあらうが、各債券業者の商報は、いづれも翌月抽籤債券の同番組券の賣値を發表してゐる。翌月抽籤債券の同番組券の賣値は現物團加盟業者の間では大體協定せられてゐるのであるが、その一通當り賣値は、「ばら物」の賣値より高く且、組數の多くなるに従つて累加してゐるこ

とは勿論である。左に某債券業者の三月一日附商報で發表せる四月抽籤同番組券の賣値を示し、その單價を「ばら物」の賣値と比較して見やう。

第八十六回 (繰上償還債券)	賣値	單價
一等割増金五千圓	ばら物 二、八〇	一、一八〇
同	一萬圓當 二、二〇〇	一、三、五〇
同	二萬圓當 四、三〇〇	一、五、五〇
同	三萬圓當 六、三〇〇	一、八、三〇
(註) 第八十六回は最終抽籤に於て、平素の六倍の割増金が添付せらるゝのみならず償還債券を以て次回發行の新券に應募することが出来る。		
割引第七回		
一等割増金三千圓	ばら物 一五、三〇	一五、三〇
同	六千圓當 二、三〇〇	一五、七五
同	九千圓當 三、三〇〇	一五、八三
同	一萬二千圓當 四、三〇〇	一六、〇〇
同	一萬五千圓當 五、三〇〇	一六、〇〇
同	一萬八千圓當 六、三〇〇	一六、〇〇
割引第十回		
一等割増金三千圓	ばら物 一四、一〇	一四、一〇
同	六千圓當 二、三〇〇	一五、五〇
同	九千圓當 三、三〇〇	一五、六六
同	一萬二千圓當 四、三〇〇	一五、七五
同	一萬五千圓當 五、三〇〇	一六、〇〇
同	一萬八千圓當 六、三〇〇	一六、一七
割引第十一回		
一等割増金三千圓	ばら物 一三、四五	一三、四五
同	六千圓當 二、三〇〇	一三、五〇
同	九千圓當 三、三〇〇	一三、六六
同	一萬二千圓當 四、三〇〇	一三、七五

同 一萬五千圓當	五通組	七、〇〇	一四、〇〇	一等割増金千五百圓	ばら物	八、八〇	八、八〇
同 一萬八千圓當	六通組	八五、〇〇	二四、二七	同 三 千 圓當	二通組	一八、三〇	九、二〇
同 三 萬 圓當	十通組	一五、〇〇〇	一五、〇〇	同 二萬一千圓當	十四通組	一五、〇〇	二、七〇

復興第七回 (五圓券)

かくの如く同番組券に對しては、組數の多くなるほど多額のプレミアムを支拂はねばならないのであるが、同番組券の市價は、假令「ばら物」の市價が動搖する場合に於ても、その稀少價値によりて大牀一定してゐる。

既に述べたる如く利札附勸業債券には券面額のみを償還する「ナキ分」償還がある。従つて同番組券が割増金に當籤せずして却つて、「ナキ分」に當籤するときは、そのプレミアムに相當する多額の差損を免るゝことを得ない。之に反し、割引債券の「ナキ分」償還に於ては、券面額二十圓が償還せらるゝが故に、同番組券に支拂ふ一通當り單價が二十圓を超えざるときは、「ナキ分」當籤によりて償還差益を收得する。又、復興債券には「ナキ分」償還なきが故に、同番組券に支拂ふプレミアムが最低割増金を超えざる限り、償還差損を生じない。

同番組券の醍醐味は、最終回まで幾回も抽籤を見て、最高割増金當籤を覘ふにある。若し「ナキ分」に當籤すれば、例令差損なくとも、最初の目的に反する。況んや「ナキ分」當籤によつて差損を招くが如き危険を冒すべきでない。

今、一等割増金三千圓の四分利三千圓物、「第二回」以後の割引債券、復興十圓券を當籤率の角度から比較するならば、

種 別	割増金付當籤率(收益確率)	ナキ分當籤率(損失確率)												
四分利三千圓物	<table border="0"> <tr> <td>最高</td> <td>四〇一一</td> <td>(第八十回)</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>五〇一一</td> <td>(第七十七、七十八回)</td> </tr> </table>	最高	四〇一一	(第八十回)	最低	五〇一一	(第七十七、七十八回)	<table border="0"> <tr> <td>最高</td> <td>三九一一</td> <td>(第七十五、七十六回)</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>三五一一</td> <td>(第八十二回)</td> </tr> </table>	最高	三九一一	(第七十五、七十六回)	最低	三五一一	(第八十二回)
最高	四〇一一	(第八十回)												
最低	五〇一一	(第七十七、七十八回)												
最高	三九一一	(第七十五、七十六回)												
最低	三五一一	(第八十二回)												
割引債券(第一回を除く)	<table border="0"> <tr> <td>最高</td> <td>一八五一一</td> <td>(第十二回)</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>三三一一</td> <td>(第十二回)</td> </tr> </table>	最高	一八五一一	(第十二回)	最低	三三一一	(第十二回)							
最高	一八五一一	(第十二回)												
最低	三三一一	(第十二回)												
復興十圓券	<table border="0"> <tr> <td>最高</td> <td>一七五一一</td> <td>(第十二回)</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>三〇一一</td> <td>(第十二回)</td> </tr> </table>	最高	一七五一一	(第十二回)	最低	三〇一一	(第十二回)							
最高	一七五一一	(第十二回)												
最低	三〇一一	(第十二回)												

※割引債券は「ナキ分」當籤によるも償還差益を收得するを以て、割増金及び「ナキ分」償還箇數を合算して當籤率を算定した。

となるのであつて、特に多額のプレミアムを支拂ひて同番組券を購入する場合には、割引債券又は復興債券を選ぶことを得策とする。

同番組券の一等當籤によりて多額の割増金を獲得したる實例は乏しくない。三重縣桑名の西田某氏は昭和六年九月に「第五十二回」の一等千圓、「第六十五回」の一等二千圓に當籤し、次て十一月に「第九十二回」の六通組が一等に當籤して一舉に三萬圓を得、翌七年六月には又、復興「第一回」の五通組が一等に當籤して一萬五千圓を擱み、僅々十ヶ月間に四萬八千圓の割増金を獲得し、勸業銀行創立以來の幸運兒として愛券家の語り草となつてゐるのであるが、最近（昭和十二年二月）石川縣の某老醫は、「第八十七回」の七通組が一等に當籤して一舉に三萬五千圓を獲得し、天下の愛券家を垂涎せしめたのである。

福合せ債券

毎月抽籤を樂しめるやうに債券を組合せることを福合せといつてゐるのであつて、各債券業者は、かゝる抽籤月の組合せに對して、或は松、竹、梅、蘭、菊とか福、壽、鶴、龜とか、天、地、人とか、雪、月、花とかの名稱を附し、家庭的債券貯蓄法として商報に賣値を發表してゐる。福合せ債券の代表的なるものは左の如くである。

(A) 割引債券の組合せ

回 別	抽籤月
割引第四回	一、七
第六回	二、八
第五回	三、九
第七回	四、〇
第八回	五、二
第三回	六、三
復興第十一回	一、七
第八回	二、八
第四回	三、九
第十回	四、〇
第三回	五、二
第九回	六、三

(B) 復興債券十圓券の組合

回 別	抽籤月
復興第五回	一、七
第八回	二、八
※第四回	三、九
第七回	四、〇
第六回	五、二
第九回	六、三
復興第十回	一、七
第六十七回	二、八
第六十九回	三、九
第三十五回	四、〇
第六十八回	五、二
第七十回	六、三

(C) 復興債券五圓券を主としたる組合せ

(※のみ十圓券)

(D) 四分利十圓券を主としたる組合せ

回 別	抽籤月
復興第十一回	一、七
第八回	二、八
第四回	三、九
第十回	四、〇
第三回	五、二
第九回	六、三